

日本書紀通釋

坂田武郷著

上篇之一

No. 1920/1

飯田武郷著

# 日本書紀通釋

明治二十二年八月刊行  
大八洲學會

上篇之一



日本書紀通釋上篇總目

第一卷

總論

撰史 題號 異本 一書 讀法 潤飾文華之辨

第二卷

神世七代章

第三卷

八洲起原章

第四卷

四神出生章 本書至第五一書

第五卷

同上 第六一書

二錄目篇上

第六卷

同上 第七一書至第十一書

第七卷

瑞珠盟約章

第八卷

寶鏡開始章

第九卷

同上 第一一書至第二一書

第十卷

同上 第三一書

第十一卷

寶劍出現章 本書至第三一書

第十二卷

同上 第四一書至第六一書

第十三卷

同上 第六一書

第十四卷

天孫降臨章

第十五卷

同上

第十六卷

同上

第十七卷

同上 第一一書

三錄目篇上

第十八卷

同上 第二一書

第十九卷

同上 第二一書至第八一書

第二十卷

海宮遊行章

第二十一卷

同上 第二一書至第四一書

皇統承運章

日本書紀通釋卷之一

飯田武郷謹撰



止代の故事の傳はり來つる狀。又其を漢文字以て記し傳へたる狀。後撰史の  
起り終り此紀の撰のりしまてをづらゝ考るま。まづ此大皇國の古傳説の起  
原の開闢之初より天御中主尊御座し。次高皇產靈尊神皇產靈尊成坐し  
天地を造りて世を始まらして其御自所預知看一故事を教へ給ひ。

古事記序に乾坤初分參神作造化之首。陰陽斯開二靈為群品之祖。故太素  
香冥因本教而識孕土產島之時。元始綿邈賴先聖察生神立人之世とある  
ハ三神の天地を造坐し伊弉諾伊弉册二神の群品の祖として國土人民をも成立玉  
へる古事を産靈大神の詔教へ傳へたまへるに賴て識らるゝと云るまで右に云る意也  
はた其千五百坐と多よ坐る御子等の見知坐し聞知り坐る故事をも其御裔  
の八十連綿次々遠長に聞繼き語繼き世も弘まり傳來つるよなん有ける。

W2 19200/22

一上

て産靈大神の神の御上の故事を傳へ坐る事ハ。何の由ならむと云ふ世に在る事ハ。悉く天神地祇の御心に漏る事無れば。神祭を主と爲玉ふ事。政事の本なる故。皇孫尊の天降坐して世を治め給ふ事。天津神國津神を齋き祭りたまはむ事。事を事教へ給ひて云々の事有むハ其神の所業也。其神ハ云々の因縁よりして生出。云々の事を掌る神なれば其祭を云々爲ふ事。事教へ給ふ事として傳へ坐る事ありける。式の祈年祭大嘗祭詞などは。神漏岐神漏美命以氏天社國社登稱辭竟奉皇神等とあるを以て。右の意ハ知る事なり。以上古史徵開題記の大意を以て其古傳説。すべて千万歳の間。いかにして傳へ來つるものと云ふ。古語拾遺序ハ。上古之世未有文字。貴賤老少口々相傳。前言往行存而不忘。と云る事正しき徵なりける。ことに文字と云るハ。即今の漢文字也。假名反切義解と云るところを漢字と替て書れたるにて知ハシ。上古ハ。後の世の如く。漢文字以て物記す事なけれハ。すべての事實を貴賤老少心に記えて。口々語傳へて。忘れざりとなり。其ハ何事も朴畧なりと上代の風を思わなして悟るハ。漢字以て物記す世とありても。此遺

風ありて。古のまゝの故事を語傳へ。事の書は見えたるハ。仁徳紀ハ應神天皇崩坐して。仁徳天皇未だ位に即給ハざりし間。額田大中彦皇子倭。屯田及屯倉を掌むことたまひて其屯田司出雲臣之祖淤宇宿禰に語給はと。是屯田者自本山守地なり。是以今吾掌らむとす。汝者掌へからすと云ハ。事あり。この山守の地と云事ハ。御父應神天皇の御代に。任大山守命合掌山川林野と云事ありて。山守部を定めて。大山守命につけ玉ひしことあり。大中彦命ハ大山守命同母兄弟なる故に。其時淤宇宿禰其事を。太子宇治稚郎子皇子に申上しか。太子御答ハ。汝大鷦鷯尊を啓せと詔玉ひき。即大鷦鷯尊の許に參りて啓けらと。臣ハ所仕屯田ハ。大中彦皇子距みて治めすと白上り。大鷦鷯尊倭直祖麻呂を召て。屯田本より山守地と謂ふ。如何と問玉ふ。對言ク。臣不知。唯臣弟吾子籠。此事を知れりと申し。此時も吾子籠韓國へ御使へ罷りて。未歸來と云。大鷦鷯尊淤宇宿禰。汝躬韓國に往て。吾子籠を喚て來れ。日夜を兼て急に往れと。告らして遣はし。故淤宇韓國に罷りて。即吾子籠を掌

て來りしハ即倭、屯田の事を記給ひし。吾子籠申と。僕傳承る。纏向玉  
 城宮御宇天皇仁之世。科太子大足彦尊。倭、屯田を定め玉ひし時の詔旨。  
 凡倭、屯田者。天下所知看御世々々の天皇の御田なり。帝皇の御子と申すとも。  
 天下まろしめす君は非ず。掌る事を得と定玉ひき。此を山守、地と申ハ非ふ  
 りと白しき。大鷦鷯尊即吾子籠を大中彦命の許に遣して。其状を告しめ給ひ  
 しか。大中彦命更は爲使センヌなりし見えたり。これまで思ふへし。もし文字も  
 て。上古の事をひろく記し傳へたらましか。如此許の事を問給はむとて。韓國ま  
 て御使を行たらむ人を。故は喚來て尋ね給はずともありぬべきを。猶か古のま  
 り。故事を口傳へしものなるを。上古の事みな口傳なりしといへる。右の古語拾  
 遺の序を始て。舊ハ天長七年八月は書れたる新撰龜相記。上代舊辭皆以口  
 傳。龜卜亦復如是。とある文。三善清行の革命勘文。上古之事皆出口傳。故  
 代之事變應有遺漏。等の説も見えて。みふ疑なき事なり。さて漢風は物記す事

の始まりしハ。何の御世よりと云ふ事。今よしてはたかみ知へられぬ。漢土へ皇  
 國人の渡り初めたりし事より。推て討ぬへし。去。天明四年筑前國那賀郡志賀  
 島の石窟より。漢委奴國王と銘たる。黄金の印を掘出たるを。國人青柳種麻呂  
 が考に。此印ハ後漢書。建武中元二年倭奴國奉貢朝賀。使人自稱太夫。倭  
 國。極南界也。光武賜以印授。と見えたる時の印なり。倭奴國ハ筑前の怡土を  
 云るなり。其ハ天日矛アマノヒコの後の。怡土。縣主なるか在りて。私ハ漢は通せし時。受け  
 來れる印なるへしと云へり。日矛ヒコの後。怡土縣主なる事筑前風土記に見えり。○落  
 國の義なり。和順の差に用ゐるときは。支韻送危切於偽切。阿行のイなり。韻會小  
 補歌韻鳥禾切女王國の名とあり。人名國名の時ハ。和行ワ又井に通すへし。倭奴國  
 を伊都國とするハ非なり。奴國ハ魏志。東南陸行五百里到伊都國云云。東南到奴  
 國。とありて。筑前儼縣なり。後世彼ハ我帝國を指て。倭奴と云へるハ誤れりといへり。  
 今此考は據て。猶考ふる。彼光武ハ建武中元二年ハ。垂仁天皇の御世の八十  
 六年ハ當れり。紀ハ同御代九十年。日矛ハ玄孫田道間守タチマモリを帝世國ハ遣はし  
 て。非時香葉トケノハ調橋ツルハシを求めしめ給へる事を載られたる。とて其國と云ふなけれ。此

頃となりて、朝廷よも漢國の事を粗知らせ給ひしを以て、我は因縁ありけなり。猶此より先よも後漢書よ、倭、在韓、東南大海中。云々凡百余國。自武帝滅朝鮮、使譯通於漢者三十許國。々皆稱王。世々傳統。其大倭王居邪馬臺國。云々云云。見え、また此後よも。同書よ。安帝永初元年倭國王帥升等、獻生口百六十人願請見。あるれらみな、かの國皆稱王云々。云へる類よて、彼、大倭王居邪馬臺國。云云。天皇の御使よはあらず。西偏の國の長たちたるもの所爲よて、私よ外國よ通交せる者の所爲なる事ハ明らけし。されハ朝廷よハよしや知し看さずとも。かゝる者共ハ、漢國よ往來して、かの漢、委奴國王など、文字彫れる印をこも授けり來れるを見れハ、既之西偏の國よ。漢文字あり云事を。知れりし事ハ明らけし。其より前々も、文物開けたる國ハ、使を遣し、もの、文字ある事を知らぬよしあるハからず。されハ朝廷よハ知しめさずとも。我皇國よ漢文字の傳ハり來りしハ、垂仁天皇の御世の末頃を定めて見れハ、神功皇后韓征の御時までハ、凡百五十年程もあるハ

と。かゝり年ふる程、私よ漢土よ交通したらむからよハ、彼國よ用ぬし文字をわつゝも習ひて事通はし。將、己の爲よも用ぬたるへと。さる中よハ、彼國籍をもおろゝ讀辨ふる者もありたるへと。新羅御言向の頃となりてハ、別て諸韓また漢國よ渡れるものも多ありぬへと。皇后御歸朝の後ハ、韓國よ府を置給ひて、常よ皇國入往來ハ絶せりけれハ、必通事たちたる者もありて、韓國より奉れる表文等を讀解き。又此方より仰下さる、旨をも書ふとして事を通はし。將、次々參渡れる博士とも仰せて、惣て韓國よ關係る事ハ、官よ書留めしめられたるへきなり。かゝて其文字の便よきよ因て、此方の要ある事をも、彼文法よ擬ひて、且々書記しもして、漸々に用ぬる事こそなりたりけむ。かゝて仁徳天皇四十一年春三月、遣紀角宿禰於百濟。始分三國郡、壇場、具、錄、郷土所出。云事見えたり。此を物記す事の、紀よ見えたる初なるハ、彼ハ郷土の事をさへ錄させ給ひしを見れハ、此頃を朝廷よても、かゝる事ハ記させ給ひし事炳馬し。かゝて履中天皇元御世四

ノ



年よ及びて。始於諸國置國史。記言事。達四方志。と記したり。既に此御世  
 に至りては。世間も大方行わたつて。何事も書記すへとなりたるなり。古語拾遺も此  
 御世の事なり。三韓貢獻。奕世無絶。齋藏之傍。更建内藏。分收官物。仍令  
 阿知使主與百濟博士王仁。記其出納。と云る事もあつ。此は阿知使主と王  
 大皇國も。漢字漢籍の傳り來ぬる因縁。またそれを世に用ぬる事となれる。事  
 は述るゝ如くありけらし。さて其後は。文字の道を得る者も世々も出來て  
 上古より語繼き來ぬる。要ある古事ともいひつゝ。書記せる籍の。諸家に出來  
 たるなり。さてそれより撰史の事の見えたるはしめり。推古紀二十八年。是歲皇太  
 子島大臣共議之。錄天皇記及國記。臣連伴造國造百八十部。并公民等。  
 本記とあり。此錄とある記等。今傳はらぬ。其書風いかは有けむ知へからぬ  
 も。釋記も引る上宮記の跡載を考ふれば。古事記の如く。假名漢文入交り。所謂  
 宣命書の文をも交。記されけむとおほえたり。  
世に傳はる舊事本紀を。上宮太子の撰と。其序はあれど。既に大人等の辨へ

られたる如く偽なり。其偽作れる世は弘仁より後。延喜より前ありし。さて次は天  
 事。弘仁十四年の事の見えたる。延喜私記に既に引用たるまで灼し。さて次は天  
 武紀。十年三月丙戌。天皇御于大極殿。以詔川島皇子忍壁皇子廣瀨王  
 竹田王桑田王三野王上毛野君三千忌部首子首阿曇連稻敷難波連大島平  
 群子首。令記定帝紀及上古諸事。大島子首親執筆以錄焉。と見えたるは。  
 御大極殿詔とあるなど。撰史の擧の嚴重き公事は成る始まらんありける。されど  
 其十五年九月。天皇崩じ給ひ。此時大詔蒙りたる人の中。功成らざるも死  
 たるなごもありなごして其功畢へす。  
此時の帝紀は世に傳はらされ。擧をらざるか如く。なれど。今の日本紀は。此を本文と爲玉ひしこと  
ハ明らかあり。書紀集解に。今の日本紀を此時に成れるものなりとして論へる。其中に。天武天皇十三年作八色之姓。譬如下中臣連改爲朝臣。大伴連改爲宿禰。而神代上紀曰。中臣連遠祖。又下紀曰。大伴連遠祖。此等之類。不遑枚舉。凡謂遠祖。証。今之氏姓也。親王之時。何不舉今姓。而猶依舊姓。是書紀成于天武天皇十年。其證云々。とありて。次は出せる和銅七年二月に。紀朝臣清人等。詔して。國史を撰しめ玉ひし。此は續て其後を補はしめ玉ひし物として。書紀三十卷。自神代上紀。至天武天皇元年紀。是天武十年大島子首等所筆削也。自天武天皇二年紀。至持統天皇紀。凡舍人親王奉勅執行。清人藤原等所筆削也。非舍人親王一手所成者。故今論明之。と云れたる。和銅七年のハ其趣異なるものと見ゆれども。日本紀ハ此時の帝紀。書續きて修め玉るものなりと云へる説ハいはれたるは。此

事ならざりしものといふべからず。次は元明天皇和銅四年九月十八日、大<sub>オホ</sub>安麻呂<sub>ヤスマロ</sub>朝臣<sub>チカノミ</sub>に詔して、神田阿禮の記誦たる勅語の善辭を撰録して、獻らしめ給ふ。同五年正月廿八日功畢て奏上れり。古事記是なり。其書の体裁ハ序表見えて、皆人の知れるものとし。次は同天皇和銅七年二月、詔從六位上紀、朝臣清人、正八位下三宅、臣藤麻呂、令撰國史。紀續ごりて、其年の中は功成竟て奏上たりき。奏上の事史ハ漏たれども、扶桑略記ハ和銅七年上奏、日本紀云事あり以知られり。此即釋紀私記ハ所謂假名日本紀なり。此事大ニ云、此ハ上奏の月日ハ闕たれども、推て十二月の事とすたらむも、かの清人藤麻呂ハ令せ給へるハ二月の事なれハ。速は功成れるを思ふハ。神代を始、大御代の嗣々をいごあらあらよ記されたるものよて、其卷數も古事記はいつのものなりけむ。其書世ハ傳はらされハ。知へきよ一なきか如くなれど、かの天武天皇、御世ハ、川島皇子等ハ令せ玉へるの如き。嚴重き撰史の御舉とも見え。此人等のむけハ位階の卑き。先朝の人等の比ハあらしむをおもへし。古事記成て、今幾はごもあらざるよ。又かゝる國史を撰はしめ給ふハいかよと云ハ。古事記ハ先朝の大御意ハ出たるものよて、むねハ勅語、善辭を傳へしめ玉ふ御舉。この事ハ本書の序表見たり。こたび撰らせ給ふ日本紀ハ、それハ異りて、御世御世の卷をも、假名漢文宣命書など入交りなからも、此ハ此書の、今る文のめ、や、漢の國史風ハ似る事を力めしめ、また古事記ハ漏たる古事ごをも、撫ひ採らせ給ひて、や、今の日本書紀乃体裁ニ、近之書しめたまへるものならむと。推量られたり。平田翁説に假名本といふことも、頃の假名文ハ非ず。漢文も交けむ思ふ。次ハ元正天皇養老四年五月癸酉、先是一品舍人親王奉勅、修日本紀。至是功成、奏上紀三十卷系圖一卷。續紀此文ハ日本紀ごのみあれど、是即今ハ傳ハる日本書紀なり。諸此日本書紀ハ、大<sub>オホ</sub>安麻呂朝臣も加はりて修られたる事。弘仁私記序ハ、夫日本書紀者、一品舍人親王、淨御原天皇第五皇子也從四位下勳五等太<sub>オホ</sub>朝臣安麻呂<sub>ヤスマロ</sub>、王子神八井耳命之後也奉勅所撰也云々。親王及安麻呂等、

事ならざりしものといふべからず。次は元明天皇和銅四年九月十八日、大<sub>オホ</sub>安麻呂<sub>ヤスマロ</sub>朝臣<sub>チカノミ</sub>に詔して、神田阿禮の記誦たる勅語の善辭を撰録して、獻らしめ給ふ。同五年正月廿八日功畢て奏上れり。古事記是なり。其書の体裁ハ序表見えて、皆人の知れるものとし。次は同天皇和銅七年二月、詔從六位上紀、朝臣清人、正八位下三宅、臣藤麻呂、令撰國史。紀續ごりて、其年の中は功成竟て奏上たりき。奏上の事史ハ漏たれども、扶桑略記ハ和銅七年上奏、日本紀云事あり以知られり。此即釋紀私記ハ所謂假名日本紀なり。此事大ニ云、此ハ上奏の月日ハ闕たれども、推て十二月の事とすたらむも、かの清人藤麻呂ハ令せ給へるハ二月の事なれハ。速は功成れるを思ふハ。神代を始、大御代の嗣々をいごあらあらよ記されたるものよて、其卷數も古事記はいつのものなりけむ。其書世ハ傳はらされハ。知へきよ一なきか如くなれど、かの天武天皇、御世ハ、川島皇子等ハ令せ玉へるの如き。嚴重き撰史の御舉とも見え。此人等のむけハ位階の卑き。先朝の人等の比ハあらしむをおもへし。古事記成て、今幾はごもあらざるよ。又かゝる國史を撰はしめ給ふハいかよと云ハ。古事記ハ先朝の大御意ハ出たるものよて、むねハ勅語、善辭を傳へしめ玉ふ御舉。この事ハ本書の序表見たり。こたび撰らせ給ふ日本紀ハ、それハ異りて、御世御世の卷をも、假名漢文宣命書など入交りなからも、此ハ此書の、今る文のめ、や、漢の國史風ハ似る事を力めしめ、また古事記ハ漏たる古事ごをも、撫ひ採らせ給ひて、や、今の日本書紀乃体裁ニ、近之書しめたまへるものならむと。推量られたり。平田翁説に假名本といふことも、頃の假名文ハ非ず。漢文も交けむ思ふ。次ハ元正天皇養老四年五月癸酉、先是一品舍人親王奉勅、修日本紀。至是功成、奏上紀三十卷系圖一卷。續紀此文ハ日本紀ごのみあれど、是即今ハ傳ハる日本書紀なり。諸此日本書紀ハ、大<sub>オホ</sub>安麻呂朝臣も加はりて修られたる事。弘仁私記序ハ、夫日本書紀者、一品舍人親王、淨御原天皇第五皇子也從四位下勳五等太<sub>オホ</sub>朝臣安麻呂<sub>ヤスマロ</sub>、王子神八井耳命之後也奉勅所撰也云々。親王及安麻呂等、

更換此日本書紀三十卷并系圖一卷今見在圖書寮及民間也養老四年五月廿一日

者を紀よハ舍人親王の名のみ標たるを私記序また日本紀竟宴歌序其餘の書

等よもみな安麻呂朝臣の名をも標たり釋紀に引る或書よハ安麻呂朝臣一人ハ

日本紀竟宴歌序直幹天慶六年同竟宴歌此を案ふよ紀よハ此人の名を記

し漏せるよて實ハ舍人親王ハ總裁ごましく安麻呂朝臣ハ其祐となりて修ら

れけむ故よ紀よハ親王の御名の標されしならむ姓氏錄の撰者万多親王とも

にのみ係て申すと同し六人なるを專と万多親王

謂にて此例甚多かりと云れたるか如しとて先是奉勅とある年ハ知へらむと

思ふよハ天武天皇十年三月ハ川島皇子等よ令せて記としめ給ふとある撰

史の擧をうけ繼て此親王并安麻呂朝臣よ勅し給へるものなるへ此事上に集

出て委いへり然らハこの奉勅ハこの御代よりなほ先代文武元明二帝の朝の事よ

もあるへ一然るよ此御擧や漢史風の体裁を似ねひ作り給ふたごハ容易からず

して卷の數も少く古語を肯ごしたるもの一二部出來たるなりとれとそれいそれ

まで此度の日本書紀ハ天武天皇の所思念起せる御旨趣を基本として撰はせ

給ひたりけりとて釋記は假名日本紀と今在る書紀との前後を問答したる

處よ假名本元來可在為嫌其假名養老年中更換此書云々といひ

此書といひ日本書紀なりまた或書云養老四年令安麻呂等撰錄日本紀之時云々假

名之本尤在此前耳とあり平田翁云此を合せて考るよ和銅七年よ奏れる日

本紀ハ即所謂假名日本紀なる事疑なし武郷云平田翁ハ和銅七年の日本紀

扶桑略記にも一本にのみ記とありて印本にハなほ紀と作り水鏡の古寫本とも何れ

もみな紀とあり其他日本記と作るハをさくあることなけれハ改められしハ非なり故

今ハ悉本と反ひて此假名本ハ先に成り今の日本書紀ハ後よ成る事ハ上よ

引る弘仁私記序釋紀共よ更換と云るハ和銅七年よ上奏れる日本紀ハあれと

また更よ今存る日本書紀を撰へる由なること私記ハ假名本を古本と云ひ今ハ

日本書紀を後本と云ふるを思合せて曉るへし又此よ依て思へハ假名日本紀

と云稱も。後よ成れる日本書紀の漢文なるを對へて。号けたる稱にて。唯よ日本紀  
と云ひし事。上下に引る扶桑略記の文にて知へし。云れたる事なから。右よ  
引る釋紀よ。假名本爲嫌其假名。養老年中更撰此書。とあるハ謬なるへし。  
上よも云る如く。和銅上奏の日本紀と。此日本書紀とい。其撰らしめ玉ふ根元。  
各異なるものにて。此と彼との相関からず。その其假名を嫌ふか爲よ。など云へきも  
のよあらじかし。但日本紀ハ先よ成り。日本書紀ハ後よ成しか。其日本紀の  
文よ依て。修られし段もあるへきもより。此ハ古事記の傳と同し。其紀中にあるにても知へし。其採撫  
ふよつけてハ。假名を漢文よ改めらる。これまた論なし。さてまた平田翁ハ日本  
書紀ハ右の假名日本紀を。總ての元書として修られたり云れたれ。其説も  
信かたし。弘仁私記序。釋紀共に更撰と云る。和銅七年よ上奏れる日本紀に  
對へて。今存る日本書紀を撰へる由なるへけれど。此又假名本を嫌ひて。日本書紀  
を修られたり爲る徴とい云かた。また私記よ。假名本を古本といひ。日本書紀

を後本と云るハ。當時とる名目もありしなるへけれど。假名と云るも漢文に對へて。号  
られた。日本紀ハ日本書紀の元書たる證とすはかりの事よあらじかし。とるハ

平田翁も。中世の書等よ。日本紀とて引るよ。今傳はる日本書紀よ見えたる事實  
のあるは和銅上奏の日本紀と通えたり。その水鏡に顯宗天皇の前よ飯豐天皇と  
申を皇統よ舉まつりて。此帝をハ。系圖などよも入奉らるれども。日本紀ハ。入奉  
て侍ると見え。大石千曳ハ水鏡注に。此日本紀ハ今世よ傳はる。舍人親王の撰給へ  
然れハ此に日本紀と云るハ。和銅上奏の日本紀なるへし。その紹運録にも。此天皇を皇  
代に入奉りて。皇代曆云。是不註諸王景圖。依和銅奏聞入といひ。扶桑略記にも。  
此天皇を皇代に入奉りて。此天皇不載諸皇系圖。但和銅七年上奏日本紀に載之。  
仍注傳之とあり。此ハ既く。松下見林ハ前王廟記にも。右の書等を引て。此日本紀  
者非全日本書紀と記せるハ誠に然る説あり。○武郷云。印本略記の文に。和銅五  
年とあれども。一本ハ七年とあり。さて上にも云るか如く。水鏡を始め。何の本にも日本  
紀とありて。言偏なるハなし。なほ己か見たるものにて。秘閣本と稱る帝王系圖忍海部  
女王下にも。和銅二年日本紀とあり。一年ハこれ誤なり。また前田本。日本帝皇系圖  
にも。飯豐下。和銅日本紀とあり。かく何れ。神宮雜例集よ引る神宮記よ。内侍所  
の神鏡の御事を記せる處よ。件。鏡者於高天原。豆。鏡作。神乃遠祖。天香山命



其後ハ撰み改め給ふ事もなかりしなりけり

題號

此紀の題號舊クヤマトフミと訓めり。抑夜麻登ハ大皇國の大名なり。名義ハ次  
 云ヘリ。これまでの説ハ總てとらすまつ上古ヨ。夜麻登と云ヨ。四種の差別ある事を知るへし。  
 其四種とハ。一ヨハ大八洲の全國を云。二ヨハ大八洲の其一なる。關島を云。三  
 ヨハ畿内の大和國を云。四ヨハ其大和國內なる一郷をも云。此四種其起本  
 ハ一なれども。其名稱の前後本末あり。古來の説とも皆詳ならず。されど煩はし  
 けれハ。其説等ハ總て辨へず。今新ヨ予の説をのみ記すなり神代紀云於是陰陽始  
 適合云々。廼生大日本豐秋津洲。古事記云。生大倭豐秋津島。亦名天御  
 虛空豐秋津根別とありて。此大倭ハ甚大なる島ヨ西ハ長門國ヨ。東北ハ陸  
 奥出羽國マてかけたる。關島の大號なり。名義ハ先に生坐る四國九國ハあれど  
 も。此大倭洲ハあるの中ヨも膏腹土地多ク。人民の家庭所と成るべき秀つ國ナ

るを以。家場所ハ通音と云るなり。此事ハ荒木田久老も既に云リ。應神紀天皇  
 波母彌喻とあり。家庭とハ家屋を敷地を云。御歌ハ夜珥  
 船を漕海を船庭と云カ如し珥波即場なり。故此名ハ二神此國土を作成して即  
 其國体を見そなハリて。御自負せ給へる號ふること明らけし。其ハ神武紀ヨ伊  
 弉諾尊目此國一曰。日本者浦安國。細戈千足國。磯輪上秀真國と詔へる事  
 ある。これ伊弉諾尊の御時ヨ。此御言ありてを以証すべし。此御言を後の一國の  
 なりかつ御子等生坐の時を置て。何倭と見る説ハ甚非事としてそれより轉りて。後ヨ弘ク大八洲全國を  
 れの時にかかふる御言ハ詔ふとせむ。としてそれより轉りて。後ヨ弘ク大八洲全國を  
 も稱て。大倭と云るハ。此關島の名の大に及へるものなる事ハさらなり。これも神代  
 より云ヒ初めたりし事ハ。下ヨ云。さて又畿内の大和國の名も甚舊し。此關島の  
 大倭洲の内マても。此國ハ後ヨ皇孫尊の所思看む國と。神代ハ大己貴命の詔  
 置玉へる如ク。特なる所由あつて。此國を專と云習ハしとりしなり。これ將家場所  
 なる。其ハ神代の神等の御言ヨ。往々見えたる。其一二をいはハ。大物主神の御言  
 是吾欲住於日本國之三諸山と詔ひ。また八千矛神自出雲將上坐倭

國ニあるハれも當昔。倭ト云名ありし證ト爲へし。同神の御歌にも、夜麻登能ま  
 た饒速日命乘ニ天、磐船ニ而翔行太虛也。晚ニ是鄉ニ而降之。故因ニ目ニ之曰ニ虛  
 空見日本國ニ。あるハ更なり。記紀の外ニも。神賀詞播磨風土記等ニ見えたる。  
 みふ何れも。神代の事なり。さて又一郷の大和あり。和名鈔大和國城下郡大和  
 於保夜 郷トあり。此名號の起本ハ。一國の倭より起れるハト云ハ然らず。此ハ  
 倭大國魂神の御名より起れるなり。其證ハ。此神の御名義を。大倭神社注進狀  
 云。在大倭豐秋津國ニ守ニ國家ニ。以號曰ニ倭ト大國魂神トありて。此倭ハ即ち  
 上ニ云ル。大八洲ニ内ニふる。關島の大倭より延て。大八洲の全ニ巨ニ稱ニを以テ。名  
 け奉れるなり。これ既く大八洲全洲をも。大倭と云ひしこと知へし。万葉五よ。天地能大御神等。倭大國暨  
 云々トあるも。大八洲全洲の御靈ト申す義なり。さて此大神ハ。皇孫天降の御  
 時より。皇大宮の内ニ祭られ玉ひハを紀又注崇神天皇六年ニ皇女淳名城入  
 姫命ト託て。始て其時の皇宮磯城水垣宮を出テ奉りて。同郡ふる穴磯邑ニ崇

き祭り給ひき。これを注進狀ニ市磯邑トあるハ誤なり。其ハ垂仁天皇二十六年の紀  
 ハ市磯ハ誤ナに。定ニ神地於穴磯邑ニ。祠ニ大市長岡岬ニ。あるハ。此時の亦の傳ナレ  
 る事明けし。この處を後改ニ名曰ニ大倭邑ト。注進狀ニ見えたる。これ即今の城上  
 郡穴磯にて。万葉十二ニ。纏向痛足式ニ城上郡穴師ニ坐ニ兵主神社トある此地  
 なり。大市ト云ハ。即和名鈔。此ハ大倭大神の鎮坐せりしより。其大神の御名を  
 城上郡大市是なり。此ハ大倭大神の鎮坐せりしより。其大神の御名を  
 とりて。後ニ其穴磯ニ邑ニ大倭邑トハ云ハしなり。さて又其後の御代ニありて。穴磯  
 邑より。右の城下郡大倭邑ト今ハ山邊ニ。此神を移テ奉り。此事ニハ是盡シカ  
 きて其より又。其地ニ大和郷ト云ハ。其大神の御名を採テ号けたりし事。  
 かの穴磯ニ邑ニふるト同シひるハ。然るハかの穴磯邑ニなる大倭の名ハ。既ニ絶テ知  
 入ル。今の大和神社ニ邊ニ殘れる地のみニなりぬる。長ク此大神の御坐所ト定  
 りたるハ依テなり。されハ一郷の大和ト名ハ。崇神天皇の御代より後の名ニふる事。  
 右ニ云ルカ如シ。さて又神武紀ニ。以テ珍彦ト爲ニ倭國造ト。國造本紀ニも。此御世  
 大倭國造トあり。と云事あり。此ハ一國の名ニあらて。古ニより一郷の名ト云リ。と  
 珍彦ト同人なり。

ら、猶既と倭と云郷名。神武天皇の御代の頃より。あはしのか如く聞えていと疑し  
 きな。こゝよ栗田寛云。此大倭國造也。大和の半國許をも所轄しものよて。大和  
 一郷は限れるよあるへからすと云り。今其説は據て考ふるよ。かの珍彦は。香山よて  
 功績あり人なりけり。神武紀此御代に。其香山の邊は宅地を賜ひ。此事は倭國  
 の半國許をも賜ひて。其國造とせられたる。其地とも今慥かに知られぬともま  
 つ宇陀郡也。其本土の事なれり。領りしこと本よりよて。延暦儀式帳に。宇太乃  
 多宮坐只其爾即大倭國造等神御阿貴宮坐只次佐々波  
 田并神戶進只とあるよてたしかあり。後の十市城。上下山邊郡。猶其餘の處々  
 をも廣く所轄ししからよ。其一國の名を以て。倭國造と名を負せ玉ひよけむ。  
 なほ思ふに。添上郡ありたりをも領りたるむと思し。雄略紀に。大倭國造吾子籠宿  
 禰貢狹穗子鳥別爲穴人部とある。狹穗は添上郡なり。され此邊とてその部内  
 なりけされ此國はなほ。倭一國の號なりしと明らけし。も此を一郷の倭として。  
 名と見る時。神武紀に國造をおかれし事も疑。て其後高長尾市宿禰に至りて。此  
 市磯長尾市とも云へるを以て。十市郡なる市磯の邊に住し人なる事知られたり。此  
 城上郡穴磯は遠からぬ域なり。故其先祖珍彦より以來の宅地ならむと上よ云る

り此大倭大神を。其部内なる穴磯邑よ齋き奉りしより。即其邑をも。後よ大和  
 邑と改めしなるへと。今の山邊郡ふる大和郷も。又同じきこと上よ云るか如し。と  
 て其大和の地は鎮坐す故よ。式よ大和坐。大國魂神社と云るなり。され大日  
 本全國よかゝる稱号と。大和郷に鎮坐す神名とを。混すへからす。又序よ云ふ。大物  
 主神をも。倭大物主命と云事あり。崇神紀七年よ。この神の御言よ。我是倭  
 國域内所居神と詔ひ。また同卷歌に。柳磨等那殊於期望能農之とある。此はな  
 ほ畿内一國の名なり。其は此一國を此神の殊よ御心いれて。造給へし事。後  
 の物なから。總國風土記等よも見えなれり。大倭造す大物主と稱申し。倭大物  
 主神とも申せる。かの大倭大神の。全國よ巨れる御名と異なりかし故。倭國域  
 内所居と詔へるも。かの神代よ。欲住於日本國之御諸。山と詔へると同事な  
 り。此差別をも心得おさす。まごいしかるへし。さるをこれまでの注者。今の大和  
 國をのこ。名の起りと心得て。耶磨登の耶磨を。山の義と爲る説とも。何れも末の



義よて、かの大八洲の内なる。一島の名より起れる事を。おもはぬ説なれい。古書と  
 もに證するよ。すへて叶はず。さて此題号の耶磨登は。大皇國の大名なる事。上よ  
 云るか如し日本の字は。孝徳紀大化元年の詔書。明神御宇日本天皇。と初  
 て用ゐられたれども。其の未。夜麻登と云訓はなかりしなり。所以に神代紀は日  
 本此云耶麻騰下皆效之とある國号考云。夜麻登と云よ。日本と云字を用る  
 事。書紀より始れり。其の未。例ふべきことよて。世人の惑ふべき故よ。其訓注のあ  
 るなり。古事記は。大化の年より遙く後よ出來つれども。總ての文字も何も。古く  
 書傳へたる任よ記されて。夜麻登よも皆倭字をのみ書て。日本と書れざる所は一  
 もなきを。書紀は漢文を潤色り。字を撰ひて書れたる故よ。新よ此嘉号を當て書  
 れたるなつ。但畿内乃一國乃夜麻登よも多と倭と書き。天下の头号よ。日本と  
 書て。紀中大凡此例なり。人名も此意味よて。天皇の大御上よ。日本。又然らぬ  
 人のよ。倭と書れたり。神日本磐余彦天皇。倭姫命などの如し。日本武尊。天

皇の大御父よ坐て。萬事天皇と等しき故よ。日本と書れつるなり。又比能母登  
 書に見えず。日本と云の意は其意なれども。比能母登とは訓す。始より字音にそ云けん万葉  
 集に。日本之とあるを。比能母登と訓る所多在。後人の強て五言に訓む爲の僻事にし  
 て。みな四言に夜麻登能と訓へるなり。唯三卷なる不盡山の長歌に。日本之山跡國乃  
 云々と。續後紀十九卷。興福寺僧の長歌に。日本の野馬臺能國遠云々と。ある此  
 等。比能母登能あり。然れと國号よ。と云れたる。其日本と云。異國へ示さむ爲よ。設  
 られたるよ。あれども。其元は。新羅國より稱奉れる稱號を。受させたまへるなり。  
 其の信友の説よ。韓國を言向賜へる時より。や。年經るほと。彼國は關係る事。ハ  
 專韓人よ命て。書しめ給へりしなるへと思はるるよ。就て。考徴せる事の此彼ある中  
 の。一二を説はむ。其の神功紀ある。新羅御言向の時。彼國王の言よ。吾聞東。  
 有神國。謂日本。亦有聖王。謂天皇。必其國之神兵也とある。決て韓人の  
 寶録なるへし。其のまつ東有神國と云る。いと既くより大皇國ある事を知りて。  
 尊畏み。はた神の御護乃奇異よ厚き御國からたる事を。知たりけるよ。よりて。深と  
 畏み憚りて。然に稱せるなり。  
 神國と云へる事。是より。前の文には有事なし。さて謂日本と云へる。韓國

いもろこの東は在りて。後世は彼國人かほりけり。東國或は吾東方など云るを以ておもふ。そのかみも然る意をへりて。日出る近き東の國など。ほりけり思居し心ならひ。其東なる神國なれば。日出方の本國と云ふ意まで。既に日本と稱ひて畏み尊みたりしなり。續紀天應元年七月。栗原勝子公言。子公等之先祖伊賀都臣。神功皇后御世使於百濟。使娶彼土女。生一男。名日本大臣。遂尋本系。歸聖朝云々。と云傳たる日本も。當時百濟人の稱詞と聞えたる。當時より既に。崇神天皇の御世。任那人都奴我阿羅斯等か。歸化て奏せるに回らして。書れたる文なるべし。又そのかみはやくより。日本と稱へりしにやめらむ。いとまれ。稱へたるころはななし。あまるを朝鮮の東國通鑑に。新羅の文武王十年。倭國更号日本。自言近日。所出以爲名。といへる。この新唐書に。咸亨元年の下に。然書たるをとりて。已か國の年紀は合せて。書たる謾言なり。其いもと已か國にて稱へ奉りたる号なる事をつゆし。さて韓國臣服參りて後。表にも日本と書て上りけり。故此方よても其尊稱を受給ひて。すべて外蕃へは日本と詔ふ例とそふされける。孝徳天皇大化元年七月丙子。高麗百濟新羅并遣使進調。百濟調使兼領任那使。進任那調云々。巨勢徳太臣詔於高麗使曰。明神御宇日本天皇詔旨云云。又詔於百濟使曰。明神御宇日本天皇詔旨云云。と見えたり。今よもすなはち其定は載られて。公式令の詔書式。明神御宇大八洲天皇詔旨のるを。義解は用於朝廷。大事之辭也といひ。明神御宇日本天皇詔旨。とあるを。以大事宣於蕃國使之辭也。と謂へるを以も知るべし。但し既に應神天皇御世二十八年高麗王の上表。教日本國と書たるを。太子の讀まして責給へる事。書紀に見えたり。此の教と書けるか。無禮きを責給へるなり。又經籍後傳記。推古天皇の御世。もろこの書籍を買ひしめ給ひむとして。御使を渡給ふより。隋王かとも賜へる詔書に。日出處天皇。致書日没處天子。詔ひ遣はし給へりし由みえたる。日出處も天皇も。とも韓人か稱奉れる意はへを。用とせ給へるまで。もろこの人か。自己の國を中國中華と云ひ。王を天子と云ひて。ほいなるといいたく異あり。

もろこの書に。日本と記せる。梁の世に任助か述異記に。日本國有金桃云々と云へる。舊かる。

もろこの書に。日本と記せる。梁の世に任助か述異記に。日本國有金桃云々と云へる。舊かる。

きその既に韓國にて稱する号を用たるものなり。又新唐書に日本古倭奴國也云々。咸亨元年遣使云々。惡倭名一更号日本一使者自言國近日所出以爲名といひ。り咸亨元年の天智天皇の九年に當れり。此時日本と云ふ号の謂を問さるけん。し

かしくと答へける。前に日出處天皇と詔遣し給ひしに打めひて。あはれいといふ答なりけり。惡倭名と云へる。かゝて大皇國の號の夜麻登と云ふ。打まかせて日本の

字をも用る事ハ書紀や始なむ。武郷云此事ハ已に本居かゝて日本の字の嘉し

と。ふさいしきによりて。字訓は比能母登とよみて。おれも大御國の又の稱となれ

るふり。以上信と云れたるが如し。なほ神國といひ。天皇と云る文字も。新羅國

云いたれども。此に云はす。紀中其文字の出たる處に引出て云へし。然るを平田翁説に

日本と云名も。元來ハ皇國人の唐世頃なると。稱始めし名はあらず。既に軒輅

黃帝紀に乘黃と云獸の事を。出日本國壽三千歳と見え。梁任叅か述異記に。日本

國有金桃。其實重一斤なども見えて。彼國より尊み稱せる名なり。と云たる。甚しき

非也。軒輅黃帝紀の事ハ論あり別に云へし。梁任叅か述異記に。大凡繼鉢天皇の頃

の人なれ。其頃既に日本の号ありしを。彼國に聞つけて。書さるのみ。にこそあれ。彼國よ

り尊み稱せる証更なし。其証とて引れたる文ハ。次に釋紀にも。問謂日本者。是唐朝

所名歟。答延喜講記曰。自唐所号也。云云。開題記に。これを日本と云名の。唐土にて

名けたる証とせし。杜撰あり。引たる文のさまもたかへり。此文釋紀に。問大唐謂

此國爲倭。而今謂日本者。是唐朝所名歟。云々。延喜講記曰。自唐所名也。隋文帝

開皇中。入唐使小野妹子改倭号爲日本之号。とある文なるを。文の前後を切り

裁て。あらぬさまは引付たりしなり。さるは。此釋紀の文を。と。し。唐土にて。此國を

古より倭と云り。然るに今日日本と云ふ。是唐の代より所名歟。將我國自稱歟と問へ

る答。延喜講記曰。彼國唐の代より号くる所なり。我國さてハ隋の代に。小野妹子か

改倭号爲日本と爲り。然れども。隋皇其を許さず。唐代に至りて。武徳中。初て日

本と号せり。と云る文にこそあれ。それを問大唐謂此國爲倭。而今の十字を略きて。

日本と云号を唐土より所名歟。と云意にとりなしたるハ違へり。唐朝ハ唐代なり。唐

土の事にあらず。さて其答に自唐所号也とあるも。隋代を過て。唐代に至りて。始て

名くる所なりと云文を。其をも接続の文を盡く截去て。唐土より所名也と云証に

引れたるハ。いかに杜撰にあらずや。よく釋紀の文を見る。し。さる意さらにある事な

し。されハ唐土にて。日本と云名を負せし証ハ。一もなしと知へし。また日本自唐當東

方之間。唐朝所名也などもあり云々。開題記に。これを日本の号を唐朝より名づく

何。答師說宋太子。詹事范蔚宗。撰後漢書之時。叙帝王事。謂之書紀。叙臣

下事。謂之書列傳。然則書紀之文。依之歟。云々。と云いさる説よて。舊之皇國

は傳ふる漢書ハ。漢書紀とあり。よし。屋代弘賢わりの傳へ語られき。然れハ書紀

といふ号は。漢書の題號は依へりとする。釋紀の説は違ひあるまじしと云ふ。附題記  
 といふなり。さて此日本書紀といふ名よりきて。記傳首卷は。題号と心得ね御國  
 の号を標られたるなれども。漢國の代々に國号の異なる故に。その代の号もつけられ。分  
 りかたけられ。そのあはれ。皇國の天地の共遠長く。天津日嗣つゝままして。かゝらせ給ふ事し  
 なければ。それを分て云へきにあらず。かゝることに國号をあらわさる。ならあるところある時  
 のわさなるは。是に何に對ひたる名をや。たゞ漢國にむかへられたり。見えて。彼にいつらひ  
 いかにか。己か心に。いのか。邊はみたる名とまそおもはるれども。云れたる説はあれ  
 とも。橘守部の其を論ひ直して云と上代の人いふことりのまじも。吾皇大御國を。  
 天地の間は二つとなく。尊き限と思極てありければ。直ち國の大號を擧て。日本  
 某と稱を。上なき自稱といせしよそありける。かの上宮太子の隋王に賜はしつる御  
 書に。日出處、天皇投書日没處天子。無恙否云々。と示たまひ。今此紀中  
 おもにも。凡て異國を西蕃と書たまへる。その意氣の高きは合せても。詔ひてよ非  
 る事著明し。万葉集の歌などよ。何處は對へ。誰は詔ふよ。固あらざれ。日本  
 之倭國者云々。磯城島乃倭國者云々。など恒よあまたよみたるも同事なり。又

吾國者。吾日本者。吾大王者。などよめる。吾も他は對へてよあらず。是は偶親  
 一みて云なりと注せり。是を親辭としらひ。右の國號も自稱となごか悟らざる。是  
 則名物を擧るは倭鍛冶。日向駒。信濃真弓。難波管笠など。己の國郷を自稱  
 して云と。同じ心はへなるをや。されは人皇四代懿德天皇の尊稱を。大日本彦耜  
 友尊と稱し。人皇六代孝安天皇の尊稱を。大日本足彦國押人尊と稱し。人皇  
 七代孝靈天皇の尊稱を。大日本根子彦太瓊尊と稱して。是より御代々の天  
 皇。日本根子を以て通稱としたまへり。此御時未異國の通路なり。此國號は何  
 處に對ひ。誰はいつらひて名のり給ふごかせむ。即か吾天皇を。御代々々日本根  
 子と奉稱は倭ひて。吾天皇の史をも。日本書紀に名つけ給ひたるなるをや。と云  
 れたるいごとく。珍たぐ卓れたる説なりけり。此論は從ふべし。信友も日本に世に比  
 天下一。日本一など稱ふ心はなるべし。外。さて又此紀を。日本紀とも日本書紀と  
 國に對して云ふ意にあらざるを云れたり。も。古昔よりいへるにつきて。信友の論あり。其の著しせる比古婆衣の日本書紀考

よ云く。此紀も日本紀と題られたるを。文人たちの書字を加へて。日本書紀とも稱へるより起つ。遂に題名となりしと見えたり。然るに續日本紀は。養老四年云云令人親王奉勅修日本紀と有を始め。六國史とらなり。古書ともよ。悉く書字なきを。釋日本紀より引たる。此紀の弘仁私記序は。始て日本書紀と見えたり。日本後紀に弘仁三年六月戊子。是日令參議從四位下紀朝臣廣積。陰陽頭正五位下阿部朝臣眞勝等十四人。講日本紀。散位從五位下多朝臣人長執講とあり。此時の人長の私記なり。永正與書本の書目録に弘仁四年私記三卷多朝臣人長撰とあり。また此紀の竟宴歌の本は。延喜六年天慶六年の度ともよ。日本紀竟宴。各分史得云々并序と書出して。これより前元慶六年の度も日本紀竟宴云々とありて序文なし。其序文には。ともよ日本紀と書り。此竟宴歌の書親王の眞跡なりといふを。肥後國熊本にて。臨摸し來れるを。元祿十三年。今井似閑に與へたる自筆本による。普通の寫本には。延喜六年の序文には。書字脱たりされら決て文人の潤色作爲なるを。始めよ日本紀竟宴と書出たるは。舊名は依れるなるへ。文章のいたく漢様なるを思ふし。延喜六年の序の作者は三統宿禰理平なり。又朝野群載に載たる。承和三年に記せる。廣隆寺緣起。釋日本紀より引たる延喜講記も。日本紀と見えたり。万葉集中に日本紀。また日本書紀ともめれ。と後人の勘文と見えなれは論らざるをあらす。さて上は舉たる弘仁より前の書ともよ。續日本紀なるは。さらして。本朝月令より引たる高橋氏文に載たる。延暦十一年三月十八日の太政官符は。日本紀と見え日本後紀は延暦十六年二月の下。また弘仁三年六月の下も。日本紀とあり。但し同紀大同元年七月の下に。是日の加筆か。今他本をけられ。校へきよしなし。古語拾遺下部家傳來の奥書ある古本の奥に。此文を引たるにも。書字あるは。此本に據れるものなるし。又按らば。後紀の承和七年に奏進られて。弘仁より廿餘年後に撰れたる書なれは。當時の名目も。記されたりしもあるし。さてまた後紀の延暦十六年二月の下なるは。續日本紀を撰しめたる。時の詔詞にて。前日本紀とあり。此は續日本紀に對したる文なり。さて其次の文に。續日本紀の事をさへに。單に日本紀とあり。古書ともよ。續日本紀より。以下の國史とも。すして日本紀と云ること例あり。大神宮諸雜事記。天平神護二年神宮燒亡條に。日本紀二部と見えたり。此記いと古く撰たるものならねども。ら古記ともを書集めたる書と見えなれは。當時題名の一証とすし。此後の古書ともよ日本紀と書るは。甚多く日本書紀と書る

いなきを。有るを以て。日本紀といへるは。原よりの名なる事を。知へこそおほゆ。台記に。久安四年四月廿三日。季房朝臣來。話大日本紀事と記。猶いと。此紀も。されて。大字を添たるは。珍し。此は私に傳みてのわさなること決し。此紀も。より書紀と題せるものならは。繼々よ令撰られし史等も。續日本書紀。日本後書



即位の元 終於壬寅之歲。今の日本書紀三十卷。持統天皇の十一年丁酉八月をさせり。終於壬寅之歲。月乙丑に禪天皇位於皇太子。と云まであり。壬寅の頃の事まで記されたるを續日本紀に譲りて。後に削られたるなるべし。されど此序の下文に。自天孫云々神倭云々。洎持統禪讓之際。とある文に。紀の今、文の終、書たるまで禪讓云々の文は。書さすの拙きや。又千支の建さすの今本と異なりしにて。持統天皇の文武天皇に御位を譲り給へる事を漢文に飾れるまでにて。はのみ書す。また千支の建さすの。正に終於壬寅之歲とあれ。持統禪讓までの文と見るべから異なりしもあるべからず。惣三十卷云々。自彼天孫排雲衢八重之路。仙躡降日向千穂之峯。神倭臨曲浦而逢漁人。烏鳥指中州而為鄉導。この天孫起混沌。と云。遂に後の事なれども。かく云るは文なり。神倭云々の神武天皇の御事を。一つは擧て云るなり。洎于持統禪讓之際。傳以洪基文武謳歌之初。受其曆數。乃是四十二帝之興衰者。織微必錄。一千餘年之治亂者。旨要無遺。とある千支。また御世繼の數も今本と異なり。○武鄉天皇より神功皇后を敷て。持統天皇まで四十一代なるを。よは四十二帝とあるは御世繼の異なるか如くなれども。此天慶六年竟宴の時の紀に。文武天皇大寶二年壬寅までを記せし趣。序に見えなれ。今の本と異なり。されは文武天皇まで敷て。四十二帝なり。御世繼の數の異なるに。あらず。これを飯豊青皇女を一代は立られたるよ。よるものなりと云るは。あなは。天皇大友を敷て云る説も非なり。さらは四十三帝と云はしけれ。また同竟宴歌の中。得聖德太子。從四位下行右中辨藤原朝臣師尹。佐支瑛保敷波奈乎者。於幾豆登與止美已。萬津爾者見万須伊呂那賀利介里。と有りて。平假字の詞書も。もるもの。えなのありたま。ちのみこ太子もろとも。そのよあそひ給ふよ。みこひてのたまはと云々。太子たたまはと。ものな。い。ら。このもの。まづのは。ひ。と。し。き。なり。ゆゑ。よ。む。も。し。ろ。し。このたまへり。とあり。此歌よ。よ。める。太子の事蹟。今、世は傳はれる日本書紀に見えず。太子傳曆。三年甲子春三月桃花之旦云々。とあるは符へり。天慶六年の頃の日本紀より。此事蹟の文ありし事知へし。以上信と云れたる。けよ。と。る。説。なり。と。る。は。世。世。の。文。臣。等。か。最。旨。を。受。て。増。補。し。も。あ。り。の。と。また。時。議。は。合。へ。て。私。は。改。め。お。き。も。あ。り。ふ。と。い。つ。と。な。と。然。る。異。本。も。世。は。出。來。よ。ける。な。る。へ。し。此。は。其。一。二。を。い。と。今。の。本。は。飯。豐。皇。女。を。い。世。數。よ。入。れ。奉。ら。れ。と。も。和。銅。七。年。上。奏。の。日。本。紀。よ。り。皇。統。よ。加。へ。奉。り。し。よ。し。ふ。れ。は。養。老。四。年。上。奏。の。此。紀。

即位の元 終於壬寅之歲。今の日本書紀三十卷。持統天皇の十一年丁酉八月をさせり。終於壬寅之歲。月乙丑に禪天皇位於皇太子。と云まであり。壬寅の頃の事まで記されたるを續日本紀に譲りて。後に削られたるなるべし。されど此序の下文に。自天孫云々神倭云々。洎持統禪讓之際。とある文に。紀の今、文の終、書たるまで禪讓云々の文は。書さすの拙きや。又千支の建さすの今本と異なりしにて。持統天皇の文武天皇に御位を譲り給へる事を漢文に飾れるまでにて。はのみ書す。また千支の建さすの。正に終於壬寅之歲とあれ。持統禪讓までの文と見るべから異なりしもあるべからず。惣三十卷云々。自彼天孫排雲衢八重之路。仙躡降日向千穂之峯。神倭臨曲浦而逢漁人。烏鳥指中州而為鄉導。この天孫起混沌。と云。遂に後の事なれども。かく云るは文なり。神倭云々の神武天皇の御事を。一つは擧て云るなり。洎于持統禪讓之際。傳以洪基文武謳歌之初。受其曆數。乃是四十二帝之興衰者。織微必錄。一千餘年之治亂者。旨要無遺。とある千支。また御世繼の數も今本と異なり。○武鄉天皇より神功皇后を敷て。持統天皇まで四十一代なるを。よは四十二帝とあるは御世繼の異なるか如くなれども。此天慶六年竟宴の時の紀に。文武天皇大寶二年壬寅までを記せし趣。序に見えなれ。今の本と異なり。されは文武天皇まで敷て。四十二帝なり。御世繼の數の異なるに。あらず。これを飯豊青皇女を一代は立られたるよ。よるもの。えなのありたま。ちのみこ太子もろとも。そのよあそひ給ふよ。みこひてのたまはと云々。太子たたまはと。ものな。い。ら。このもの。まづのは。ひ。と。し。き。なり。ゆゑ。よ。む。も。し。ろ。し。このたまへり。とあり。此歌よ。よ。める。太子の事蹟。今、世は傳はれる日本書紀に見えず。太子傳曆。三年甲子春三月桃花之旦云々。とあるは符へり。天慶六年の頃の日本紀より。此事蹟の文ありし事知へし。以上信と云れたる。けよ。と。る。説。なり。と。る。は。世。世。の。文。臣。等。か。最。旨。を。受。て。増。補。し。も。あ。り。の。と。また。時。議。は。合。へ。て。私。は。改。め。お。き。も。あ。り。ふ。と。い。つ。と。な。と。然。る。異。本。も。世。は。出。來。よ。ける。な。る。へ。し。此。は。其。一。二。を。い。と。今。の。本。は。飯。豐。皇。女。を。い。世。數。よ。入。れ。奉。ら。れ。と。も。和。銅。七。年。上。奏。の。日。本。紀。よ。り。皇。統。よ。加。へ。奉。り。し。よ。し。ふ。れ。は。養。老。四。年。上。奏。の。此。紀。

一もものなること知られたり。猶其証は、其卷に臨朝乘政。自稱忍海飯豊青、  
 尊。とありて。冬十一月飯豊青尊崩。葬葛城、埴日丘、陵。とあり。かく正しく  
 臨朝乘政云々とあり。御名も尊字を用ぬ。崩と云ひ。陵と記されたるなど。天皇  
 紀を立られたる時の。文の残れるものなり。本より世數を加へず。かゝる文字を紀  
 中、掲げらるべきよしなし。古事記の和銅五年は奏上の書なれば、世數に、  
 いまた立られざりし間の事なれば、此例にあらず。また大友  
 皇子をも。本書より世數を加へ給ふべきことより。も。今本の如きさま  
 なることい決し。然るを中比。これの和銅より以後なり。孝謙天  
 皇の御代の頃にもや有けん。議ありて。一代は數へ  
 奉りしものと見えて。續紀大炊天皇天平寶字二年八月勅云々。自近江大  
 津宮、内大臣已來。世有明德云々。君歷十帝。年殆一百云々。とあり。この十  
 帝ハ。天智、大友、天武、持統、文武、元明、元正、聖武、孝謙と當代とを云るまで。此  
 御世頃ハ。大友をも一代は立しなりけり。此事ハ已く寛政六年に。日下部勝皇の  
 著せられたる藥師寺。捺銘釋に。此勅を

出して。繇是而言。天朝以三友。公然列叙世數云々と。さて其時など。大友紀を  
 云れたり。此一代を岡宮天皇なりと云る説はひかこことなり。さて其時など。大友紀を  
 も立しものか。はた其まて。及ハれざりしものか。其ハ詳ならねど。かゝること。改  
 正ありしものなる事ハ。天智天武兩朝の紀の處々。今の本より。前後齟齬へる事と  
 も多し。はた近き御世の事まで。よく知られたることをも。をりく。文を畧きて。云々  
 と記されたる處さへ見えたるハ。其後議ありて。世數を除かれたる時など。かゝら  
 め。さまよ改まり行きし事を知るべく。今の世も。異本のあまた傳はりし由をも知べき  
 なり。と云武辨が舊と相識れる那須繁仲人江戶と云るか。此紀の事を論ひし書の  
 中。今の刊本の諸本は勝れる事を云れたる説あり。こゝより引へし。或人問けらる。  
 書紀の今世も異本も種々傳はりてあるか。中印本の起りハ慶長年中。活字  
 印本始て世は行ハる。慶長四年己亥春。勅より始て梓に鏤するよし。また舊本  
 頗純駁不一。求三數本一考正之。など清原國賢朝臣の跋文  
 に見えたり。其書神代紀二卷。半葉八行一行に十七字。一書ハ二字低書せり。活板無  
 点にて。異同の書入もなく。大抵今本に同じしけれど。字畫精好なることハ。庚戌の歲の活  
 版ハ。愈れり。其ハ國賢朝臣の自筆のよしなればなり。此本河村氏のいはれし國賢朝臣  
 自ら寫ところの本。神代紀より武烈紀にいたるといへるものなるや。されど。皇代紀刊



本の有無は知らず、また同十五年庚戌の夏、全本活字板にて行はる。此本もト部家に歴世轉寫する所にして、三條西内府公の是正を歴し、洛西野子三白の跋文に見えたり。然るに御本云と記して、國賢朝臣の跋文をも載せ、且するに勅本板行なども書れたるに、己亥の歲の勅本も、比校られしや、かつ今の板をおもくせんとのし、わさよもあらんか。倍さきの庚戌の歲の活本もよりて、文字の誤れるを悉く改正し、清本江本交本等の異同をも舉げず、て訓点をも加へて、板は彫られたるを改慶長の頃の事ありけん、その訓点等も全く内府公の訂し給へる。朱墨の点よられしなるべし。今世は流布するに、此本よりて、寛文九年己酉正月、書肆某等四人の重刻せざる本もあり、希に殘れり、さて又寛文も二板あり、其書たるを顧る、錯簡倒錯行文脱字、魚魯鮮からず。訓点よいたりて、古訓古語尤多しといへども、訛謬もまた特甚し。谷川氏が稱へる所の、諸寫本の跋、安貞、正應、永仁、嘉元、延元、康永、應永、文明、永正、大永、享祿、天文、等の年號ある本、何れも少異同ありといへども、要するは皆ト部家の本なるとき、別は考勘は備ふべきものなり。桃花葉葉よ。日本紀三十卷、故殿受吉田神主ト部兼熙卿説給。自爾以來當家相傳之。と記され給へんと。神代紀纂疏の本の如き、ト部家の諸本とい、迥然<sup>ト部</sup>同からず。此は傳ふる所の異なるか。抑又禪閣の博通多識、自改定め給へるものなるか。又

渡會延佳、河村秀根等が引とて、この伊勢神宮の古本、及び熱田神宮の本等、其他にもまた奇秘珍本ありとさけい、何れを正とも定めかたきか如し。此論いひ、といふよ、答へけらと。繁仲また二三の諸寫本よりて、校正するを得たれども、皆ト部家の校本は非るなし。今の刊本もト部家の本といへども、三條西内府公の手を歴て、清江諸家の本もて、校するのこならず。其字訓字樣も、皆古より傳ふる所あるものとして、聊かも後人の私爲とい見え、これを正本と定め云んは論なかるべし。さて其古字俗字、省文隸變、又ハ通用の文字までを、假用ぬたるを、隋唐以上の書は考索て、知るべきもの。豊を豊<sup>唐上元本</sup>。玉篇通用。績を績<sup>孝經及穀</sup>。梁成五年復を服<sup>尙書</sup>。史記。頃を頃<sup>史記</sup>。莊を庄<sup>唐韻</sup>。作れる類。又之於通用。焉然通用し。禮子率率卒三字互用する類、皆傳寫の誤にあらず。又蹄を蹄<sup>安</sup>。廬を廬<sup>安</sup>。紀廬城一本。弦を玄<sup>持統</sup>。聊を卵<sup>雄略紀音レウ</sup>。一。借を替<sup>崇峻紀謀</sup>。立。皇極紀謀。借立に。つ。鶴を鳥に。ある一本鶴<sup>欽明紀</sup>。鳥音革と。病を同。村を寸。伎を支。億を意。

省たるも。當初史氏の家。用習來たるものなり。杜元凱の古字聲同皆假借と云  
 荷を何粒を立滅を威。威を成。政を正。脊を旅。書に繪を會符を守。背を北。遠を皇。論語  
 子烟を因。億を意。壽を鄉。左氏。驪を麗。答を合。哲を折。孟子。邇を爾。惑を或。納を内。  
 縦を從に作るなど。すて古書の中に。枚舉するに違あらず。是等假借もある。又古  
 作。說。開字作。間。智字作。知。汝字作。女。早字作。蚤。後字作。后。既字作。概。勅字作。飭。制  
 字作。制。此之般流。緣。古。少。字。通。共。用。之。史。漢。本。有。此。古。字。者。乃。為。好。本。と云へる  
 か如く。此書紀をほしめとして。本朝の古書みな上に。また狗を猶。料を新。鄴を耶。  
 殺を致。職を賤。顧を頤に作る類。草冠竹冠常。相通し用ぬるか如き。彼邦よて  
 も已とよりもちの來りて。此の學生等。習傳へたるものなり。また辨。弁を劍に劍を  
 充。死を用る類も。皆古より由て來たること久し。此等の字様ども一々證左を  
 得。非され。片言隻辭も私に改むべからず。これを以ていへ。今の刊本誤ありと  
 雖。諸寫本の多と放失せるものは愈れる事萬々なり。以上繁  
 り。此論は從ひて。今の刊本を以て正本と定むべし。なほ紀の原本。古字よて書たり  
 景か鹽尻に云く。或人問。聖教漢皆古文字なりと。何の時今の如き文字に誰改しか。  
 答。焦氏筆乘四。曰。六經本皆唐天寶三年。詔。集賢學士。衛包。改。古。文。作。楷。書。云

々。これより雜書もまたかくありしかや。右の吾皇朝の國史の中にも。日本書紀など。古  
 昔の原本は多く古文もて書たりしを後世追々に書改たるものと見ゆる。彼處の經  
 書など。皆楷書に改たりと云を。聞てのまわさなるべし。唐天寶三年。皇朝聖武天皇  
 の天平十六年甲申にあたり。養老四年日本紀撰上より。二十五年後の事なれ。其  
 其書紀撰述のほどなど。文字の上につきて考合されたりけん。漢書とも。都て古文  
 字なりけん。後世に至りて。これの被か何の書の文を採用たるなれ。此文字をらして。な  
 といひて改めんに。中々なる物そこなひもや出來。さてし。か刊本を正本と立おきて。  
 予か此通釋の本文よ。見たる限りの本ともを以て校へ訂したる。古寫本ともを引  
 へし。まづ延喜本神代下卷一冊。醍醐理性院所藏本よ。延喜四年勅月書日。  
 從五位上守右少弁藤原朝臣清貫。右大史正六位上兼行算博士阿保朝臣  
 巨賢奉行。云々の與書あり。此與書は信友の考あり。此本はいと疑は。きものなれ  
 と。世よ人の知れる本なれ。處々よ引て云る事あり。次は嘉禎本。是も神代下一  
 冊あり。賀茂御祖神社彌宜。鴨脚秀文家藏。嘉禎二年十月十八日。書寫の與  
 書あり。次は嘉元四年八月。以武庫相傳秘本。令書寫者也云々。上。卷九月十  
 九日。於金澤之風亭。以前神祇伯二位入道殿秘本。令寫。下。西院末資金

剛紺子劔阿の奥書あり。次は嘉曆本。神代上下二冊。是は水戸徳川氏所藏。嘉曆三年心宗沙門劫外曇春。於三戸福山建長蘭若書窓。寫せるよし。の奥書あり。次は永和本十五冊。神代上より仁賢天皇紀。是は尾張熱田神宮神庫本。永和三年十一月。四條金蓮寺四代上人書寫の奥書等あり。世は懷紙裏の日本紀と云ふ。通釋は熱田本として引り。次は永和本神代下一冊あり。是は永和五年三月廿二日。外宮禰宜度會神主章尚書寫の奥書あり。次は應永本。是は伊豆國三島神社庫本。神代上下。神武紀等あり。三應永三十五年。正長元年なり。良海并快尊同重尊等の寫せる奥書あり。通釋は三島本として引り。次は永享本。神代上より卷第十應神紀まで。合本として三冊。是は江戸吉原玉屋某所藏。永享三年河州長野山譽田八幡宮東。一條院にて良海書寫の奥書あり。世は玉屋本と云る。是なる。次は明應本。神代上下。是は伊勢御巫清直の所藏。明應八年龍集巳未十月。勸學院常住本書を以左大史小槻惟久書寫の奥書あり。次は永正

本。神代上一冊。これも御巫氏所藏。永正七年十一月日。神祇權大副大中臣國忠書寫の奥書あり。次は秘閣官本稱十卷本。全部あり。卷々書寫の年号異れり。第一は文明十三年鶴月上旬卜部兼俱の奥書あり。第三十八は永正十年林鐘十有三日終書功老槻散木判の奥書あり。其外は寫したる年代は詳かならざれども。古き寫本此彼あり。右數部は予の親しく見たる本ともあり。其余は類聚國史の校異。黒羽根本の備考。故平田翁の校本。伴部安業通稱武右衛門八重垣翁と云の日本紀考の本文をも引り。伴信友の校本。是はあまたの寫本ともを集めて。校へ合せたる書あり。されど中より其出處をも出さず。たゞ一本また異本古本といひ。或は類聚國史一本異本ふと標せる。其書とも何處にありとも記さねい。いかなる本によりて。校しるよか知ひたき事多し。中よいいと疑ひし。杜撰なるなともあれ。其等ハ多しと捨て。慥かふる據あるのを引り。また世は藤原長良公の持てる本ありとて。是も比古婆衣を引て云る。こゝもあれと甚疑ひし。畏庵隨筆と云もの。其

本文の異同を出せる。信らねの事多けれど、そのまは捨難き事なまされし。其由を引きて引るころもあり。又其外にも、誰某の校本ともあまた見たるの中よ。是も出處のたしむなるを引るころあり。となき多きはもらしつこの誰某の校本とも其出る處に、其人の名もた其書の名とも云なり。

一書

此記本文の後よ。繼々替れる撰者等の見及それけん古記を。漏れしと擧て。一書を記されたり。されし一書も一、の古傳。また本文も古傳中の一本なり。と知し。る。欽明記二年の下なる本注の文よ。一往難知者。且依一撰。注詳其意。他皆後此。此本文下に委と出すと書せ給へるの如く。且一は依て撰出給へるまでして。私よ論定めて。正説と一給へるは非る。撰者の意を知るへ。とて此一書曰の文神武紀より以後の細注なれとも。神代卷のみ一一字を下け。大字は書れたるに附て。醫華山蔭よ云々。原のみる細注なりしとほへて。類聚國史よ。一書

皆細注よてあるなり。但しそれも今の本ともい。多と今今の神代卷の本ともい。如く。本文よして書たるなまれよ。細書よしたる本もあるぞ。古本の儘なるべき。其故は同書第四の卷。伊勢大神宮部よ。一書の文を擧られたるよ。神代下注曰とあり。注曰と細注の由と聞えたり。然るを今の神代卷諸本。一書を一字低て本書と均一と大字は書る。後の人のおわとことおほゆれ。類聚國史も今大字はせる本。後の神代卷の本は倣ひて。又後の人のおわとことおほゆれ。大かた一書は忘たる。口訣の本などや始ならん。釋よ注文一書云之處多引古事記之文とある。注文とい細注のよしなれ。かのころまでの本は猶一書は細字よそありけん。又後靖安寧崇神等の御卷よ。一書とてある文もみな。細書なり。神代卷の一書曰も。原然りけんことを知へし。近くも松下氏の評閱本。又河村氏の集解本など。一書を細注よしたる。古きは從へるなるへ。教子なる上田百樹の云々。總て訓注。本書よ。各其下は細書よせるよ。一書の訓注は皆其終よ。一ところよ集て書つけよ。

本文の異同を出せども、信られた事多ければ、その旨を捨難き事なれども、其由を引く事あり。又其外にも、筆集の校本とある所を見たるの中は、是も出處の不一なるを引く事あり。さなきは多きはもらして、其の出處に、其人の名も、其書の名もを云ひ、

一書

此記本文の後、雜を替れる撰者等の見及されけり古記を、漏れしと擧て、一書と記されたり。されし一書も、一の古傳、また本文も古傳中の一本なりと知へし。るい欽明記二年の下なる本注の文は、一往難知者。且後「撰注詳其意、他皆後此。此本文下」と書せ給へるの如く。且一は後て撰出給へる事にて、私に論定めて、正説より給へるは非る。撰者の意を知るべし。さて此一書曰の文、神武紀より以後の細注なれども、神代卷のみは一字を下け、大字は書れたる。附て、聖學山陰と云ふ、原のみは細注なりと云はしめて、類聚國史は、一書

皆細注よてあるなり。但しそれも今の本とも、多し今の神代卷の本とも、の如く。本文よして書たるを、まれは細書よしたる本もある。古本の儘なるべき。其故は、同書第四の卷、伊勢大神宮部は、一書の文を擧られたる。神代下注曰とあり。注曰とい細注の由に聞えたり。然るを今の神代卷諸本、一書を一字低て本書と均しく、大字は書る。後の人の志むるに、おほゆれ。類聚國史も今、大字はせる本は、後の神代卷の本は、倣ひて。又後の人の志むるに、大かた一書よとたる。口訣の本など、始ならん。釋は注文一書云之處多引、古事記之文とある。注文とい細注のよしたるもの、そのまの、本は、猶一書は細字よとありし。又、後、增安學寮神等の御卷は、一書とてある文もみな、細書なり。神代卷の一書曰も、原然りけんことを知へし。近くも、松下氏の評閱本。又河村氏の集解本など、一書を細注よとたる。古きは從へるなるべし。教子なる上田百樹の云く、總て訓注、本書は各其下は、細書よとる。一書の訓注は、皆其終は、一書とる。集めて書つけり。

大字の書て。すへて一書とものつちい。細注の一事ある事なきは。一書いともみなから。細注なり。の故なり。然るを一書の訓注も。本書の如く細字にて。各其所に書る本もある。又後人の本は倣て。改めたるなりと云ふ。まことこの事なり。また云く。一書は原いみな細注なり。と云事。吉田兼俱卿抄よ云く。流通の本は。一書を知注の細字に書い。と云事。吾祖兼延曰。此一書は。天上天下海中の神の語なり。與正文可。不優劣也。故家本は。一字下。て大字は書之。と云り。件の如となれい。一書を大書よしなる。卜部家の本より起れるなり。兼延は。一條天皇の御代の頃の人なれども。其家本の世は偏となれる。遂は後の事也。兼俱卿の頃。猶發通の本は。細字は書り。とあれいなり。と云れ。を以て。古本の細字なり。事を知るへし。とて親王の此紀を修玉ひし。とまを見。假使。大八洲國の段の如き。聊の異なる傳を。漏。す。擧。給。へりしを思へい。實は御意は。其本章のみを正傳と定玉ひし。い。あ。らす。この欽明紀の本注の如く。且。と。一。は。依。て。撰。出。玉。へ。る。ま。で。

よ。て。私。は。論。定。て。正。説。と。し。給。へ。る。よ。非。る。な。り。一。書。の。中。な。り。し。異。傳。を。と。り。亦。云。一。云。な。ど。と。し。も。な。き。説。ま。て。を。み。な。載。せ。れ。る。事。は。深。く。慎。重。み。せ。ら。れ。た。る。よ。て。後。は。見。む。人。の。互。は。相。合。せ。て。上。古。の。事。實。を。知。る。へ。き。爲。よ。ひ。の。あ。ま。た。引。附。お。ひ。れ。た。る。もの。な。る。か。し。故。に。朝。廷。よ。も。さ。る。事。は。お。も。ほ。し。め。け。ん。故。に。此。紀。を。正。史。と。定。め。せ。玉。ひ。其。以。後。い。ま。た。更。に。古。記。を。撰。い。し。め。給。ふ。御。擧。は。止。め。せ。給。へ。る。な。り。け。り。されと平田翁も云われし如く。此度のなほ未。諸家の古籍の尽く。現われず。撫。漏。さ。れ。た。り。し。こ。も。忌。部。家。の。古。記。を。さ。へ。に。召。問。漏。さ。れ。た。る。故。也。大同三年にかの家より。古語拾遺を奏進りて。その序表に國史猶有所遺。愚臣不言。恐絶無傳と云る。又弘仁五年。姓氏錄を撰いしめ給へる。度に家々の古記。戸々の門文。ともの多かりし。趣。は。此。度。採。漏。ら。さ。れ。た。る。古。と。て。今。其。一。書。を。讀。に。心。得。へ。き。と。あ。つ。比。古。裝。衣。よ。云。欽明紀二年の處。御子等の御名を記されたる分注は。一書云。云々と有て。其下文。帝王本紀多有古字。撰集之人。屢經遷易。後人習讀。以意刊改。傳寫既多。遂致舛雜。前後失次。兄弟參差。今則考覈古今。歸其真正。一往難識者。且。依。一。撰。而。注。詳。其。異。他。皆。效。此。注。と。注。と。れ。た。る。此。文。此。紀。の。凡。例。

こゝて見るべし。其のまづ帝王本紀の古事記序に見えたる帝紀の類なるべし。書  
 籍目録は、巻数の記さるる帝王本紀の古書にて、古字の多く有て、讀難き處のあ  
 るを、此を撰集め、纂作人々、強讀よして、今用る字は遷易記して、并れるかある  
 を、其を後々の人の習ひ讀み以てゆとよ。義通えかたきよ依て、誤字ならむなと思ひ  
 て、私の意もて刊改たるを、其を傳寫せる事既も多と。遂も甚き并り雜ひをなして、  
 御世つきの前後の次第を失し、兄弟の列の參差へる事とさへなりぬ。故今の古今  
 に考、覈して誤を去り、舊の真正に歸して、此紀を撰み記せり。されど一往の誤の  
 なき。且、一書より撰採て、本文は載し、其異なる由を、注し詳す。此處の  
 他すへて此紀の前後とも。此致と知へし。と云る意と聞えたり。さてまた古字と  
 其の彼漢國の國風として、製れる字の次々に舛變り。或は更に各々私に製り増し。或は  
 廢え、また字の訓義もとりく用るなとしていと煩はしく讀む。その今に傳はる古  
 書にも、彼國の字書にすら、後の物に見えざる古字の、多かるをもて、當時の多有  
 るの有か中に、なる一書の文、殊に多きに、此注、卷の初つかたに有るを、此處にし、  
 後をかねて、因に凡ての例を記されたりと云ふなり。此注は依ておもふ。注よ一

書曰。一書云。一云。又云ともあり、又その一書の中に亦云一云といふる文もあり。○武  
 後人の書入とせし、謬なり。神代紀にも、或云と標されたる文、五處あれども、これみもとの文なり。なごある。依一撰。而注詳其  
 異。と記されたる異傳にて、神代紀にも其例にて、三様は書れたり。三様に記され  
 となき筆するにあらす。決めて裏心しらひして、其差別を書分られたるもの  
 なるべし。○武郷云なほ委くいは、日云字又亦の字などにも別あることあるべし。此  
 余も某者云云也。是謂云云。今云云々、亦名云云。此云云云。なごある訓  
 注は、原よりの紀、文にて、其余は多と、後人の加筆なるべし。舊本云。一本云。或本  
 本、書よしかしるさるるべきにあらす。極めて後人の異本を校合て、書人れらりと見ゆ。中  
 には和銅上奏の本もあるべし。○武郷云。或本云の次に、或云とあるをも出されたり。其  
 其の非事なれり除き。又加筆の本文は、攪入たりと見ゆる處もあり。神代紀なる山  
 其論ひさまより、さて神代紀は、書名を顯して引たる文、いなきを、神功紀より  
 以下は、引書の名を出したる處あり。其引書は、日本舊記、伊吉連博徳書譜  
 第百濟記、百濟本記、百濟新撰、高麗沙門道顯、日本世記、など見えたる、これら  
 り。すべて書名を顯はして、注さるる例はあらざれば、此も後人の加筆なること来し。

神功紀の文中に、漢籍魏志を引たるのみにて、年記を以てしたる處あるは、後人のわがなること論らまてをば、また傍書は、從新羅至社稷、清本爲疏、猶可見他本、と書たる頃の處もこれかれありて、所謂疏の本文に據たりと思はるゝところあり、其を一々云むは、いと煩をいけり言す。此心しらひて見、大旨の考は違はしむ。と云れたるは、然る言もよて、此紀を讀む人の心得す。とあるまじき説ともふる故也。此を載しつ

讀法

此紀は、假字文宣命書を嫌ひて、漢の國史風は似たらむと、方られたれど、此らの事なほ古語を失はしむ爲られし事、問々、訓注を加へられたるを以て知られり。然れ、今此紀を讀むは、漢文讀より、よまる、限、古語は訓む。撰者の心なりける。とて養老五年。始て此紀を講しめたまへるより以來、御代々々々博士等は讀しめ給へる。御法ふりける。養老五年に書紀を講しめ給へる事、釋勘申、養老五年博士と見え、養老五年私記と云、も有しを以て知られたり。此紀を奏上られたるは、四年五月ある、其翌年に講しめ玉へるを以、その重く用ゐ給ひむと知へし。此後御世々々、此紀を講しめ、其讀法はみな古意を探ね、古言を撫ひよ玉へる事、國史は次々見えたるかとし、

みたること。代々の私記とも見えたり。其の私記も、凡此書之爲、弊、以立、傍訓爲本、不可以能文爲宗也。また師說此書之例、或以一字讀成、兩訓、或以二字讀必如一字、また此書之中字少、詞長之例惟多、また此書之例不必全、撫字數而讀、或相合、三四箇字、讀如一字、或只指一字讀、加多辭、存此意可讀、また此書或變本文、便從傍訓、或有傍漢相合者也、今是取傍訓、使用彼文也。未、必、從、本、書、之、訓、然、則、暫、忘、彼、文、可、讀、也。また、凡此書者、以立本意爲宗、何得拘物破意哉。故先師不從雜本、遠用古辭、今又依用耳、なごるを以知るへ、平田翁右の私記の文もを引て云れけるは、右の如となれ、今本は添れる訓の中より、ふりしよの博士等の古意を探ね、古言を撫ひて、訓めるも多と殘れりとおほゆ。然るを漢好みする徒の中、此書は漢文に書しものなれ、傍訓はみな捨へると云もあれと非なり。此は已と、縣居大人の雜記も、然いふ人の説を論ひて、此紀は奈良の朝の始も成て、神代



元よりいふ上代の事實なり。我朝は昔字なりといふも、語を以て傳ふる國風な  
 れい。よく言傳ふる物なり。其ハ譬ハ。今も文字知れる人ハ。其をたのみて忘るを。  
 盲人<sup>マブレイ</sup>字知らぬ人なり。能記を居るが如し。此紀も。よく古言を知て讀ときき。神代  
 卷ハ更也。神武天皇より後も。古きいとも言はず。優美一き皇朝の文なり。かの奈  
 良の朝ハ。偏ハ漢を學へる人多くて。字を漢風ハ殖るれい。皇朝の意ハ違ふのみ  
 かし。此朝ハ無<sup>レ</sup>く多し。ふき事を記せる字を立て。有<sup>レ</sup>き事を捨む。傍の訓も。今  
 家<sup>ノ</sup>て付たるか多かるを。其訓ハ論ハ足<sup>レ</sup>らねど。三か一ハ古より傳<sup>レ</sup>れる言あり。所々に此云云々といふ。即奈良の朝  
 ハ書<sup>レ</sup>し撰者の目注なり。是をいひて捨む。此を用る上ハ。他もみな此方<sup>ノ</sup>言にて  
 讀<sup>レ</sup>ことを知へし。遠き世々の古書を捨て。た後なる奈良の人の殖る字を。專<sup>レ</sup>す  
 る理あらむや。此ハ譬ハ漢國の古書ハ。此の訓を付たるを。其訓こそとて。本の文字を抹  
 捨むか如し。凡て漢土と此國との意異にて。相合はず。偶々ハ合ふこと有  
 のみ。然るを彼の末の世ハ書<sup>レ</sup>一字を專<sup>レ</sup>せむ。頑<sup>レ</sup>ハ漢好<sup>レ</sup>する非事ならずや。と言  
 れしハ信<sup>レ</sup>然る語なり。上件引る雜記といふ書ハ。寫本にて誤字もあり。脱たる  
 文も有りけに見ゆるを引直し文をもつ。めて擧たる也。と云

れざるは従ふへし。但し予未だ此雜記と云書を見ず。平田翁の引れし書を引たるなり。さて此語は従ひて。書紀を古  
 言ハ訓むは就て。また心得べき事あり。其ハ右ハ云れざる如く。此紀ハ神代より次  
 々の卷々。元より古文のあるよられしものなから。縣居大人も云れし如く。神功  
 皇后の韓を伏へまひしより韓人も往來<sup>ニキカヒ</sup>。此方よりもゆきかひつ。此方の上代ハ  
 非ざる事言<sup>コト</sup>なとも。後々の卷ハ漸々ハ相交れハ。偏ハ此方の言のみまで。訓へ  
 も非ず。死て推古天皇以來の卷ハ。いよ<sup>レ</sup>然なり同し紀といへと。代々よよりて別  
 あれハ。訓をものせむも。其心せずハ有<sup>レ</sup>からず。予ハ此紀を訓るハ即此定<sup>メ</sup>て。ま  
 る<sup>レ</sup>限<sup>レ</sup>ハ舊訓よれるものから。間新<sup>ニ</sup>今加へたるもあり。又いハ考へても訓の  
 思ひ得ざるもあるハ。已事を得ず。舊のま<sup>ま</sup>よめるもあり。又音讀等もありて本の  
 訓ハ異なる事も多し。其ハ猶其所々ハ云るを見るへし。

潤色文華之論  
 藝華山陰云。書紀ハ古書の有の中よ。いとも貴<sup>ク</sup>珍重<sup>ナク</sup>。やんたなき御典<sup>ノ</sup>な

むるを。たるよ。古學の爲よ。不足。小縁ならすなむ有ける。然言、故い。まづ古事しるす史い。大方古の傳説を。失いす過とす。後の世よ傳へん爲なり。されい其史も。古きい上代の事を記せるやう。唯其有形のまよ。潤色添たる事ふ。文の章は自然は備はりて。いと美ふん有めり。此書記の作さ。然る古傳書い。依らなから。當時の世中の好みは符へて。悉く漢史風は改めて。詞は其方の潤色の多有のみならず。事よへ意よへ。其潤色を加なと。凡て方をいひて漢めきたらむ。方られざるは。なべての詞の。古よ非たる事い更よいはす。文の改は。其事も意も自ら古の傳の趣を違へる事あり。或いひなるよしとも聞えかた成ぬる節さへ。をりくに交りなとして。大方上世の意は埋れ果て。世よ知る人となむ成れりける。此を物よ譬へてい。彼古傳書の様い。人の像を寫しめ。顔やう。更よいはす。形姿衣の色あやまて。其形のまよ物したるか如として。古の有形い。目の前よ見るか如となむ有けるを。

此書記い。世人の好みは合へむ。其の古と寫せる状を變て。見る目おかしと書成たれい。其人よ似もつめてあらぬ漢人の顔貌はなれるか如し。抑人の像をうつす。繪を玩はむ。非されい。いひ見る目おかしきも。其人よ似らむ。甚ほいなき事ならずや。然かき改たるを見て。いひて其人の眞の形は知らるへらむ。世々の物しり人。其繪の状のおかしきのみ。心を留めて。古の形よ似てやあらむ。似すてやあらん。尋もしらぬ。いひなりける心よ。又古き世の。繪もうち見るよ。筆きて見所なきか如なれとも。今一度能見れい。後の世人の。及かたき所のあるを。今様の上手めき。花やさたる方のみ。人い目を留むるか如。古へ文いよしへ意の。世よめてたき事を知らすして。頓にその漢めきたる事をのみめてあへるも。又いひなりける心よ。驚かおかれ。また記傳の首卷よ。此紀の事をも種々辨へ論せられたる。皆いと理れらる論等なり。さいへ。此紀の潤飾をも。撰者の新は漢史風は改めたらむや。云れある撰者の私説なり。たやう

よひて。頓トクは此紀の文を撰者の作られたるものと思へる。非事也。撰者の心  
 よも。あまり漢風は過なる潤色ジュンシキともい。厭ウツはせ給ひて。除去トクとい思はせむせる物  
 ちら。それ又止事トモふ。昏クマから得避給ふまじき事トモありて。爲便トモなるとおもさ給ひ  
 一なりけり。其由ユハ云まづ其潤色文筆の。因ユて起る根原を探ぬる。孝徳天皇、兩  
 御代。甚く漢風を好ませ給ひて。神道を輕むし。文人ウヂノもを寵ウツせ給ひけり。さる  
 上の好トモ合カへて。其御代の學士等。各競ひ進みて。帝紀國記諸家記録。凡文ウヂノよ至  
 るまで。文筆のさかしらを書加へ。世を欺ウツき人を誣ウツたる事トモも。甚多く出來よけむ  
 事トモ。推量ウツられたり。とてさし兩朝トモをすうちにも。殊ウツすくれたる漢風の御所爲トモ。  
 全天智天皇の大御心トモよまゝ坐り。さる。此天皇先朝の皇太子トモよまゝして。中  
 臣鎌足連トモと。力を戮ウツせ心を一トモして。蘇我入鹿父子を討ウツしたまひ。御功績トモのい  
 と大きなりしより。其威權ウツ即トモて皇子と鎌足連トモに歸ウツりしトモ。進退廢置トモみふ所  
 思看ウツすまよて。孝徳齊明トモ兩御代トモも。政ウツち給ひしトモ。此間の紀トモは灼然ウツく。

かつ漢風のさかしら事トモも好ませ給ひ。事トモ。先々の御代トモも甚く勝りて坐けり。  
 其間兩朝トモは帝紀及本辭トモもあらぬまよそ成行けらし。かれ天武天皇の其をいた  
 と歎ウツかせ玉ひし。信ウツは尊ウツと諾ウツなる大御意トモよ坐ウツましける。さる。古事記序トモ。天  
 皇詔トモ之。朕聞諸家之所トモ資。帝紀及本辭既違トモ正實トモ。多加ウツ虚偽トモ。當トモ今之時トモ。  
 不改トモ其失トモ。未トモ終トモ幾年トモ。其旨欲ウツ滅トモ。斯乃邦家之經緯トモ。王化之鴻基焉。故惟  
 撰ウツ錄トモ。帝紀トモ。討ウツ覈舊辭トモ。削ウツ偽トモ。定ウツ實トモ。欲ウツ流トモ後葉トモ。とあり。これかの兩御代の間  
 の漢風を。甚く歎ウツかせ給へる大御詔トモなりかし。此事紀トモに洩ウツれたれど。此天皇紀十  
 皇子云々。令ウツ記トモ定トモ帝紀及上古諸事トモ。大島子首親執ウツ筆トモ而トモ。  
 錄焉。とある時の詔命トモなるへきよし。平田翁トモの云れたるも由有けり。され。親王の此紀  
 を撰ウツひ給ふも。御父天皇の大御心を。御心トモと爲給ひ。事トモ。推量奉りても知ウツらる  
 なり。これにてまづ此親王の漢風を御心  
 たり。と好ませ給ふまじきことおもふべし。さかひあれども。上トモも云る如く。紀中トモは漢  
 文の潤飾文筆の意を害へる。こゝのこゝに見えさる。其いひのまよ云よ。當時の代トモ  
 小朝廷の御本を始め。諸家の記録等トモも。先代以來文人學士の文飾のさかしら



の虚妄を宜しと云ふは非ず。唯撰者の私よ。作為給ひしは非ずと云ふは非ず。撰  
に右よ云る如く。撰者も厭給ひけん。潤飾の漢風なれり。今此記を讀むに云る  
よ。記傳山陰よ云る説等を本として。力めて其虚偽を虚偽と見つけし事。撰  
者の本勢なるべけれ

日本書紀通釋卷之二

飯田武野 謹撰

日本書紀卷第一

神代上

神代ハ舊訓ヨカミノヨと訓ル宜一。但シカミノヨと云リ。萬葉集の歌ハ古クまか詠リ。さて神代と  
云ふことハ。人代と云るよ對ハたる名なるハ。まづ神と人との差別あることを知ら  
す。あるへからず。其差あることを心得おきて。後ハ神代といふ事のよしをも  
知るべし。故まづ神といふもの事。又其徳用。またしの稱けたる意を。古人の説  
よより。己の説をも加へて解へし。記傳云。迎微と申す名義ハ未思得す。さて  
凡て迎微といハ。古典に見えたる天地の諸の神等を始めて。其を祀れる社ハ坐  
御靈をも申し。又人いさらよと云ハす。鳥獸本草の類。海山など。其餘何よま

れ。尋常ならずすこれなる徳あり。可畏き物なり。迦微といふなり。すべからざる  
と。功しきことあるの優れたるのみを云に非す。悪なるもの奇  
しきものなるはよはすこれにて可畏きを神といふなり。 と云れたる。これ神を云  
もの事をつとれたる。さるいひならざるもの對して。一の優れたる徳のあるもの  
と云よ。それ顯世の人を對へて云名まで。神の御上と云よて云詞は非す。この  
世の人はいひよすこれにて尊きも可畏きも。顯身なるは。事限りありて。奇しと  
異一き事いえ爲し得ぬを神。然らず。其御身も或い顯れ或い隠れ。出沒常ふ  
と。人よりの思慮の及難き處あるか。即神の本義まで。ひと向いは。神と人と  
の。隱身なると顯身なるとの差別あること。知へし。諸記傳云。迦微は神字を  
充たるよ。當れり。但一迦微と云い。辨言ふれい。たよ。其物を指して云のよ。し  
て。其事其徳なるを。して云。い。いなきを。漢國まで神とい物を。して云のみ  
ならず。其事其徳なるを。して云て。辨も用も用なり。云れたる。此の神  
といふもの。と。又其徳用を説示せられたる言にて。其名義は。記傳にも云  
詳

ならねど。然稱初たる義の顯身の人を對へて。其形体の目は見えず。奇しと  
異一と妙にして。思測の及ばざる所より。其可畏まる。状を以て名けたるなり。  
下卷に神事に對して。顯露之事と云るを思ふべし。これ神の顯露れて見えず。幽れ  
てあるか本義にて。其より種々に意のうつれるものあり。此に依て試に名義を考る  
に。迦の幽藏。顯露。陰隱など。して物の髣髴にして。目に見えぬ意あり。其より轉して怪  
異と云い。あやしき方也。微は其形容を云る詞にて。振と云に同し。神左備は神左夫  
流なり。また其を神備とも萬葉に云り。かの月清み山高みなどの美も是なり。さ  
れの思慮の及はず。怪しくかしこき形状をさして。迦微とい名け初たるなるべし。  
て神代とい。人代。即現世なり。 と別て云稱まで。神の所知る御代と云意  
なるか。何時の頃よりし。か云初と云よ。皇孫瓊々杵尊の。此國土よ天降給  
ふ時。現事顯露事ハ皇孫尊と治しめ。神事幽事ハ大己貴命の掌給ふ事と定  
まりて。是より顯世と幽世と二分の事成ぬ。これハ皇孫瓊々杵尊の御  
世となりて。天地初發の時より。大己貴命以前を幽世とい申し。  
幽と神と同じ  
此時より後をい。人世と爲るにそ有ける。とて一の瓊々杵尊より以來をい。當  
時人代とい定め給へる物から。幽世顯世の差別猶いまだ分明しからず。次々



未だ無名無形其形と書出で皇國の古傳に於て其天地混沌たる時  
 の形狀は知られず一て一も然乾坤始分參神作造化之首陰陽斯開  
 二靈爲神品之祖天地成立一後として始て參神二靈の事も知られたる  
 事なりとて其本文に至ても其如く天地初發之時といふ既に天地初發れし  
 後の事より記し出たるなり此漢土の傳はた彼國より上古より語傳へたるもの  
 とは聞ゆれど精妙之合博易重濁之變竭難など人智の推測は巨りて純  
 粹なる古傳の事ももれず是彼國より何事をも理を旨と先よ立て語傳ふる風  
 習なれい皇國の朴質なる古傳といふことなど誠は木は竹を續たらむ如く通ゆ  
 るなりされい此數句は先輩も既に云れたる如くこの紀の序文を見てありぬ  
 へし釋記一は日本書紀三十卷無序但師說初文天先成而地後定然後  
 神聖生其中焉已上序文とみゆれい次の文は故曰とあるより下は則本文  
 たる事も亦明らか一諸此初文の數句は専ら漢籍より取られたる文なる緣は

釋記五は天地未判廣雅曰云々また鷄子禮記月令正義曰云々また薄  
 靡而爲天は此淮南子文也また同十六は含牙は此云溟滓而含牙也即  
 是春秋緯の文也また薄靡の下は此序文自清陽者已下至地後定一皆是  
 淮南子天文訓之文也云々また神聖は私記曰今呂濟三五曆記云々など  
 見えたること其出處を出されたるまで全く古傳のあらむこと著明し然るも  
 此序文を助けてなほわの古傳の如くよ云る説彼是聞ゆるいことあきらまし  
 としてよ聊の文意を解へし○天地未判天は大虚空の事をもいへともひる  
 天地と正しと對へ云時の天は實物をこいて云る例にて其ハ次は清陽者薄  
 靡而爲天とある其なり地は此大地球を云なほ下洲境浮漂の注に委しく云○  
 陰陽不分漢籍は天地万物は牝牡の性を具ふるを總て陰陽と云此方の語  
 は賈表といふ人の男女も即此なり○渾沌云々渾沌といふ未分れずして清り  
 て一沌たるを云とて此の文はの天地となり陰陽と分るべき物の圓かれ入り



交りて。譬ハ鷄の卵子の黄白を混へてあるの如しとなり。○溟滓云々。溟滓ハ  
 溟滓、自然、氣也とあり。元氣の溟々と滓れる中ハ、自然、牙せるものあるを云  
 ふ。又々母理ハ氣隱たる。口訣ハ如雲捲、將雨之謂とあるの如く。曇と云も  
 水氣の聚り凝る事なるの。其中ハ雨を牙せるの如く。如鷄子物の聚り圍の  
 中ハ、天地の元因と成れるものを牙せるなり。○清陽者云々。其牙を含める  
 中ハ、清陽なる物の。上ツ方に多奈毘伎騰りて。天と成しとなり。多奈毘久ハ、  
 輕引とも書る。輕字ハ虚空に浮へる意以て書なり。薄意ハ、のらす。薄靡をナト  
 輕と訓たれども、これらの字ハ多奈毘久と云旨の本意ハ、のらす。輕字薄字とは  
 就て思ふべからず。多奈毘久ハ虚空にひろく覆ひ且  
 る意なり。万葉に霏霧、又陣雲ともおもはれたり。○重濁者云々。其合ある中  
 ハ、重と濁のたる物の。下ツ方ハ、さ沈みて。地と成りしとなり。○精妙之合搏  
 身云々。其天地と割れ定るさま。彼清陽とじて。精粹と微妙なるもの。天と成  
 身ハ、合搏とて、速のよもて易のりしとなり。搏屬也とあるの如くは、昇り進  
 歩する。音團規聚也とありて、アノク義なし。○重濁之云々。また其中ハ、重停

と濁聚るもの。地となれる。凝り濁る。難として遅かりしとなり。竭本に場  
 とあるハ、誤なり。集解に、竭原作竭。類聚國史神代、一本及淮南子、改とあるに  
 従ふべし。さて淮南子注に、竭當作結とあり。假借字と見れハ、本の  
 儘とす。○故。釋經ハ一部之内皆以。カレ止可讀之。とあり。言義ハ、記傳  
 云。迦禮ハ、迦々禮婆の切りたる辭ふらむの。迦々禮婆ハ、如此有者よて。上を  
 承て。次の語を發す言なり。とて其を切めて。迦禮婆とていふべき。婆を  
 畧ける。いかにいふ。古語ハ、婆を畧きて。婆の意なる例多し。と云り。○然後  
 神聖生其中焉。生舊訓アレマスと訓む義ハ、一書の下ハ云。天先成地後  
 定りて。然後ハ神聖其中ハ、生坐とて。其以前ハ、神と云もの坐の如くなれ  
 と然らず。上件天地未割も。陰陽不分も。渾沌如鷄子も。清陽者薄靡  
 而爲天も。重濁者淹滯而爲地も。神聖此ハ在して此を造成玉ハす。い  
 かてかも天地の成立へきよあらん。此即造化三神の御志とていふべし。事也。  
 然る雖も。其神體ハ、奇異ハ、靈妙しき大御靈ハ、大ましませりけり。如何

も其形狀をうかひ知奉るべからず。故天地の成立は因て成坐る神等をこそ。世より神聖の成れる始と申すべきなりけれ。故第三一書。天地混成之時。始有神人。號可美葦牙彦舅尊。次國底立尊。第四一書。天地未割。始有俱生之神。號國幣立尊。云々とあるを思ふべきなり。此神等始て世より成出まはる神よりあらざれども。造化三神は。紀記とも成坐るのあれども。天地の未無り以前より在れり。其成坐し始を知るべき由のなきを。天地成立し後。成坐る神達ハ。既ハ三柱大神坐々て。其成始を知看しける事なれり。此神等を始ての語傳へしなりけり。こゝより神聖生其中とあるも即其意なりと知へし。さて此までの文。二中歴乾象歴を引るより。古天地未割。陰陽不分。渾沌如鷄子。而含牙。其清陽者薄靡為天。其重濁者淹滯為地。故天先成。地後定。然後神聖坐其中焉。此事出淮南子とあり。本文と大に異なり。熟考る。此一章ハ我ハ古傳を讀むん為。漢籍を云る説を序文として引玉へる

なれり。かゝ大らかなるもの。其まへきを。後ハ繼々の博士等ハ。三五略記淮南子等の文を其まへ引加へて。今の本文の如くなるとなるべし。中にも精妙之合博易云々なるハ。人智の推測難なれり。漢籍も古といなりけんを。我神典よまへ加玉ひけん。いさかあわめちせられてなん。

故曰。開闢之初。洲壤浮漂。譬猶游魚之浮水上也。

此以下まことの古傳なること。上よりつきく云るの如し。さていよいよまづ。此紀の古事記と。史法の異なる所以を聊か云へし。記ハ。天地之初發之時。於高天原成神。名天之御中主神。次高御産巢日神。次神産巢日神。此三柱神者。並獨神成坐而隱身也。次國稚如浮脂。而久羅下那洲多陀用幣疏之時。如葦牙。因崩騰之物而成神。名字麻志阿斯訶備比古遲神。次天之常立神。此二柱神。並獨神成坐而隱身也。上件五柱神者。別天神と先

に別天神の傳を擧て。次は神世七代の神等を載られたるを。此紀より一書の傳は。所々別天神の御名を擧られて。本書は唯國土の成れる始を。主と立たる。此紀の趣意なるが故は。國常立尊を。其首より立られたるなり。とやと釋し。私記も。此事を論ひて。古事記者。總列天地初分之後化生之神。故雖高天原所居之神。猶載之。今此書者。獨取地上之神治。地下者。故不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>天神之在高天原者也。と云れたるまで知へし。○開闢之初。重胤云。開闢之初とい。上は天地未割とある物の初て割分るを云て。彼清陽者云々爲<sub>レ</sub>天。重濁者云々爲<sub>レ</sub>地。とある時なるか。天の事ハ天先成と上よ言終めたる故也。此ハ地後定と云ふ所由を。語り初むる所なるなり。然れハ此故曰以下の文解へし。爾らされハ。終に彼此共に。文ハ必上は照し應せ文義を通曉る事必なからむものぞ。と云り。とて開闢之初ハ。古史徵は。和加流々波自來と訓て。字義も古言の意も能弁へり。とある然る事也。其ハ上は天地未割とありし。渾沌たりも物ハ成行を。今云ふ所なれハ。一書共ハ天

地初判とあるも同じ。記序は。乾坤初分云々。陰陽斯開云々。分と開と。字を換られたれども。意ハ上の割分は異ならず。又拾遺は。天地割判之初とあり。記傳三に開闢之初。又天地初判など有るハ。此記首に。天地初發之時とあると同一して。先唯大らかに。此世の初と云たるものなりと有て。此をも記と同一狀に訓れたるハ。史徵にも物違し。若て其開闢字ハ。漢文を學はれたるよハ。あれども。比羅久と訓ハ古意よあらず。但記の序ハ元より漢文なれハ。字の如く訓へし。○洲壤浮漂。洲壤ハ國土なり。とて國と地とい。かいつらねても云へし。細かハ云時ハ差別あり。その國ハ極界め境目ある意まで。後ハ郡ふと云るも同じきを。地ハ大も小も巨りて總名あり。即此大地の事なり。記傳云。都知といも泥土の堅まると。國土と成れるより。云る名なる故に。小も大も。言り。小といたい一撮の土をも云。又廣と海と對へて。陸地をも云を。天と對へて天地といふ時ハ。なほ大きよして。海をも包たり。姓氏錄に。海神子孫の氏々をも。地祇部に收られたる。是地ハ海をも包たる故なり。と云り。か<sub>レ</sub>土を其地盤を以云ひ。國とい其居住は就て云事なるか。又此を二合し

て。國土とも云事常也。此云云即其ふり。さて、洲環云々といふれど。元  
 來今の如く人民を住居るべき。國土の成就て在し。云ふはあらず。次の一書  
 に。一物と云るは等しく。たゞ潮は溼の混りたるものを云。其の記に此を書成し  
 袋々呂々云ひ此に始て成坐る神  
 を溼土養、母を申せるにて知るべし 記傳云。さて此物の如此漂ひたる。如何  
 なる處よの云ふ。虚空中なり。次の一書とも。虚中とも空中ともあるを見て  
 知るべし。然るを如三淨、脂といひ久羅下那洲などもあるに就て、此物海上に漂  
 りと心得むべし。たゞ非なり、此は未だ天地をらざる時にて海も無ければ  
 虚空に漂ひたるなり。かゝて海に在るべし といふ。○譬。重胤云。物の成れりし後  
 と。其未だ成りし時と。思の外は。事も状も異なるものなるが故に。天つ神代よ  
 りて。人の容易と受引へん。後よ在る物を用て。種々を譬を以て。傳へんは  
 玉へるものなれば。能其物の象意を盡して。想像る可し。等閑は心得べきは非る  
 ものぞかし。○猶游魚之云々。記傳云。魚を中昔よ伊表と云れども。今ハ多  
 と字表と云る。古言よ。字表と云り云り。さて此游魚を。字のまじ。アソフ

ツチと訓る。非事なるよし。山陰は論れたり。されど記。歌は斯本勢能。那表  
 理表美禮婆。阿蘇毘久流。志毘賀波多傳爾云々。ごめれ。魚のおよそを。  
 昔ハアソフとも云けり。さて一書また記よ。浮膏は譬。また第五一書よ。浮  
 雲は喻へたり。されど記傳よも云れたる如く。實は其正しき形。言難きまで。其  
 漂ふ状を。膏も魚も雲も。譬へられたるものなり。されど重胤この三の傳  
 ば。初中後の差を立て。其  
 漂蕩りし状。自別にて。雲の棚曳くも。膏の水よ浮くも。魚の游くも。  
 各々其状の別なるか如し。と云れされど。あまり細しきにすぎたり

于時天地之中生一物。状如葦牙。

于時ハ。ソノトキと訓へし。鎌倉本永正本一  
 板本にしか訓り。 ○重胤云。紀の例。其所よて直  
 よ在るを是時と記され。少よても猶豫あるを于時と書され其事は指次ながら。  
 其間合あるを。是後と書き。其事を記りて事の改る時よ。然後と記されたり。  
 心を着へしと云り。○天地之中ハ虚空中をいふなり。虚空中のことハ次よ云。

第二、一書は國稚、地稚之時、譬猶浮膏而漂蕩。于時國中生物。狀如葦牙之抽出也。とあるは同じく。次は生出一物。この浮漂へるものの中より萌騰りしふり。記の傳も同趣なり。○葦牙。記傳云。葦ハ和名鈔蘆葦。兼名莖云。葦一名葦。爾雅注云。一名蘆。和名阿之と見ゆ。葦牙ハ。阿斯訶備と訓へし。葦の初生るを角具牟と云。故に葦角とも云なり。是葦牙なりとあり。黒川春村云。此説さる事なれど。宇麻志阿斯訶備比遲神の訶備は據て。備ハ祝詞は千類八百類爾奉置氏。また汁爾母類爾母も見えたり。考云。類ハ稻の穂あり。江次第も本類。阿本謂之。稻。切穂謂之。類。これなり。古書に多かれども引にたよはす。新千載集に。海原やなみにたよふ葦牙のかひある國をなれるかしら。さなど見えたる類ならんは。訶備の備も濁ららんこそ穩しからぬ。靈異記中卷も。秀備伊豆爾多流とあるを見るべし。此は備を清音に用ゐし例の傍證とするに足れり。かゝれば葦牙も神の御名も。訶備ハ類の義と思ひ決めて。呼はむかた穩當なるべしと云。さて如葦牙とい。此も記傳は云れたる如く。此ハ其一物の形の葦牙も似たるなり。一書は狀如葦牙之抽出。とあるは依て。たゞ抽出たる狀の似たるをのみ。云ふと見るべからず。浮膏游魚の如く。唯に漂蕩る狀のみを譬へたるは聊ことなり。此は因て成坐る神の御名もしも。負せ奉りてを以て。其いごとく似たりけんほとをこるべし。さてこのもの抽出たるは。即神と成へき物實まで。此は因て成坐るハ。葦牙彦舅尊。をばしめ。國常立尊以下。次々伊弉諾尊伊弉册尊まで。みなこの物も因て成坐るなり。記は國稚。如浮脂而。久羅下那洲多陀用幣疏之時とあるは。こゝは洲瓊浮漂譬猶游魚之浮水上也。とあるは同一く。ひろく伊弉諾尊の御時までの世のありとまを云ひ。如葦牙。因萌騰之物而。成神名。宇麻志阿斯訶備比古遲神。次天之常立神云云。次成神名國之常立神云々。伊邪那伎神。次妹伊邪那美神とあるまで。一聯ねは書續けたるを以て知られたり。此事なほ次云へし。

便化爲神號國常立尊。訓三舉美等下皆倣此。

至貴日尊自餘日命並

化爲ハナリマセルと訓へし。其ハ天御中主尊。又高皇產靈尊。神皇產靈尊の。奇と靈き御所爲る依て。此の如華牙なる物も託て。か之化爲出給ふ那此大神等の御所爲のり。此大神等の御所爲の。其ハ今此神等の成坐るのみ。此大神等の御所爲るハ非ず。洲環浮漂も何も。悉く皆其御所爲るよれるなり。此を化爲神と訓て。變化の義とするハ誤なり。其ハ記にも如華牙因萌騰之物而成神と書れ。一書にも一物在於虛中其中自有化生之神。また狀如華牙抽出。因此有化生之神。また因此化神とある。皆いつれも變化の意にあらす。見合て知るべし。されど紀中變化の意に云るところもあり。一偏に見るべからず。また記傳に那流と云言に三の別あり。一ハ無りしもの。生り出るを云神の成坐ると云其意なり。二ハ此物のかはりて彼の物に變化を云。豐玉比賣命産坐時。八尋和邇に化たまひし類なり。三ハ作事の成。終るをいふに國難成とある成。○國、常立尊御名義、記傳は。國とハ天に對へて此國をいふ。常立。一書は底立とあり。かこれ登許ハ曾許と通ひて同一。今世は底を登許と云とあり。凡て底とい。上よまれ。下にまれ。横よまれ。至り極れる所を。何方よても云り。万葉十五。安米都知乃曾許比能守良爾又六。山乃曾伎野之衣寸。このる曾伎も。極みを云て同一事なり。

細く云とさ。曾伎ハ曾久を體云るよて曾久とい離放る意なり。

離居遠ぞく退なとの曾久なり。かくて其を體言に曾伎と云ハ曾伎たる處を云なり。又塞を曾許と訓も。極界の地なるを云。立は都知と通ひて同じ。其例ハ國狹捷尊を。亦曰國狹立尊。このるいれなり。凡て神の名も。其都知と云多しと云。其都知ハ都々ともいひて都も知も尊稱の重なるふり美と云る尊稱の重なりて美々とも日々とも云るの如し。然れハ此御名ハ常立ハ借字にて國之底都知よて。國の底ハの限を。所知看より原る御名なり。さて凡て某命と下よ添て申すハ尊稱なり。言義ハ平田翁云。中昔の書等。人を指ておこと。云事ある。是と同語と聞えたり。於許登ハ。即御事。此ハ直ハ神人をさして。其名を某と呼とさハ。不禮き故ハ稱にて敬へる詞也。神ハ命妹。命などの類。たに神とも妹とも云てあるべきを。命てハ言をへるなるべし。添たる趣のしか開ゆるを思ふべし。さて今世に人の上を云とて某殿某様といふも。直ハその人をさす。邊つらひて其方を云と云り。○至貴曰尊。云にて。古は命てハ言を添て云ると。全同し。意はなり。 記傳云。命字を書ハ。本御言と云。々。記ハ美許登。總て命字を通用たり。此字を書るを言の同じと云。稱の美許登也。このるをいふハ注されたる。これ至尊と自餘の。稱の同じ借て用たるなり。

きを忘て、別かむ爲よ文字を書かへ給ふ撰者の御所爲なり。取て其尊の字の意を  
 借字なり。さるい。此紀より以前は既に尊命を通し云へることあり。上野國多胡  
 碑。石上麻呂を石上尊。左大臣不比等を。藤原尊とあり。此碑は。和銅四  
 年よ建されい。此紀に成れる養老四年より。十年以前なり。然れい此紀より。右  
 の兩字を。分ち用ることを定められたるなり。されど。また東大寺に藏る。天平年中  
 謹上道字尊。座下云々。また。乙啓尊。御從側云々。とわける書も見  
 えたり。此等よ依れい。なほ其後もかく通し用しまともありし也。○並訓美舉  
 等。並訓。二字。類聚國史より此云ことあり。他の例とも符へず。また本よ等。下  
 に。也字あれども。永享本よなし。行字なれば今削れり

次國狹槌尊。次豊斟淳尊。凡三神矣。乾道獨化所以成此純

男

次。記傳云。都藝ハ都具といふ用語の體語よなれるなり。都具ハ都豆久とも  
 同意なれい。都藝も都々伎と云よ同一。さて其よ縱横の別あり。縱いことへい。父  
 の後を子の嗣と類ふり。横い兄の次よ弟の生る類なり。記中よ次とあるい。みな  
 此横の意なり。されい今こなるを始めて。下よ次妹伊邪那美神とある。次まで  
 皆同時よして。指續き。次第よ成坐ること。兄弟の次序の如し。如く前神の御  
 世過て。次に後神とつづくに非す。思ひまかふること勿れ。○國狹槌尊。御名義。狹の意ハ次よ云。槌ハ上の  
 常立の立と通ふ豆知なり。さて記よい。こよ國常立尊。豊斟淳尊。二柱のみ有  
 て。この神いなり。按ふよ神世七代のうちよ。此一神入てい。記の趣にていハ代よ  
 成れり。故の紀い。本書に角機尊活機尊。二一世など。一書よ。大戸之道  
 尊。大若邊尊。二一世略われて。七代の數は全けれい。右の神等なとてい。いつ  
 れも記の傳と合はす。故熟考るよ。此ハ記の趣正しとて。此紀の國。狹槌尊ハ神  
 代系紀よ。國。常立尊亦云國。狹立尊。亦云國狹槌尊。とありて。國常立尊

の亦名なり。國常立。一書は國、底立と有る。底は狹と殊に近し。故に見る  
 時。此神を略きまつ。亦御名をれいなり右四柱の神等を盡く數は入奉りて。七代  
 は數らるなり。かしてこそ天、常立、尊、國、常立、尊と相對ひ。葦牙彦舅、尊と、  
 豐斟淳、尊と。相對ひ坐る事實もよと合ひて通ゆなれ。又此紀も一傳なれば、  
 本文のまよ心得て説かひ。狹は字の義の如くせば意なり。さるは國底立は對  
 へて申す御名よて、底とい。國の曾許比の極み。廣く大きよ造り坐す義。狹とい。  
 國々の境界を立て。狹と造り座す義よて。國の形状は隨ひて。或は大よ或は小  
 よ。造り坐すより。負る御名と見てあるべきか。猶考へし。○豐斟淳尊御名義豐  
 は物の足ひ饒なる意の言よて稱辭。斟淳は私記に久牟奴と訓り。記傳云。久牟は久美  
 久比。許理。ふと通ひて。物の集り疑る意と。初て芽す意を兼たる言よて。久  
 の二意又自相通へり。物集り疑りて。物の形は成るものなればなり。久牟  
 とはかの一物の沍疑生て。國土と成へき初芽なる由を以て云ひ。淳は。一書

の御名に依るよ。主の意よてもあらんか。なほ此神、御名。一書よあまた見えたる。  
 此彼引合せて其義を考へしとあり。さて記よ。此神、名豐雲、上野神とめ  
 る。雲字は下なる上字は。雲を上聲よ誦めたり。此事は記傳の初卷に委しく云れたり此紀の斟  
 も。其意以てよむへし。○さて此本書の傳は趣を論はむよ。上よも云る如く記よ  
 は如葦牙なる物よ。因て成坐る神等ハ。最初よ可美葦牙彦舅、尊。天常立、  
 尊。と二柱座し。此ハ別天神と申す次よ國常立尊以下の神成座り。然るよ。此よ其天  
 神等をこゝおきて。次よ成座る國常立尊以下を語傳へたるは。此本書ハ凡て。  
 別天神の御名を擧すして。此國土よ就たる神をのみ。旨と語出たるなり。然り  
 とて頓トキ天神等の御上を被擧るよらあらぬ事の証は。第二一書よ。如葦牙  
 之抽出トキ次因トキ此有化生之神。號可美葦牙彦舅、尊。次國、常立尊と記し。  
 第三一書ハ始有神人。號可美葦牙彦舅、尊。次國底立尊と記し。第六一  
 書ハ。若葦牙彦生於空中。因此化神號天常立、尊。次可美葦牙彦舅、尊と



も記されたるよし。本書より略められたる事を知へし。○三神記傳云。凡て古ハ神をも人も。數へて幾柱と云り。神ハもこの事として。皇子等なども。然云る常の事なり。や。後より。三代實錄清和天皇の詔。太政大臣一柱と詔ひ。うつほ物語。大將なる人の女等の事を云ふ。今一柱と云り。昏貴人の上の事なり。書紀に佛像一軀二軀などあるを。一はしら二はしらと訓り。たぢくほの親世音菩薩一柱と有。漢文にはありし。とての柱と云ふ所以は詳ならぬ。記傳に云れたる尊き神又人ハ。家は柱あるか如く。此世中も數多立並ひ座て。天地四方を齊へ保ち坐る。自ら柱の如き意をへあるより。稱へて申せしやあらん。故貴き上ならし。柱といふのなるへし。おほ考へし。○乾道獨化云々山陰云。又下文。乾坤之道相參而化云々。これらハ潤色の漢文として。これらハ古傳説より非ず。總て乾坤など云ふハ唐一國の私の妄説とされ。實はさる理はあるなきを。如何なれ。かゝるるるとき外國言を書加へて。清らかなる古傳をも。かゝる害はれけむ。當昔上も下も。頓漢めさるる事を喜ひ給へる世なり。かゝる文を。太き事ハ爲られたるなるへし。此處記にハ。此二柱神亦獨神成坐而隱身也とあり。大かた古傳ハ斯の如くなる物なり。此を比へ見て。漢意の潤飾の甚き事を諭るへしと云れたるハ。信よさる言ふから。此を撰者の加給一文と見られたるハ。猶委しからず。此を必後人の攪入なり。度會神主延佳の本廣足と云人の著しせる。神代卷講述鈔に。乾道獨化云々の十字。不審くて。後人の加筆せるにや。と思ひ疑ひ侍し。比。大外記中原朝臣師光が。長寛元年奏覽の勘文を見しに。此十字をのせ侍らざりし。其後或抄に。國初文記を引て。又此十字をのせ侍るに。そいよく加筆にやと覺え侍ると。なんと云れさるも。然説なり。また田中頼庸云。横山當永。校本にも。此十字なし。また白井宗因本にもなしと云り。さるハ。かゝるまの文。前後も例なき事なれ。決て撰者等の加へ給ひしハ有へからず。

一書曰。天地初判一物。在於虛中。狀貌難言。天地初判ハ。欽明紀。天地割判之代。拾遺に。天地割判之初。なごあり。訓ハ文。

明本鎌倉本永正本より。万葉に天地之分時云々。○一物。此ハ本書よ  
 生一物状如葦牙と云る物も同一と。第二一書に于時國中生物。此物も  
 因て次々の神等はみな化ませるなり。如葦牙一物をいひ。此傳に一物と云るハ  
 本書に所謂洲嶼にありて浮漂へるものを云り一物と云稱の同きを以て思混  
 らへからずと云るハわるし。これハ如葦牙なる物を天となるべきはしめの物と見られ  
 たるよりの誤也。此ハ葦牙彦鼻尊より次々。○虚中ハいま大地の周外ハ見晴  
 して。大空といふ際の際の空しき宙をひろく云つ。曾羅といふ言義ハ。重胤云外  
 内ハ反對也。其宇良ハ天地のそこのひのうらなといひて。天地の限を極る方を  
 云。此も神も人も。住着と處なるハ故也。内と云。其限より。外なる空虚の所を。  
 外と云るなり。これハ曾羅ハ天地と云物。有し後の名なりと知るへ。さて外  
 内の羅ハ。其状を云る添辭なり。○形貌難言とい。其一物の大虚空ハ抽出  
 る状貌の。何とも譬へて言ひたかりしなり。重胤云。かハ國土となるべき物の  
 一め。神となるべき物の始などを。或ハ猶游魚云々。或ハ如葦牙云々など。其

の未成定らざり。間ハ形象を。其成定まれる後よ。如何とも名状すへから  
 ざる者なるを。其形容を。今正目に見るか如と譬たるは。必伊弉諾伊弉册二神  
 の御所爲なり。其ハ二神相謂曰。有物若浮膏と宣へるを以て知らる。其時  
 り始て。神より神は傳へて。人代ハ語繼ぎ言繼げは。其聞受る方の耳も入て。心  
 に留め易き状也。宣ひ諭し玉ふ事よ。あれハ種々ハ物も比へて。譬とい成玉  
 へりし者なり。此章の内も。其同じ物も。譬の別なるハ。神々ハ心々も。傳  
 玉へるハ故也。然れども其極まる處ハ。状貌難言と云ハ如くも。あるべきなる。  
 今ハ唯其譬も就て物を見物も以て。其實物の大体を想像る可なり。と云れ  
 たる然る言なり。

其中自有<sup>ナカニ</sup>化生<sup>カミ</sup>之神<sup>カミ</sup>。號<sup>ナニ</sup>國常立尊<sup>クニトコトノミコト</sup>。亦曰<sup>ナニ</sup>國底立尊<sup>クニソコトコトノミコト</sup>。  
 其中とい。彼抽出たる一物の中なり。自ハ自然なり。重胤云。一書も。因此有

化生之神也。因此化神とあるとい別にて。此の上は一物と云て。其形貌を何とも指て號け言さる故也。因此とい云へららる故也。自然とい云るものなり。このあり。○亦曰は亦名あり。亦名と申すは。其本御身より。御魂の分り坐て。別は一柱、神と坐て。亦の御行事をふし玉ふよ依て。御名の亦別は有もあり。又一身よして二名座もあり。其神々よ因て心得へし。これ亦名の例なり。

次國狹雄尊。亦曰國狹立尊。次豊國主尊。亦曰豊組野尊。亦曰豊香節野尊。亦曰浮經野豊買尊。亦曰豊國野尊。亦曰豊齋野尊。亦曰葉木國野尊。亦曰國見野尊。葉木國此云播舉矩爾。

豊國主尊、名義。記よ豊雲野とある雲野。また上よ豊斟淳とあると合せて思ふ

は。久爾ハ。即ち久毛久牟など、通辭なり。主ハ主宰たる義也。其より轉りて。た、何となき尊稱ともなれり。○豊組野尊。記傳云。久美ハ。久毛久牟など、通ふ。野ハ怒と訓へし。凡て野をハ。古ハ怒と云り。能と云ハや、後のことなり。師の云ク。野角篠忍陵樂などの能ハ。古ハみな怒と云り。故古書ハ此等の假字にハ。能乃などをハ。用ることなくして。みな奴怒農濃などをハ。用たり。農濃多とハ。ヌの假字なり。ノに非ず。凡て右のことをも。能と云ことハ。奈良の末都かたよ。りかつ。く。と云る。○豊香節野尊。浮經野豊買尊。節を布志と訓めれり。もと。始れり。節ハ。布と云一言ハ本なれハ。こも香節ハ加布と訓へし。さらハ買も同じ。とて加比ハ久比と通ひ。久比ハ久美と通へり。されハ此御名も。斟淳と同意なり。さて浮經野ハ。浮ハハの一物の空中ハ浮漂へる意。此ハ次の一書に。國雅地雅之時。營猶浮齋而漂蕩とあるものなり。經ハ記傳よ。含めて。ハの物の中ハ。地と成へき物の。含まりたる由なり。花の未開ぬを。ふまると云と同じ。次の葉木國と合せ考ふへり。とあり。野ハ斟淳の淳と同じ。○豊齋野尊。又云。久比ハ。加比久美など、通ふ。○葉木國野尊。葉木ハ含むよて。上よ云る意なり。波具久牟。波碁久牟。ふといふ言もみ

な含む義なり。○國見野尊。本は國字なきを。永享本は依る。國は對は同一の  
 とて。見の一言行れるが如し。もこと見の國字を誤つしよさう久爾奴  
 かよかよ。見野よて通えのたし。○葉木國此云々。本は此注混れて。次の一  
 書下は出たり。今ハ釋記亂脱による。又永和本鎌倉本とも。傍書も朱以  
 て此段は書入たり。て此類の注は。訓を知らせたるまで。翻譯の体に倣ひ  
 してあらず。古事記よ。訓云云門麻たろ書る。もいら同意味あり。されい書  
 訓に。此字をコレナい訓るよろ。訓コノコトからず。飛鳥井雅澄曰。そともま  
 つ古事記の如く。訓云云門麻たろ書る。聞えたるまに。事な。書記よ此云云  
 れし。いひひ。これは漢籍の中よ。梵記を譯して釋ら。云々此云云々。  
 あるハ彼方よて云々と云る。此方よては云々いふ。いふ義あり。たへ。天  
 地此云門木都知な。もつはひとへし。其は彼方よていも。より。字音の  
 天地いふを。此方にハマメツチといひあり。しむるを此方よて成れる文は。

いひは漢文よならひたりと。此云といひての書入き理のあらむ。まして葉木國  
 此云播舉短爾なといへる類は。殊よいといと意得めてなり。もより葉木國と  
 いふ漢語のあらは。は姑をてもある入き。此はた。ハコトニいふ。葉  
 木國といふ字を。借用たるもの。そあれ。此等ハ。ひたすら漢めひむして。物  
 ぎひを成せるなりけり。正しと云ハ。マメツチ用天地字。なといふ入き理  
 よいめ。漢文よならひて作し書なは。いひ中々。ハ  
 漢籍を。此方よて譯す時のいひ。ハ。以上飛鳥  
 井氏説と云れ  
 たるハ。言なから。此を翻譯の体を見す。なは記の体の。聊の異なるものを見な  
 らむ。の難め。ハ。

一書曰。古國雅地雅之時。譬猶浮膏而漂蕩。

國雅地雅は、國ワカク地ワカ、リシ時と訓へし。本エクニイシテタイシト訓るは明應八年の古寫本又  
 古板本と云ふ國雅地雅と云ふみ付たる上のクシをイシと誤り、下のクシをイシと誤り、遂に一語の如くなるなり、決く誤りと見ゆれば、今古訓はよれり、此を口決に字比志なりと云ふ。  
 記も國雅如浮脂、而久羅下那須多陀用幣流之時、  
 記傳云、和訶志とい凡て物の未なりとのいざるを云て、書紀ふとよ効字をも訓み、中昔の物語書なども、人の効雅きを云ふこと多し、万葉、三日月を若月とも書き、推古紀は、肝雅と云り、さて、本書は洲壤浮漂といへる物の事なり。○浮膏ハ、古訓のまは、ウカベルアフラと訓へし。記傳ニ、ウ  
訓て浮雲浮草など云類の稱にて、物の脂の水は浮るを、古にかく稱しなりと云れたれと信かたし、浮雲又浮草などいともより浮るか、其もの、舂なれし、か云へし、も  
の、脂ハ、水ハ浮漂なるか、其もの、舂にしあらされ、打まかせて、ウキアア  
アと云かたし、古にかく稱しありと云れつれとざる例も見あたらす。 脂ハ、和名抄ハ、脂膏和名阿布良、また、油四聲字苑云、油走麻取脂也、和名阿布良あり、記傳云、さて、脂ハ、譬、とる例ハ、朝倉宮段ハ、大御蓋ハ、梶の葉の落浮へるを、三重珠の歌ハ、宇伎志阿夫良とあり、御蓋なる御酒のうへに、木葉の浮へりけり、形状を以て、今此の状をおもひ合すべし。

云云。

于時國中生、物狀如葦牙之抽出也。因此有化生之神。

國中ハ、かハ、浮膏の如く、漂へるものの中をいふ。この物即て國土と成れり。其成る後の名を、假て云へる。國雅、地雅の例も同じ。○抽出、記ハ、如葦牙萌騰之物とあり一書ハ、如葦牙之初生泥中也、とあり。本ハ、ヌケイデタルと訓るハ、其物の虚中に見はる、を云なり。初生とい、聊異也。 第一一書ハ、一物在於虚中と云るハ、其虚中より抽出て見はれし時を以云るなり。記傳云、本草の莖、又葉のはつひは出初たるを、芽と云も、母延の約まりたる名なるへし。武郷云、信友  
火ハ、さらなり、日影に因て、氣の起て見ゆるをいへる  
なり、草の生ひたついきほひのさまに、云り云り、又、木具牟も、母延具牟なるへ  
 一と云り。○因此、口訣ハ、因猶託也、とあるハ、如く、物ありて其託りて、成坐

るの故。因と云なり。と云り。

號<sup>ミヤコ</sup>可美葦牙彦舅尊。次國常立尊。次國狹植尊。可美  
此云<sup>ミヤコ</sup>于麻時。彦舅此云<sup>ミヤコ</sup>比古尼。

可美葦牙彦舅尊。可美ハ美稱。記傳云。宇麻とい。今世ハ。た。物比味の口ハ  
美きをのみいへ。古ハ然のみならず。心も目も耳も口も。美きを皆讚て  
云言ふり。と云れたるの如ク。葦牙ハ。上ヨ云。彦ハ男を稱美て云稱なり。記傳  
云。凡て男ヨ比古。女ヨ比賣と云ハ。美稱マテ。比トハ凡て物の靈異なるを云。  
天照大御神の御事を。書紀ヨ靈異之見とある意マテ。比古比賣ハ。靈異之見  
と云意ナリ。なほ比の意ハ高御産集  
日神の下考合すべし。 遅ハ。男を尊みて云稱なり。老人を云も。尊  
むより出たるなるへし。意富斗能地神。書紀の鹽土老翁。老翁此  
云鳥賦 などの遅も  
是ナリ。さて比古遲衰遲なと云とさハ濁れとも。本ハ清言。明宮段の國栖人の

歌に麻呂賀知とある知。又父の知なとも是ナリ。さて又八千矛神をも。火遠理  
命をも。比古遲と申せることあり。此神ハ葦牙の如くなる物ヨ因て成坐る故ヨ。  
か之御名つけ奉れるなりと云リ。さて葦牙の如くなる物に因て成坐る神の御名  
りけんほと  
を知らへし。 ○彦舅此云々此七字。本マ次の一書の下ヨあるハ誤ふり。今集解  
及一二の校本ともは從てこヨ入る。

一書曰。天地混成之時。始有<sup>イヌス</sup>神人。號<sup>ミヤコ</sup>可美葦牙彦舅尊。  
次國底立尊。

混成之時ハマロカレナリシ時と訓へ。記傳云。混とい未分れすして。清  
りて一沌ふる事マテ。即此物の始て生出たるを。混成とい云るなり。とあり。此物  
即天地と成る  
ハ一物あり ○始とい。天御中主尊。高皇產靈尊。神皇產靈尊も。紀記とも  
よ。成坐といあれとも。此神等ハ。天地をも造玉ひし神なれハ。天地混成の時ヨ

當りて始て生出玉ひし神より坐す。この事、第四の一書に委く云へし。然るも、葦牙彦舅尊をい。既に三柱の神御坐て。その成始を、知し看けむ事灼然し。これ、此神をい始てハ語り傳へしなるべし。平田翁云り。○神人、山蔭云。人字漢文のひかりなり。此神等ハ人云へき非ず。云れたり。按ふる。神も形體は付ていへ人なり。されハ、神人云まじきもあらざれど。其ハ後々の神に御上より申すへし。此神等ハ、實ハ山蔭云れし如く、いひなり。○本ハ、神人、下ハ馬字あり。今永享本は依て削る。

一書曰。天地初判。始有俱生之神。號國常立尊。次國狹槌尊。

此一書は、一めて造化三神の御名を擧られたり。上も釋紀、私記を引て云る如く、古事記ハ、高天原所居之神より記し始たるを。今此書ハ、此國土に附

て、生坐る神即國常立尊より記し出て、高天原の神をい。略きて記す。さるからハ、天地造化の起原の。知りひらき事を慮りて、彼國の古傳の趣を、彼是採撫ひて、序文として加へられたるものなり。さるを、この一書より却りて、造化三神の御名を出したるハ、其御名を付て、自ら造化の起原をも、思ひやるべき心とらひよ。書したる物を見たり。されど記傳にも云れたる如く、初ハ此三神を擧られさるハ、甚く事足らぬ状なり。一書ハ一書まで。本書ハ別事なるも、本書ハ末に至りて、不意に、高皇產靈尊の御名の出たまへるいひひそや。何とも古事記の如くあらまほしき事なり。○俱生ハ、口訣ハ與天地俱生神とある如し。國常立尊と國狹槌尊を俱生と云意ハ非らず。さてハ次字如何也。下卷一書も、焔初起時、共生兒號ハ火酢芹命、次ハ、盛時生兒號ハ火明命、次生兒云々。とある。共字も、この同一とせれど。此神等ハ、天地成立後、こそ生出玉ひけれ。天地と俱生、生出玉ひし神は、天御中主尊、高皇產靈尊、神皇產靈尊の餘も、雖、神あるべき。なほいと、葦牙

彦舅尊、天常立尊の別天神をへは省きて、此神等を始云々とい。申すへらも非すかし。

又曰。高天原所生神名曰天御中主尊。

又曰。此右の天地初判。始有俱生之神。とあるを受けて云る傳よ。又斯る傳説ありと曰なり。けは此神等と。天地と俱生し生出る神は坐なり。此傳甚めてなし。然るに纂疏に此を一書中又一説也と云れしは甚くかなり。

○高天原は其原始を。天の中央を云る。始りて。天神等の坐ます天津御國をも云。また此照一ます。天。日をも云。又たは。大虚空をも云ひて。古書。高天原と云へる。とす所いと潤一。一區域の名よあらず。次に云。まづいよ大概を觀へし。とあり。古語拾遺よ此の傳を天中所生之神名曰天御中主神。とある天中と云る。天之中央と云る事なるか。其天之中央と云い。天御國の中央とて。天神等の神域とて。古書よ高天

原と云る。大方ををすなり。此大神始て。其天中央は現出まし。即其御名を。天御中主尊と申奉れるなり。されは其天之中央を高天原と云そ。この號の見えたる始なるか。其天御國は。大虚空の上方は在を以て轉りては。總ての大虚空をも云。下の一書に伊弉諾伊弉冉尊。立天霧之中。とあるを。坐于高天原。とあるこれ大虚空なり。又祝詞。高天原波。青雲能霧久極などある。此も廣大虚空を云なり。また天つ曰い。かの大虚空の中央は位を定めて。是即天の真摠と

も。云へき所なる故よ。其をも高天原と云けり。天照大神者。可以御高天原とあるを思ふし。かの高天原は汎き號とあられい。古書よ見えたるところ。一區域の稱よあらず。上古はたは大らひも總括て。云稱とい爲しものなり。されい。おのく古書よ見えたる一箇をとりて。いそひしこと。古來種々よ云なれと。皆いつれも其根元を究得られりしなり。かて記傳よ。天は天神等の坐ます御國也と云れたる。されいと汎と。万は亘りて。通えたるか如とふれと。猶此の三柱大神等の御事を。此神等ハ天地よりも先たちて成坐つれい。たは虚空中よ成坐けんを。高天原所



生ごしも云るは。後天地成て其成坐せりし處。高天原となりて。後また其  
 高天原に坐ます神なるか故也。元來高天原ありて。其處は成坐と云ふはあら  
 ず。と云れたるは叶はず。上は云る如。高天原は即天の中央の名として。そ即  
 元始より高天原なれば。後より廻らして。云る處はあらず。とて天といひ。高天  
 原と云ふその差別は。記傳云。まつ天の天神の坐ます御國なるか故也。山川木草  
 の類。宮殿そのほか万の物も事も。全御孫命の所知看此御國土の如くとして。  
 なほ勝れたる處は一あれは。大方のあつても。神たちの御上の方の事も。此國土  
 はある事の如くよなむあるを。高天原といふは其天にして有る事を語る時  
 の稱なり。然るを万葉の歌などに。天原ふりさけみれば。とよめなるなど。や。後の事む  
 る。し。如此さまに。只打見たるのみの天を。天原と云るか如き。神代  
 の御典などには。見えぬことなり。とて一は稱ふ由は。高といは是も天を云稱して。たは高き意に云  
 ることハ聊異なり。然れハ此高ハ麻言なり。日枕詞云。高光と云も。天照と同意。高御座も。天  
 の御座と云ふことにて。是等の高も同じ。又高行や律別などハ。虚空を高と云へる

なり。今世も。天つ虚空を然言ふことあり。物の虚空は高く上るを。高へ上るなど  
 には非るかしらす。此伊勢國などにて。をりく。然云を聞くなり。古言ののこれるなるへし。原とい。廣く平らなる處を云。海原  
 野原河原葦原などの如く。万葉の歌は。國原ともあり。かれば。天をも天原と  
 いふなり。とてそれは高てふ言を添て。高天原とい。此國土より云ふことなり。凡て  
 高とも云ふ。高きを以て云稱なればなり。と云り。此説の如く。○所生神。重胤云。此三柱神等ハ。  
 實は其始ある事なく。素より高天原に神留坐し大神等坐々るか。此ハ天地  
 の始を云所なるか故也。其時運を以て。所生とこそハ傳へたりけれ。如何なる  
 遠くな邈る大古より坐りけん。何知奉るべきは非れとも。唯其大神等は成り  
 天地の始を云故也。此を其神の顯れま。時とい。成せる者ありと云ふ。生を舊  
 訓はアレマスとよめり。阿禮を顯して。人などの生るを然云も。其意同一  
阿禮といふ言の義は。新現と通へり。生る。ハ此身の新に成也。又現はる。あれはなり。万葉一。安禮衝武云々がある。生繼  
 して。宮仕は參。待ふ事を云なり。又國史は。阿禮乎止賣と云る事あるは。其昔

る替る。仕奉らせ玉ふ事を云て。右の万葉なるも同一。又ナリマセルとも訓へ  
 と。那流ハもの、變化をも云。物の成就ナリタリふをも云ひ。無リハもの、生出るをも云  
 へ。此ハもの、成願ナリタリれ玉ふをいふ。記ハハ、雷神イカサチの伊邪那美命の御  
 躰ナリタリハ成居と云事ある。即それなり。これ其處ハ成願ナリタリれて居れる雷神イカサチなり。○名。  
 平田翁云。名云言の意ハ。生成ナリタリ成熟ナリタリなどの本語ナリタリより。形也ナリタリなり。活用ナリタリてハ。那流  
 那良年ナリタリとも云なるハ。神また人ハ更なり。萬物をも。其と號ナリタリくる事ハ。其物ハなら  
 ず成就ナリタリたる上より。負ナリタリすることナリタリ。神又人物ナリタリに限ナリタリらす。萬の  
 の善惡。功德の大小ナリタリは依ナリタリて。自然ナリタリに。他より稱ナリタリへ云ナリタリころ。即名ナリタリなり。高橋氏文  
 なる景行天皇の大御詔ナリタリ。大倭國者以ナリタリ行ナリタリ事ナリタリ。負ナリタリ名ナリタリ國也。と宣給へるを以  
 て知るへしと云り。○天御中主尊。天ハアマノと訓へ。總ナリタリて神名地名物名  
 也。天と云る訓近き比ハ。其を阿米能とも。阿麻能とも訓みて。いことみたりあり。  
 古書ハ此類の天。何れも阿麻能とのみよみて。阿米能と訓ることなし。今其

例を此よ云へし。まづ弘仁私記序ナリタリ。阿麻乃止已太知乃美已止ハ。天ナリタリ常立  
 尊也。延喜式ナリタリ。出雲國阿麻能比奈等理神社。とあるハ。天夷鳥命也。姓氏  
 錄ナリタリ。大掠置始連條ナリタリ。阿麻乃西乎命。尾張風土記ナリタリ。阿麻乃彌加都比女。此  
 紀神代下ナリタリ。阿麻能左愚謎。日本紀竟宴歌ナリタリ。阿麻能褒臂。これらみふ神又  
 人名の例也。又万葉集ナリタリ。阿麻能我波。古本神樂歌ナリタリ。安麻能可波良。これら  
 地名の例也。また神代上ナリタリ。阿摩能與佐圖羅。下卷ナリタリ。阿麻能以鏡矩羅。萬  
 葉集ナリタリ。安麻能之良久母ふとある。此物名例なり。かゝるまたの例ハあれど。阿米  
 の某と訓へ例都て見當らす。必阿米ナリタリとハ訓へからず。能ナリタリ。古事記中卷ナリタリに。阿米  
 所あり。此は神名の例ナリタリにあらす。地名の例ナリタリも云ハ。云へけれども。只此一ナリタリを以て  
 並ナリタリの地名をも。阿米ナリタリとハ定めかたし。又此香山ナリタリハ。天降付ナリタリともいひても。天ナリタリに在し山  
 なれハ。阿米乃ナリタリとハ云か。と云に。天安河ナリタリ。天河原ナリタリと。みな阿麻ナリタリとのみよめられ。香山ナリタリ  
 限りて。阿米ナリタリと訓へ。さよしなし。殊ナリタリに。此天ナリタリも。天上ナリタリなるに非ず。万葉集ナリタリ。神香山ナリタリと。め  
 るにて知るへし。た。稱辭ナリタリは添ナリタリたるまでなり。されハ今ハ定て。此阿米ナリタリも阿麻ナリタリの  
 誤とすへきなり。其餘古書ナリタリ共に。阿米乃ナリタリと云へるハ。たえて一つもあることなし。御名  
 義記傳云。御中ナリタリハ真中ナリタリと云むか如し。凡て真ナリタリと御ナリタリとハ本通ふ辭なるを。や。後

よ。分て御の尊む方。御字を書き。真の美稱なり。甚しく云ふ。全きことを用ふ。されど。古の言の遺れる。尚通ひして真熊野とも。三熊野とも云る類多し。又真と云へきを。御と云るも。御空御雪御路など多かり。御中も此類なり。天のみならず。國之御中。里之御中なども。萬葉歌にあり。又毛那加と云も。真中の轉れるにて。天武紀に天中央（この字を以て此の御中の意をも知るべし。）とありと云ふ。王と主宰たる義也。其より轉りての尊稱ともなれるなり。さて此大神は。古語拾遺に。天地判判之初。天中所生之神。とある如く。天の中央に其位を定め玉ひ。終古不易に鎮り坐て。其奇靈なる神徳を。宇宙に偏く充亘り。至らぬ隈なくはた神と云神の限り。此大神の分靈ならざるなき大神を坐ませるか故也。古より殊更に其所を定めて。齋き奉りし御社ともあらざりしなりけり。なほ次と云へし。

次高皇產靈尊。次神皇產靈尊。皇產靈此云美武須毗。

高皇產靈尊。神皇產靈尊。御名義。高の美稱なるへし。別御名をも高木神と申せり（記のみのまた姓氏録に天高御魂乃命。皇の御と書るも同く。これも美稱なり。三代實錄に天高結神なども申せり。）神皇は加牟美と訓へし。高皇とふらひたる稱辭なり。（此神の御名を書等に神。神魂神など書るはカミムスヒと訓へし。其の記傳の説の如く。凡て古言に同音の二都重なるを。約めて一と云例。此は彼とあれ。此も神御と美の重なる故に多く約めて申しならへるなり。また神御魂とも書たるは。此と同じくカミムスヒとよむべし。平田翁云産の正字は。宇牟須と云言の字を省けるなり。仁徳天皇の御哥に。子新撰字鏡に。秘宇牟須比麻豆利とあり。此は産靈祭にて。牟須の正語の字牟須なる證なり。今も生を宇牟須と云國も多かり。出羽秋田などにて。蒸をさへにウムスと云り。夏の頃。師云。産の男子女子また昔の牟須。など云ふ牟須にて。物の成出るを云。今云。万葉に草武佐受な。靈字は比と云ふも當れり。凡て物の靈異なるを比といふ。久志尾の比。比古比賣などの毘も此意なり。されば産靈とい。凡て物を生成すことこの靈異なる神靈を申すなり。武郷云池邊具榛か。古語拾遺新注に産靈の令産靈なり。其

轉りて、カムサム、ウムシ、ウムス、ウムホ、と活なり。他にウムサムとも、ウムホとも活用する例をばれども、合産靈と、靈の体言に云ふは、見るを見れば、決りての活をそのほゆる。されど昔のユス、また草、サス、なと云ふ。自然の上を云ふに、この産靈と同語異活にして自他の差ありと云り。此外は、火産靈、稚産靈、津速産靈、興台産靈、玉留産靈、生産靈、足産靈など申す御名もあり。牟須昆の意皆同一と云りて、高皇産靈神は、男神よまし。神皇産靈神は、記に神産葉日、御祖命とも出で、女神は御在す。式よ、出雲國出雲郡、神魂意保、刀目、神社とあるも、女神は坐、謂也。一の男女二柱は、坐、たとも。此大御神等の御上は、遵合の道ありしより、あつた也。夙に皇代記、歴代皇紀、神皇正統録、塵添盛衰抄を始、何これの書とも、雖有男女之形、无婚合之義、といへるをば、一め、平田翁も委しと云おられたる説あり。下は出せり。記傳は世間ありとあるとい。此天地を始て、萬の物も事業も、悉く皆此二柱の産靈大御神の産靈は資て、成出るものなり。されど世は神はしも多し坐とも。此神は殊は尊く坐々て、産靈の御徳申すも更なれい。有の中よも、仰き奉るべし。

と、崇き奉るべき神よなむ坐々る。と云れたる。其いご憶めたる書、顯宗紀の三年春二月、阿閉臣事代、使于任那。月神著人謂曰、我祖高皇産靈、有預鑄造天地之功。宜以民地奉我月神云々。とある。預を舊くソヒと訓るは、副加はる由なり。されど、天地をはしめ、次々成坐る神等みな、此神の産靈は資て、成出る耳ならず。萬事業の上に、其副加はりて、其を令成、玉ふものなること灼然し。とて上は引る火産靈津速産靈など、すべて産靈の上は、必其御行事を申すことなるに、ことなる二柱の産靈神は、た高と申し神と申して、稱へ奉れるのよ。御行事を附て申すとい、いひよと云ふ。此則此二柱の産靈よまし。他の産靈は、みな其一つを特別て、知看すの故よ。自ら其御名よも、眞坐せれど、此二柱は、造化の神に坐て、天地はらなり。萬物萬事の上は、悉く預り知看せし。此より大なる産靈は御徳なければ、何と局りて名け奉るべきやうも、いと大主宰の産靈大神なり。然るも、高と申し神と申す稱辭の

上より御名義を分けて解る説ふともあれど。却りて御徳を小くするの恐れもあ  
りなんかし。諸又此傳よ。此大神は。如此二柱坐を。記中は其御事を記せるも  
は。二柱並出玉へる處なくして。ある時ハ高御産巢日神。或時ハ神産巢日命  
と。旁一柱のみ出玉へる。其御名を異れども。唯同神の如く聞えたり。抑か二  
柱よして一柱の如く。一柱のみ出玉へる二柱よして。其差の髣髴しき。其深き  
所以ある事にそあるべき。あるよ就て。重胤云。此二柱神のしも。天御中主尊の  
荒魂和魂よ。御在し坐玉へるものと。推察り奉らる。荒魂とハ物に進む方の御  
和み續まる方の。統記共よ。其御事を記されたるに。二柱並出玉へる處なくし  
て。旁一柱のみ出玉へる。甚々深き故ある事よ。方の事業の上よも。荒魂の  
事よ。高皇産靈尊と。和魂の事よ。神皇産靈尊と。其並て神議玉の中よも。  
其方は主たる御名を擧て。傳へさせ玉ふものよそありける。其一二例を出さば。  
天石窟の時。又御天降の時なり。荒振神の所為なる故よ。高皇産靈尊の御

名多く出たる中よ。甚尤けき。天孫降臨章第一一書。天稚彦ハ雉を射たり  
一矢の。天よ到りける時の文よ。天神見其矢曰。此昔我賜天稚彦之矢也。  
今何故來。乃取矢咒曰。若以惡心射者。則天稚彦必當遭害。若以平心  
射者。則當無恙。因還投之。とある。天神を。正書及記よ。高皇産靈尊と見  
え。此必當遭害を。記よ。天若日子於此矢麻賀禮。とあるを以て。予ハ説け  
強ざるをおもふへし。又神武紀ハ御軍の半なる時よ。躬自齋戒祭諸神と見  
えたり。自余ハ神等をも祭玉へるなるよ。此神を主と立て齋かせ玉へる。其後  
威を仰奉らせ玉へるの故なる事著明し。又記よ。大宜津比賣神の御身より。  
種々の物の成れる所よ。故是神産巢日御祖命。令取茲成種と見え。大  
穴牟遲神ハ八十神よあるをいし件よ。爾其御祖命。哭憂而參上于天。  
請神産巢日之命時。乃遣蜺貝比賣與蛤貝比賣。令作活なとある。ハ  
和魂よ坐る故よ。右の高皇産靈尊とハ反對なる。所以ハ御巫祭神八座の

中なるも。神産日神、高御産日神と次序し。祝詞も。神魂高御魂と有て。常  
 は申す例も異なる。皇御孫命、御世乎。手長御世止。堅磐爾常磐爾齋奉。  
 茂御世爾幸開奉。とある如く。事無き節も。大御身の守護のみ。祈らせ玉  
 ふの故も。二柱共並奉たるも。其守とある方を。さきよは爲られつるものなり。  
 彼神功紀なる。神の御誨より。和魂服王身而守壽命。荒魂爲軍先鋒而導  
 師船と見え。皇后の御方より。則撫荒魂爲軍先鋒。請和魂爲王船鎮とあ  
 るを合せて思ふべし。又四時祭式鎮魂條に。右の神魂高御等神等の八神は。  
 大直神一坐を合祭らるるを以て。和魂を主として。神産日神を先よ。被定たる  
 所由を思ふべき者也。と云れ。平田翁説も。此二柱の男女大神の産靈の御  
 徳の間より。諸の物類も事業も生成り。神等も坐坐ることの由をいはし。少毘  
 古那神を記し。神産日命の御子とあるを。紀し。高皇産靈尊の兒とあり。  
 古語拾遺も。豊秋津比賣命を。記した紀の本書も。高皇産靈神の子とある  
 も同じ。

を。一書も。神皇産靈神の兒と云る傳あり。又姓氏録も。久米直。高御魂命  
 八世孫。味耳命之後也。といひ。また。久米直。神魂命八世孫。味日命之後  
 也。とあるをも思へし。味耳味日。此の諸の神等二柱産靈比御間も坐坐るの故  
 よ。かく二方は傳たるなり。本朝事始に。加奈止美命と云を。高皇産靈與神皇  
 として又記も。高皇産靈神の御言も。吾所生兒。凡有千五百坐。と詔へり。とあ  
 るも。出雲風土記も。神魂命の御子と云へるも。多く見えなれども。高御魂命の  
 御子と云るも。一柱たよ有ることなり。此の神等二柱神の御間も坐座れど。  
 神皇産靈命も。その御母に當り座すの故も。御子なり。專と此神と係て。語り傳  
 たる故そむし。命の後と云るに拘はらず。只産靈神の御末と隔る心得て有るも。  
 ものそ。又或は天御中主神の御末と云ることも。彼是のる。猶其本祖を云るにて。  
 其はた産靈神に係らざるに拘はれは。是また拘はるべきことにあらず。凡て是等の事と  
 もを熟辨へさむに物の出自。さて産靈大神の。諸神を生たまへるも。唯その男  
 女の産靈の。互に芽合ふ。妙も奇も御徳の間より。産成給へるまで。夫婦

の道は資は非ず。夫婦の道は伊邪那岐伊邪是産靈の大御徳は有り。夫婦の道に由らて子を心得る。凡人の上は神等のみならず。諸の物類は更なり。天地をへに鑄造給へる産靈の趣も。是は準へて想像奉るへ。また生る由をも辨ふへ。とて又。天御中主尊は御名の大なるは取て。其事蹟の傳なき故に。神徳を伺奉るべき便なれど。二柱産靈神より前。始は御座し。女男の御徳を兼有ち。爲ることとして。産靈の根原を司給ひて。寂然まじ。女男産靈大神は。其神靈は資て。生出座して。産靈の徳用持分け宰給ひて。天地も何も。此二柱大神の産成給へる事こそ思はる。然れは天之御中主神の幽き所以ある事にて。却りて其神徳の大なる。故にそ有べき。其御社は式に見え給ひす。と云れたる。な然る説ともなり。かてて式は神祇官座御巫祭神八座。此餘も此神を祭れる社は式山城國風土記。三代實錄等に見えたり。

式出雲國出雲郡に神魂伊能知奴志神社。又神魂伊豆乃賣神社。また神魂御子

神社を申す。とて記云。此三柱神者。並獨神成坐而隱身也とあり。獨神といも見えたり。次々の女男親成座る神等と別ちて。唯一柱つ成坐を申す。隱身の記傳は御身の隱して所見顯れ玉いぬを云なり。と云れたるが如く。其奇靈しき神徳を宇宙は遍く充足はして。其至る所。悉く御身を備へていませとも。元より隱身は座ませは隱身と云事。靈甚も幽深。神代の神等と申せとも。其御身を伺ひ奉る事あり。とて。まゝていひかふる道理をなす。とて。心も詞も及ぶべきならんは。其尊きなふとみ奉るべき他なし。知るへ。とて。此二柱大神。又時として。御身を顯し坐して。事議を玉ひし事も見えたるは。其本。大御體は坐す。其分御靈の假は顯れ玉へるまで。その幽顯分れたる人代も。時として。神の見はれ玉ふと。同じ事にて。永く現れ玉ふはあらす。まゝて其本つ御躰なご。假初も現はる玉ふはあらは。即それを隱身と申す也けり。とて式の祝詞にも。高天原爾神留坐神漏伎命神漏彌命とも。高天能神王。高御魂

神魂云々。なごめるまで。後まて其高天原に坐々事を知へきなり。神留坐と云。志豆麻理の志を略けるなり。たに留を都麻流と云るに似あらず。鎮るとい御身にまね御魂にまね其處に永く坐々て他に迂りてまざるなりと云れまての説みな誤なり。此は序せられ聊いふのみ。

一書曰。天地未生之時。譬猶海上浮雲無所<sub>ニ</sub>根<sub>レ</sub>係<sub>一</sub>。

天地未生之時と云。重胤云。浮雲の如くなり一物出来りて。浮漂より一程の事まで。其物未<sub>レ</sub>天<sub>ニ</sub>も地<sub>ニ</sub>も成<sub>レ</sub>りし時を云て。第三一書は。天地混成之時とあるも。同じ赴なる傳なり。口訣は。未生未開闢將開闢時也とある。謂れたる言なり。然るを。記傳云。天地初發之時とあるよりい。委き傳まで。此時いまだ天地の無り一時なる事を。隨<sub>レ</sub>心<sub>ニ</sub>得<sub>ル</sub>る<sub>レ</sub>宜<sub>キ</sub>と云ふなりと云れしは。此の入り。此は一物のなれる其始終を云ん爲なる也。其は。天地未生と云るは。さあけられ。唯世の始を大朴と云所ふらる事。右に云るの如しと云り。○

海上浮雲。本<sub>レ</sub>雲を雪と誤れり。類史は浮雲とあるより入し。海を和多と云。宇那婆良ともいふよし。○猶無所根係。萬葉七。大海爾島毛不在爾海原。絶塔浪爾立有白雲と云る歌あり。此時の有状を想像るよりさ歌なり。

其中生<sub>一</sub>物。如<sub>ニ</sub>葦牙<sub>一</sub>之初<sub>ニ</sub>生<sub>レ</sub>泥<sub>中</sub>也。便化<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>人<sub>號</sub>國<sub>常立尊</sub>。

此傳まで。天地の未<sub>レ</sub>混沌として分れる際。其物の中に。葦牙の如くなるもの。初生する状に云るあり。聊異なり。○如葦牙云々。平田翁云。此なるは状如<sub>ニ</sub>葦牙<sub>一</sub>と云と。泥中より生初たる如しと云と。二つを兼たるなりと云り。○溼。和名抄泥和名比知利古。一云古比千。と見え。祝詞文は向股爾泥。寄氏などあり。土は水の清りたるまで。俗言は村名と云物なり。○爲人。上よも云る如。人字いひあり。久米幹文の藏本は。類聚國史一本は。神とあるよし



云り。その本ありや尋めし。

一書曰。天地初判有物若葦牙生於空中。因此化神。號天常立尊。次可美葦牙彦舅尊。

天地初判。云々の第一一書云り。さていふ有物如葦牙とある物。即ち一物在於虚中。状觀難言。とあると同じ事も既云り。○有物如葦牙。此の第二一書。國稚地稚之時云々。國中生物状如葦牙之抽出。また第五一書。天地未生之時云々。其中生一物。如葦牙之初生泥中云々。と同一と。上にも云るが如く。是神と成へき物實なり。然るを是までの注釋とも。一書の如くなるものを地の始なりと見たるのみを誤にて。彼序文に引る。渾沌たるも。二一は割れて。天地とせれると云るに。合せ強て説をなしたるなり。わか古傳に。葦牙の始なるを。

亦有物若浮膏生於空中。因此化神。號國常立尊。

又この又一説なり曰。字本はなければ。荒木田經雅本にあるは據て補ふへし。但し予此本を見たるはあらず。田中氏の物語れるよる。集解本は補へし。とて。此又説ハ。國土の如浮膏。漂蕩へる時は成坐る神を。國常立尊なりとして。例の天神等を省ける第一一書。第四一書。第五一書等と同じ趣にて。其他坐る物實たる如葦牙なる物を。省けるまでたり。異なる傳はあらず。これを如葦牙とある物に依らずして。若浮膏なるものより。化れる神と云る説共ハ。謬なる事。既云るが如し。

次有神泥土煮尊。泥土此云。沙土煮尊。沙土此云。須毗尼。亦曰。泥土根尊。沙土根尊。

此より以下八神の御事ハ。平田翁の考おかれたる説よりして。又重胤の委き考あるを。今次々々録すへし。さる其説みながら。諸なれぬは。間々易て出せ。々なれど。處せければ。一に。いふことわらす。本書を。さる其説云。伊弉諾尊ハ。後引合せ見て。其別ある所を。知ぬかしとてなり。

顯身おはし坐神也。然るに記に。次成神名國之常立神。次豊雲野神。此  
 二柱神者。亦獨神成坐而隱身也。と終めて。其間を界ひて。次成神名宇比地  
 邇神。次妹須比智邇神と云より始て。次々御名を擧たる。其終は隱身  
 也と云事を。出されりけり。顯身の神にわたらせ玉ふへかめるを。其御事蹟も  
 外は傳はらず。又式などにも。然る御名を以て。祀れる神の一所た。御在しませ  
 ざるを以思ふ。其は次々國形の整へる狀に依て。負坐る御名共よて。實より。  
 此溼土煮尊沙土煮尊以下八神ハ。伊弉諾尊伊弉冊尊。二柱の別號におこ  
 します。近き証ハ。國常立尊豊斟淳尊ハ。別有たせおはしませは。其を除  
 きて。次の五御代の初御在しませ。溼土煮尊沙土煮尊。國生の御事を負  
 せしめて。最後は成坐る伊弉諾伊弉冊二神ハ。御命依玉ふへき所謂なき  
 を思ふべきもの也かし。又一書ハ。古國稚地稚之時云々。記も次國稚如淳  
 脂と云るハ。即溼土煮尊沙土煮尊ハ係。又其八洲起元章。第四一書に有

物若淳膏と云るハ。伊弉諾伊弉冊二神ハ係れる事を合せし。自然に得  
 る所ありなんものなるぞかし。然るを。各一御世は計へ奉れるハ。釋私記は問一  
 書曰。國常立尊生天鏡尊云々。既全云生。其意如何と云る答ハ。是後代  
 之人。見代々相嗣。而假謂之生。未必事實也とあるか如し。又口訣ハ。  
 豊國主之別名皆當豊國主之義。古語從時稱號と云事あり。其從時稱  
 號と云事を。此より引當て。心得るハ。實ハ面白き事なり。此溼土煮尊沙土煮尊  
 と申せるより。伊弉諾尊伊弉冊尊迄。五代の御名ハ。其二柱神の時ハ從ハ  
 る稱號なる事を。あきらむ可と。さて又伊弉諾伊弉冊尊ハ至りて。始て妹妹  
 二柱嫁繼玉ひて。國の八十國島の八十島を生玉ひけれハ。此時は至りて。始め  
 て御妹妹の御中間ハ御在し坐か如くなれども。其男女耦生坐ると云ハ。本  
 り御妹妹と相並ハしおはしませしける事。申も更なり。記傳三ハ。宇比地邇神ハ  
 り。阿夜訶志古泥神まで。男女並ひ坐るを以て。女神ハ妹と申せり。嫁の事ハ

未始らざる時なれ。妻の謂はらざる云れたれども。然相嫁ひせおしします。神よして。未嫁ひせ玉いさるにこそ有けれ。御妹妹とい何ごか申さるらん。皇代略土炎尊より。惶根尊までを已上三代六神。初互雖有男女之形。無夫婦之義。又不知陰處とあり。夙く皇代記。歷代皇記。神皇正統錄。塵添蓋囊抄等始り何れの書に見えたる皆同じ。然れい。湍土煮尊沙土煮尊より以下次々を。伊弉諾尊伊弉册尊の。幼き程の御名ご心得奉りて。たかふ事有ましかりけるものなりと云れたる實は。然る言ごおほゆれ。今い其は依て云なり。さて其二神の最初の御名。湍土煮尊沙土煮尊と申奉れる。二神天神より。此多陀用幣流國を。脩理固成せこの詔命受玉はりて。天降る玉ふ時。二神相謂曰。有物如浮膏。其中蓋有國乎とある。此國稚若浮膏と云時。二神の成出させおし坐る傳よて。湍土煮尊と申せる御名の御在坐し。又垂落之潮。結而爲島。名曰取取島と見えたる。自然に沙土を成す所以よて。是沙土煮尊と云名の御は。まはす所以なり。○有神。本は神イマスと訓れども。永正本は。神イマスと訓る方ま

されり。今はそれよよりつ。○湍土煮尊沙土煮尊。名義記傳云。宇は泥なり。泥字泥也。後世の歌なごよ泥を宇伎と云ることあり是ふり。宇は。宇伎の伎のと注せり。省かりたるか。又宇を本にて。宇伎ともいふか。須は。土の水ご分れたるを云。されい湍土とい。かの如浮脂物の。潮と土ご混淆て。未分れざるを云。水と土と和りたるは泥なり。沙土とい。其潮と土ご漸分れざるを云。土は土形築塙ふこの比地よて。土の總名は取れるなりと云り。沙字。と砂と同義にて。和名抄に。聲類云。砂は水中細礫也。和名須奈古とあり。須奈古の須は。須比知の須と同じ。また砂を字書に水旁之地と注せる其義をも兼たるべし。煮は。一の御名は根と申せり。さらは。煮根通。同と尊稱なり。其由い。さらは。湍土煮尊は。彼漂へるもの。潮と土ご混淆て未分れざる程の御名。沙土煮尊は。其物の漸分れて。沙土ごなれる程の御名なりけり。さて記よ。宇比地邇。上神。次妹須比智邇。去神とある。男神の御名の邇をい。上る聲は。女神の御名の邇をい。下る聲は。誦めとなり。此紀の御名をも。記よ據て讀たり。こと見私記。○湍土此云于昆尼此注釋紀亂脫校本は。沙土煮尊の下よ一。よありとて此紀

よ。毘の清音の假名よ多く用たり。濁音よよむい非なり。○埜土根尊。根の  
尊稱なり。次よ云。○此よ記よ。角織尊活機尊入たり。一書よ。然り。此よ必  
在るべき御名也。其由は己云り。故此よ其義を云へし。これよ。これも重胤云。次よ二神  
の御名を。角織尊活機尊と申奉れるは。地中より。芽出る物を角と云ひ。蠢化  
る物を活と云なり。彼磯取蘆島の疑成れるは。彼埜土沙土の疑成て。國跡  
をふ。此よ因て。草木生ひ禽獸栖む。其時よ當て。其を成し出させおほし  
ける御名なりと下り。云に此御名の出たる處よ委しと云へ。

次有神。大戸之道尊。大苦邊尊。

一云大戸之邊。亦曰大戸摩彦尊。大戸摩姫尊亦曰大富道尊。大富邊尊。

此段。本よ。大戸之道尊。戸之邊。大苦邊尊云々。とあるを。今ハ釋紀亂脫校  
本よ。大戸之道尊。大苦邊尊と書つけたる本よ。れり。一云大戸之邊の六  
字も同本よ。據る。○諸次よ。二神の御名を。大戸之道尊。大苦邊尊と申奉る

御事ハ。次章第一一書よ。二神降居彼島。化作八尋之殿云々。とありて。  
此時はしめて。住み玉ふべき家居の出来し。即其初を成し玉へる御名よ。  
なんましける。○大戸之道尊。大苦邊尊。名義。大ハ稱辭ふり。戸ハ殿なり。  
苦ハ富の通音なり。富ハ家の事よ古云るを通ハして。苦とも云るふり。富の  
事ハ次に云。道ハ。上よ云る比古遲の遲よ同一邊ハ。男神の道よ對へて。女を尊  
む稱なり。次よ彦と姫とを對ハせたるも。其心なり。されハ。此御名ハ。大殿道大  
殿邊尊と申す心よへなり。○一云大戸之邊。此御名。大戸之道尊よ。正しと  
對へる御名なり。○大戸摩彦尊。大戸摩姫尊。戸摩ハ戸之乃轉音よ。次なる  
斗美の通音なり。彦姫ハ男女の稱なり。此を以て道と邊とを。男女の稱なりと  
云事をとごるへし。式に阿波國名方郡意富門麻比賣神社あり。重胤云。同名よ  
はあれども。此は天石門別神を天戸間見命とよますを以考る  
に。其後るとなるにて。○大富道尊。大富邊尊。富ハ斗美と訓へさか。斗年と訓へ  
さか。定めむたし。訓に依る。今姑く本の。とて富も殿と同一。とて家作の事を云。其證ハ。古

語拾遺よ。天富命。太玉命の孫なり。率乎置帆負彦。校知二神之孫。以齋齋齋。始採山材。構立正殿。故其裔今在紀伊國。名草郡御木鹿香二郷。とある。正殿を構、立つる功を以て。天富命と稱申す。また顯宗紀なる室壽の御詞よ。取草草葉。此家長御富餘也。新室よ就て詔ひ。又寶基本紀よ。富物代と云る。天御柱一名心御柱の事なる。其を富物代と云なる。此等な家作の事に云る證なる。なほ古今集歌よ。此殿ハうへも富けり。と草の。みつは。うへも殿作せり。とある。此意ふりとれ。戸之も富も家居よ付ての御名なる事明らけ。今世に金銀珠玉を多く聚貯るをのみ富といへども古は然らず。右の古今集の歌に就て考れば。家作の事を云るか本にて。其より其家居の豊大にして。物事の具足るを美稱て富と云るより。轉りて金銀珠玉を。また所持するをも云名といはれるなり。

次有神。面足尊。惶根尊。

亦曰吾屋惶根尊。亦曰吾思樞城尊。亦曰青樞城根尊。亦曰吾屋樞城尊。

次よ二神の御名を。面足尊惶根尊と申奉る。男神女神の御体の具足へるも

付て。夫婦の交りを既よ爲玉いんとす。さとしのあらわれ玉ふ時の御名なり。○面足尊。記傳云。此字の意の御名なり。万葉二よ。天地日月與共。滿將行神乃御面跡云々。九よ。望月之滿有面輪二云々。とあり。面乃足と云は。不足處なく。具りとのへるを云。面を云て。手足其餘も。皆凡て。是て。溼土。煮沙土。煮尊より。女神男神の御形いあらしむ。未だ片生なる御身よて。坐々げんか。此神よ至りて。始て御面を始め。手足其餘も。盡と満足て。麗いしき少男少女の御形姿を。備へ玉ひしなり。○惶根尊と申す。纂疏に。形容已具而。男女根別也。とも。口訣よ。二神備陽根陰根之儀也。の說も同じと云れたる。如く。女男の御姿形。満足はせるよあはせて。其女男の元處とある。彼不成合處。成餘處の。具備とせ玉へる御名なり。とある。陰處ハ人の根本とも云へき處なる。故よ。惶根と云。惶ハ可畏み貴い。事よて。人體の内よこりて。陰處ばかり。こへき。奇しく。ひし。み貴ふべき處いあらぬより。やめて惶根といたへしなりけり。

敏達紀に以て汝之根ヲ入我之根  
とあるも何とかな陰處めきたり

○吾屋惶根尊。此名義ハ。合せて次云云。

て記す。阿夜上訶志古泥神とある。記傳云。阿夜ハ上聲ヲ附たるハ訶志古  
と引ついで。一に讀へき爲なり。一續いよめは。上聲よなるなり。云リ。阿夜と訶  
離してよむときハ本ノ平聲になる。然  
は讀すして一に合せてよむなり。○吾屋惶根尊。吾忌檀城根尊。吾屋檀城

尊。本ハ吾忌の吾字を脱せり。類聚國史ハ此字あるは依て補ふ。とて此四つの

御名也。次ふる沫蕩尊の御名をも。合せて考ふる。阿夜も阿由も。阿乎も阿和

も。みふ通音よて。其本ハ阿夜なり。記傳云阿夜の驚て歎聲なり皇極紀ハ咄

嗟を夜阿とも阿夜とも訓り又阿夜とて歎へき事を阿夜爾云々とも云リ

又阿那も阿夜と通へり阿那可畏ハ阿夜可畏と全同し探要とあり。飛鳥井雅

澄曰。阿夜ハ阿那と似たる言ながら。猶別言よて歎聲よある。阿夜ハ奇しき

まじり云云同し意の詞なり。阿夜爾可畏ハあやしきまじり云云の意ハ

ヤニ戀しきハ奇しきまじりに戀しきの意なり。故アヤカシユ。アヤコロシ。云々

云る類一もなるとて。皆アヤニ云々。爾の言をそへてのみ云リ。これ歎聲よ

非るハ故なり。とて神名ハ阿夜爾訶志古泥と申すへきを。爾の言なきハ調のよ

からぬ故也。爾の辭を省きたるよこそあれ。云々よりアヤカシユといふ意ハ

あらず。とるなほ。アナカシユハ。アヤカシユと全同し云々。なご云れといふ

かへり。萬葉集注ハ委と云れたり。とる言なるへし。とて訶志紀ハ。訶志古と通

ふ。根ハ省きても云例なり。

次有神。伊弉諾尊。伊弉册尊。

一書曰。此二神。青檀城根尊之子也。一書曰。國常立尊。生天鏡尊。天

鏡尊。生天萬尊。天萬尊。生沫蕩尊。沫蕩尊。生伊弉諾尊。沫蕩此云阿和那岐。

凡八神矣。乾坤之道相參。

而化所以成此男女。自國常立尊。迄伊弉諾尊。伊弉册尊。是

謂神代七代者矣。

次は二神の御名を。伊弉諾尊、伊弉册尊と申奉る。本書は、二神始て御合ま  
 るんことを玉ふ時。陰神先唱曰。應哉遇可美少男焉云々。の唱を正應本無  
 倉本など。イサナヒテと訓。其意は、重胤も云れし如く。記に。天之御柱を  
 行巡らし御在し坐て御合せとせ玉ひむと詔へる。即二神の共相誘なれせ御  
 在し坐て。其誘なひの御事を爲とせ玉へるなり。次は。この謂る唱和の御言お  
 はします。即誘なひの御語と申すもの也。第十一書は。陰神先唱曰。姦哉可  
 愛少男乎。便握陽神之手。遂爲夫婦。とあるなど。彼此を考合する。伊弉  
 諾伊弉册と申奉る。二神の相共。誘引ひ合とせ玉へるは依る御名まで。  
 是を此二神の天神の御命を奉らせ玉ひて。國生の大業を。成し遂とせ玉へ  
 る運の御名なれ。其後。此を以て。稱奉る御事とい。成たりけらし。と云れ  
 たるか如し。とて又。右に云るの如く。其時。從へる稱号を以て。御天降の時  
 は。涅土煮尊、沙土煮尊。次は。磯取盧島出來て。生植氣形成出時。至り  
 て。角楯尊、活楯尊。次は。八尋殿の條は。大戸之道尊、大苦邊尊。次は。神  
 の面足ひ。陰處成具へる時。至りて。面足尊、惶根尊。諸かと唱和して。御  
 合爲とせ玉ひて。國を生神を生玉ふ御時。至りて。申すも。伊弉諾尊、伊  
 弉册尊と書し別らるべき御事なる。此も重胤の云と。始より通して。伊弉  
 諾、尊伊弉册、尊とのみ。記し奉らる。古人の深と心を用ぬられたるもの  
 として。綴や。其時。從へる稱号也とも。然る御名共を所々。記しわけてらん。は。  
 文義つゝ。又其前後を照應せて。唯此二神の御事とのみ。所見難として。中  
 々ふる物損ひある事なるか故。神名ハ神名として。形の如く五御代に記し續  
 き。事實は。何處迄も。唯其二神まで記し續け。其五御代十神と申すも。實  
 は一代二神なる御事を。互に見合せてとるへと。奇と神語は語り傳へ玉へるもの  
 ありけり。と云れたる。實に。説ありけり。○伊弉諾尊、伊弉册尊、御名義。

平田翁云。口訣は。伊弉ハ誘、語と云り。信に。此二柱神。遵合して。國土を治

成さむ。互は誘ひ催し給へる意にて伊邪之波伊邪之美と負せ奉りしなるへし之を那と云る例のまたあり麻奈子手末足末などの奈即是なりと云り。さて波と美といふ大戸之道尊大苦邊尊の道と邊。又大戸摩彦尊大戸摩姫尊の彦姫と同一事にて男神女神を別ち奉れるなり。然稱奉り別る例ハ古き祝詞に高皇産靈尊天照大神を神魯伎神魯美命と申てあるも同例也。かつ越前國敦賀郡氣比神社七社御子神の中も天伊佐奈彦神社天伊佐奈姫神社とみえらるも此大神におほし坐ふるべき事をも思ひ合すへとなんありける。さて此御名の文字の事。諾は奴各反なれば吳音那久なるを久を波と轉して用たるなり。久を岐に用たる例多し冊と冉と同字奴甘反。これも吳音奈牟なるを奈美と轉用もたる例は南を奈美。深を自美と用たるか如し。冊字類聚國史作冉校異而古本字樣百出今所校本史永和本作冉文明本作冉學問所一本作冉見林本作冊印本纂疏本釋日本紀作冊とありこれに木村正辭か妙玄寺義門の男信に戸田通元の冊字致といふものを引て字體を辨明したり其をいふとき心づきなりとて其隨筆概齋雜致に冊字の異同をあらわした出して案に冊冊冉冉冉

皆丹字の異體にして異義あるにあらず。但し此字説文に丹に作り玉篇には冉に作りこの冉字に一撇を増して冉に作り又これに横畫を加へて冉と作り或は直畫を増して冊と作り更に省て冊とかけるなり。再は再三の字にあらず。冊ハ簡冊の字にあらざるなり然るを世々の有識者これを一槩に誤字とのみにもなりしむるありきかくてこれを奈美に借たるハ此字冊字に通することありて其音を用たるなり。此字國名のとき奈牟と呼ぶことありて其音を轉して借さるなり其ハ史記管蔡世家云武王同母兄弟十人云々次曰冉季載又云封季載於冉と見えたる正義に冉作冊音奴反或作郝とありて漢音陀牟吳音奈牟なり左氏定四年傳に冉季授土ともありまたこれを白虎通に冉季載と作りこれ冉冊通用の字にて音ハ奈牟なることいと明らけし抑冉に奈牟の音ありて其を借用たる也と云ことハ記傳卷三また神代紀うすの山蔭に既云れたることにて實に本居翁の發明なりとて彼冊冊冉等の異體を皆同字異文なりと定めたる證に干祿字書新集藏經音義隨函錄龍龜手鑑等の古字書なほ其の他の諸書を引て委〇一書曰辨られたり故今は其考を甚く略きて出せり本書に就て見るべし

此一書と次の一書本より引放ちて記したる山蔭云此二の一書ハもと本書の上文伊弉諾尊の下に屬たる細注にて有しを一云といふあらば一書曰とありしから他の一書の例は別なして大字なせる後人のしわざなり其故ハ此二神と始と云出せる事一書とも例なきことなり。此二神といいつれの神をさしてかいはむ。又此次の本書の初に凡八神と書出せるも例なき事なり





たる所。明白と願はれたるが。物の影の水に映れる如く。燈やま見えたるより。名  
 着けまつりものなるへし。万葉其外の歌に。海水などの。真廣と打ひらけて見  
 ゆるを。鏡成すとよめる意。自ら通ひて聞ゆるが如し。されば此神は。國常立。葦  
 の此國土を造り立て。おもほす時運。當りて。其國土の溼土沙土や。相分れ  
 海水は國土の出現せし形状を。やめてこの神の御名は負せまつりしものごす  
 へし。かとみるごさい。本書の傳ももむむす。なほ其時のまなをたかひは。知も。便  
 さま傳説に申すへきなり。さて此御名舊訓は。アママガジミと訓り。上よ云る如  
 と。天之と云時より。必門麻と訓例なれども。か引續けて。省き云時より。又必門  
 本と云例也。其い記は訓天。如天と云注ありて。此又たしかなる証ごもあり  
 て。みたりよ。訓へからず。さて次なる天萬尊を。本よアマヨロツと訓るは非也。  
 さる例はなし。熱田本よアマヨロツと訓り。必まの訓へきなり。序にのふ。天降  
 マクテリアマカケリと訓るは。此例にあらす。下へい。御名義前よ云るが如し。  
 る便に米を麻に轉したるものなり。おもひ退かへからず。

○天萬尊。此神は。大戸之道尊。大宮邊尊よそ坐へき。さるは國造り固め玉ひ  
 て。八尋殿を化作イサまし。住み給ふへき家居の出來しからよ。萬の物も具足  
 るへけれ。それを稱へて。天萬尊とい負せまつりしなるへし。また按ふよ。次の一書  
 の方によらば。角楯尊活楯尊よそ坐へき。さて本書より。此神を洩したれども。記  
 又一書よりあり。必あるへき神あること。已に云り。さるは角楯活楯と申す。生  
 植クサと氣形イキガタの形を成せおとし坐ける由縁て。負せ玉へる御名なる事。上よも  
 聊云る如くなるが。委なほ次に云。此は彼溼土沙土の凝成て。潮水と相分れよ  
 り。國よは草木生ひ。禽獸栖み。海にハ水草生ひ。魚貝生出る。其種々の物欠  
 る事なく。満具足ひて。既よ國を立へき時運。至れるよ。當り坐る頃の御名なるへ  
 し。もとより萬と云事も。物の宜しと具足へるより。起れる名なれ。云以て行ハ  
 同し言なり。○沫蕩尊。此神は。吾屋惶根尊にあたり坐り。さるは沫蕩と申す  
 義は。例の詳ならむ。強て推測りたる説はわれと。同神たる證あるからよ。名  
 義の詳ならずとも。事關めされは。今は其説は。はらまぬ。

上の一書は、二神、青檉城根尊之子也。とあるは、「神なる事しむれば、神代系記は、青檉城根尊、亦云、赤蕩尊、亦云、面足尊」とあるは、明らかなり。さて今、面足尊を、一柱略して語傳へしものあるは、又右の神代系記によれば、面足尊の亦名と云説もありしなれば、赤蕩尊と斗すても、妨なし。とての如くみるべきは、此傳よては、大戸之道大古邊尊、一代を漏したるの如くなれば、是も次の一書の傳と同しと本より此二神を略きて、語傳へし傳説なるべし。又大戸居處の事なれば、八尋殿を作て、適合するむ料なるべし。又大戸に、面足、惶根尊の内、こめてもみらるなり。さて、此神の伊弉諾尊を生ませるよりの、異なる事なれば、今いはず。此事の上にも、既云へりき、かく考定めて見る時の、異なる傳も、おぼしきも、みな一貫は通すと、己の心よ、疑わしきふもなきの如くなれば、いひあらむ。後人の定めを待たむ。○凡八神矣。山陰云、此の書と、上文のつゝきたること、右よ云るの如し。矣字を置れたるよても知るべし。余本ハ非なりと、云れたるの如し。上の國常立尊、大云々凡三神矣と書連け。○乾

坤之道云々、易繫辭は乾道成、男坤道成、女など云るより、思ひ附たること、いし。ら言よて、古傳ならぬこと、上の乾道獨化云々の如し。一本細字に作れるよし、とまれ、後人の攪入なりしこと明らかなり、乾道獨化の下に引る神代卷講述抄に云ることをも考合すべし。○神世七代、記云、上代、自國之常立尊以下、伊弉那美神以前、稱神世七代。云、二代、次雙十神、各合二神、云、一代也。とあり、神代の事は、既よも云る如く、人代と別て云稱にて、其の皇孫尊天降まして、大己貴命と幽世顯世を分け所知看しかば、此御時より以前を神代とし、此より以來を、人世とせるなり。この事上に委云り、さうらひ、こゝは國常立尊より、伊弉冊尊までを、神世七代と分け云へるは、又いひなる事と云ふ。神代と上よ云へり、如く、廣く大己貴命までを云名よあれば、此伊弉冊尊まで、七代の天地の初の時として、神の状も世の状も、後々の神代とい、又甚く異なりしもの、世よ七代の神世とい、分云るものなり、然分け云れんとして、それより以來を、神世とい言はざり、いひ云ふものあり、神代の中なるを、いひ分て

云へりしきては、猶是より後も、神代なる事ハ言卷更なり。されば神代と云へりし稱ハ、皇孫尊より以來に、云始より一のものにて、上古ハ神代と云稱はなかりしと灼然し。さるハ上代と凡て皆神なり一故也。伊弉諾伊弉册尊の御思りまな神の御上をも人せひひしと存じかとも、其も幽顯分れたりし後より見れは神なり。分てしハ云ふへきしなまを思ふべし。其ハ神代と對て、人代と云ふこと、單ハ人代と云ふることなきか。如し後世ハ凡て人なれば、人代と云ふまじしなきとも思ふべし。さて皇孫尊より以來、御世の嗣々をも、神代と云へりし。又後世御世と云りし稱の遺れるものなること。上も既云る如し。さて記傳も云れし如く、此ハ十一柱神のうち、初三柱ハ獨神成坐し。記ハ獨神二柱なり。次に八柱ハ、女男二柱つゝ耦坐れり。記ハ十柱なり。只十一柱神世と申して、其趣分りかたき故。後の世嗣の例は准へて、假し七代と申せらるり。さて世字と代字とを書るは、異なる意あるよあらず。神代七世と易て書らるるも、只同じことあり。書紀も、卷首より神代と標しなかり。此處に記と同く、神世七代と書れたり。上代より、如此書傳へたる隨なりけむかし。されも記傳は云り。

一書曰、男女耦生之神。先有湔土煮尊、沙土煮尊。次有角檝尊、活檝尊。次有面足尊、惶根尊。次有伊弉諾尊、伊弉册尊。檝檝也。此云久比。

耦生ハ、記ハ此神等の所々。某神次妹某神と見えたる。是男女耦生坐る也。伊弉諾尊、伊弉册尊と申奉頃、至るまで、未、遵合の御事おはしませす。と雖、妹妹二柱と相嫁、繼坐へき神の、相雙坐たれは、そのかともまよひ、傳へられぬものなりけれ。釋紀ハ耦生謂男女共相耦生也。非謂夫婦耦合と云りいさかまきらひし言まなり。○角檝尊、活檝尊。記傳云、角ハ都怒と訓べし。角臣を、此記ハ都怒臣と作るなどを以て知へしと云り。さて此二神の御事ハ、上も云る如く、生植と氣形の形を、成させおはし坐ける由に縁て、負せ玉へりし御名よなんおはし坐ける。さるハ重胤云、此ハ彼二

柱神、天浮橋、御立しおはし、初て磯取處、島を探り得とせ玉へり、御  
 時、當れる御名よなんありける。其の先、其角機尊を生植の始、説成し奉る  
 と云い、本草の芽立を角と云なるへし。唯、説傳は物の僅は生初て、譬へり尾頭  
 手足などの差別は、未生、さる形を、都怒と云ふと云れたる事なれども、予の思ふ  
 には、角よ、突抜之意有、物の尖鋒の抽出るを云と通ゆれり。此を以て、生植の  
 始に因れる御名ならんとは云ふり。華などの初て生出るを、角具華と云ふ更なり、  
 和名抄は、葵、蘆之初、生也。和名阿之豆乃と見え。本草和名は、菘首、和名古  
 毛都乃、とあるを以て知し。古語拾遺、津、昨見、神を。古本は、都能具美と訓る  
 べし。此の角機の御名も同じと。角組の義まで。一夜の間は、穀木生し玉へりし功  
 に因れる。神の名よなん有けれり。此を証として。此は角機、尊と申奉れるも、正と  
 生植の生出初たるよし、因れる事をなん、明らめ奉るべきものなりける。機記は  
 機と作る。其は借字よりして、芽久年角久年の。久年は是也、組と云い、物と物と合

て、形質を成す事と云り。活機尊と申奉る。活は伊久と訓て、生活と義なり。故  
 入い更にも云す。鳥獸虫魚に至るまでも。凡此世中は天地の氣を呼吸して、生  
 存ふる物の本とおいします。謂なる事。右の角機尊は、草木等の始の神は、渡せ玉  
 へる。例して思ふべしとなんあつける。凡世中は生出る物は、謂ゆる胎生あり。卵生  
 あり。濕生あり。化生ありといへども。其の生れ様の異なるよし、さありけれ。此二柱、  
 御祖神は成初たりけれり。活とし生る万物はしも。此角機尊活機尊と申奉る。  
 御靈よよることなる故は、生植の方を以て。男神は稱奉り。氣形の方を以て。女  
 神は稱奉り分られたるものよなんありける。と云れたるの如し。さて、姓氏録は、角  
 疑魂命、角疑命、許理と久、神名式は、出雲國神門郡、神魂、子角疑神社。また  
 姓氏録は、恩智、神主、高魂命兒、伊久魂命之後也。などあるは、此神等との異な  
 るへし。○機板也。此云久比。本は此云久比の四字なし。とれと釋紀注音部  
 は、機板也とて、出されたれば、この瓶たること決し。山蔭云、機此云久比とある

本もあつた云り。其の云は。機板也此云又此とありしを互に脱しつる。次の  
本書は瓊玉也此云夢。つらつら同例なり。つらつらの機板也。瓊玉也。つ  
云類の注。山陰も云れたる如く。後人のあつたと見えたり。これとみたり。つら  
りのた。○此一書。一都はなれて。此は有るよつさ。延佳云。此段錯簡なるべ  
し。古本も前段の前はありと云。つらつら云り。然れを非なり。已も云る此の上の二  
の一書と云。伊弉諾伊弉册尊の出自の一の傳なれば。二神の下は属する注す。  
此一段の一書は非す。故此段を總括りたる此處に。此一書あるよ。此即  
四世八神の一の傳なればなり。よつさ見分つべし。

日本書紀通釋卷之三

飯田武郷謹撰

伊弉諾尊伊弉册尊。立於天浮橋之上。共計曰。底下無國  
歟。ヤリノミコト  
イニノミコト

此章ハ前段ヨ云ル。國土未固マラス。彼、溼土沙土未入。滑水母ナす浮漂  
ひて在し時。別天神ト坐す。天御中主尊。高皇產靈尊。神皇產靈尊の御靈ハ  
依て。幽ハはそれを修理給ふべき。國常立尊。國狹捷尊。豊斟滄尊成坐し。顯ハ  
は溼土煮尊。沙土煮尊以下ハ神成坐して。幽顯トよ持分て。漸々ハ國土  
の形をなせるか。伊弉諾伊弉册二神。を天神の勅命乃まよく。現ハ此世界を  
立給む。天神より賜はれる天瓊矛を以。彼溼土沙土の入滑りし一物を。畫探  
り畫疑して。一島と成し給ふ。これ即瓊取虛島也。此即大地球の顯れ出たる

はしめたり。二神即其處は大殿を立。家居をはしめて。其處は位給ふ。其時運  
 よ當て。顯身、女男の御形体も。漸々に麗しく成整ひ。夫婦の道を始め玉ふへ  
 なれり。いは。互は相愛相諾ひて遂は大禮を行ひ給ふ。是は於て。まつ其位給  
 へる磯取盧島の傍なる。淡路洲よりはしめて。次々同じ水土なる大八洲國よ。  
 夫々の神を生班ち給ひて其國々を作らしめ給ふ。此生坐る神等。國々の國  
 魂の神と成坐て。遂に天神の御詔の如く。國土を修理固成せらるる至れるまで  
 を。語傳へたる章なり。其因よ。獨我大八洲國のみならず。海外處々の國までも。  
 既は此時顯れ出たる事をも。語傳へたるこれ本書の大旨なり。○伊弉諾尊伊  
 弉册尊云々。此段のはしめり。第一一書は天神謂伊弉諾尊伊弉册尊曰。  
 有豐葦原千五百秩瑞穂之地。宜汝往修之。廼賜天瓊矛。於是二神立。  
 於天浮橋云々。記も。於是天神、諾命以。詔伊邪那岐命伊邪那美命二  
 柱、神修理固成是多陀用幣流國。賜天沼矛而言依賜也。故二柱神

立天浮橋云々。と見えて。二柱神は高天原は坐々しか。此時天神等の詔命  
 を受賜りて。國修理は天降る坐るなり。されい。こも。一書又記の如く。必たる事  
 あるべき。記されたるは畧かれたるなり。さるは下の瑞珠盟約章も至て。伊弉諾  
 命神功既畢云々。於是登天報命とある文を以照し考へて。然知られたり。事  
 依の事も無し。報命し玉ふべきあらざるを思ふべきなり。記は報命の事なき。其  
 傍を畧かれたるまで。いつれも古書の例なり。○天浮橋釋紀は兼方案之天浮橋  
 者。天橋立是也とあり。記傳云。天浮橋は天と地との間を。神等の昇降り通ひ  
 玉ふ路よかれる橋なり。空は懸れる故に浮橋といふならん。丹後國風土記  
 曰。與謝郡々家東北隅方有速石里。此里之海有長大石前。長二千二  
 百廿九丈。廣或所九丈以下。或所十丈以上。廿丈以下。先名天梯立。  
 後名久志濱。然云者國生大神伊射奈藝命。天爲通行而梯作立。故云天  
 梯立。神御寢坐間。仆伏云々。此二因ハ此浮橋も此神の作り坐しなり。と

て天より通ふ橋ふれい。梯階よて立て有しを。神の御寝坐る間。作れ横たたりて。丹後國の海は遺れるなり。又播磨國風土記曰。賀古郡益氣里有石橋。傳云。上古之時此橋至天。八十人衆。上下往來。故曰八十橋。これも天より往來し一の橋と見ゆ。神代より。天より昇降る橋。此所彼所よそ有けんことあり。皇御孫命の天降り玉ひし時の事を。續後紀長歌。天照國乃日。宮能。聖御子曾。純葛天能梯建。踐歩美。天降利坐志々。大八洲云々とあり。又平田翁云。天浮橋は神の天より降る給ふ時に。大虚空より浮へて。乗給ふものなる故は浮橋といひ。和名抄に魏略五行志云。洛水浮橋。和名宇岐波之。訓はさることなれど。水上に浮なるもの物ハ異なり。まさ如此乗て往來する。水を乗る舟と等しき物なる故。天磐船とも云なり。記傳に此を天解れたれど。本居大平云。ふねと酒ふねなと云もの。如く。内ちを彫穿ちて。物を入形にあらざるを云名にもやあらん。人をわたす用には舟とも橋ともいひ。ならむ今の代にも。大船へわたりゆく小舟を橋舟といふ是なり。このはしふね。浮橋とも云もの。名のよりと。二説何れは是ふらん。さて天の上よ云る如く稱美辭よて。次なる天瓊矛天柱の類。その外神の名よ云る皆同じ。○立は。記に訓立云多々志とあり。記傳云。依を與佐須と云は同じて。延たる言なり。行を由迦須。持を毛多須。守を毛羅須。待を麻多須など。凡て如此様は延て云。常のことなり。と云り。ふか延へ云時は。語緩やかは成からず。尊者の上を云語とふれるなり。然れ共。又賤者の上よ云ることあり。○曰。能理賜波久と訓へ。詔の字を書る。記傳云。能流といふ人よ物を云聞すことあり。己の名を人よ云聞すを名告と云て知へし。告まると謂などの字をも。能流と訓ること。記中又万葉などよ數多かり。賜は尊みて申す附辭なりとあり。○底下ハ。重胤云。天浮橋之上とあるよ對へる言なり。此時ハ。渥沙と水と未分れざりし程あつければ。彼。唯有朝霧而蒸騰之哉。とあるか如き状あつけん。故は其上は御立して。底下ハ。詔玉へるものなり。天浮橋之上を。第二一書に立乎天。霧之中とあるを以て思ふべきものなりかし。記よ於高天。原者と云よ對へて。地下者於底津石根云々。とあるよ似たり。○無國殿。此時未國と云へき

て天より通ふ橋ふれい。梯階よて立て有しを。神の御寝坐る間。作れ横たたりて。丹後國の海は遺れるなり。又播磨國風土記曰。賀古郡益氣里有石橋。傳云。上古之時此橋至天。八十人衆。上下往來。故曰八十橋。これも天より往來し一の橋と見ゆ。神代より。天より昇降る橋。此所彼所よそ有けんことあり。皇御孫命の天降り玉ひし時の事を。續後紀長歌。天照國乃日。宮能。聖御子曾。純葛天能梯建。踐歩美。天降利坐志々。大八洲云々とあり。又平田翁云。天浮橋は神の天より降る給ふ時に。大虚空より浮へて。乗給ふものなる故は浮橋といひ。和名抄に魏略五行志云。洛水浮橋。和名宇岐波之。訓はさることなれど。水上に浮なるもの物ハ異なり。まさ如此乗て往來する。水を乗る舟と等しき物なる故。天磐船とも云なり。記傳に此を天解れたれど。本居大平云。ふねと酒ふねなと云もの。如く。内ちを彫穿ちて。物を入形にあらざるを云名にもやあらん。人をわたす用には舟とも橋ともいひ。ならむ今の代にも。大船へわたりゆく小舟を橋舟といふ是なり。このはしふね。浮橋とも云もの。名のよりと。二説何れは是ふらん。さて天の上よ云る如く稱美辭よて。次なる天瓊矛天柱の類。その外神の名よ云る皆同じ。○立は。記に訓立云多々志とあり。記傳云。依を與佐須と云は同じて。延たる言なり。行を由迦須。持を毛多須。守を毛羅須。待を麻多須など。凡て如此様は延て云。常のことなり。と云り。ふか延へ云時は。語緩やかは成からず。尊者の上を云語とふれるなり。然れ共。又賤者の上よ云ることあり。○曰。能理賜波久と訓へ。詔の字を書る。記傳云。能流といふ人よ物を云聞すことあり。己の名を人よ云聞すを名告と云て知へし。告まると謂などの字をも。能流と訓ること。記中又万葉などよ數多かり。賜は尊みて申す附辭なりとあり。○底下ハ。重胤云。天浮橋之上とあるよ對へる言なり。此時ハ。渥沙と水と未分れざりし程あつければ。彼。唯有朝霧而蒸騰之哉。とあるか如き状あつけん。故は其上は御立して。底下ハ。詔玉へるものなり。天浮橋之上を。第二一書に立乎天。霧之中とあるを以て思ふべきものなりかし。記よ於高天。原者と云よ對へて。地下者於底津石根云々。とあるよ似たり。○無國殿。此時未國と云へき



非されども。修理固めたる後の名を以て。其初をも如此。國の語り傳へしなり。實に此時はた潮のつまつとして此御言始も天神詔命を略かれたる証なり。もして天神の詔命一ふら。底下も。國土の有無の事など。いかに知しめすべき。

延以天瓊矛指下而探之。瓊玉也。是獲滄溟。

天瓊矛。本に天の下之。字あり。集解云。之字一書及古事記舊事紀並無。辨訓。天は稱辭。瓊矛は玉棒と云如。玉以てかたれる矛なるべし。古はひく物も玉を飾れる常のことなり。記傳云玉を奴と云るは。瓊響玲々。此云。奴儂等母々由羅爾。とある奴儂等は即瓊の響なり。能を那と云も流ひて瓊を書記。常も

選と訓めい。それを通音よ。奴とも云しふるべし。武郷云此いた。通音とのみ見る。て云格なり。瓊矛を奴矛と云は。身實を牟邪彌など云例也。と云り。予は和名抄は揚雄方言云戟或謂之干。或謂之戈。和名保古。上代より殊も常も用し兵器よ。古書も多し見えたり。さて此矛は上より引る一書。又記よるに。天神の給ひし矛なる。かて平田翁云。師は此矛を給へること。如何なる故とも知へからずと云れたれど。此は産靈大神の御徳を。伊邪那波伊邪那美二柱神は靈幸ひ坐て。國土を功み作り成しめなまむ。其御璽として賜ひけむ。と云も更よて。殊もは彼漂蕩る一物の。叢々として堅まらざるを畫疑して。大地の固の柱よせよとの。御量よそありける

と云り。重胤云。天瓊矛は二神は御命を令持て。此道に差使し玉と表物。天神必當平安とあるも。皇孫尊に此國を奉る表に。予を授奉らし。にて右の古例を透かせ玉へる者なり。其尤灼きは。成務天皇五年に。令諸國。以國郡立造長。縣邑置。稻置。並賜楯矛。以爲表。とある是也。此の國郡縣邑の隔を分ちて。御命持ち令仕奉。玉と表に玉へるものとして。其意味異ならざるあり。楯其瓊矛はし。天神の御命以て。二神に此國を事依して玉へる表物あるか。一書に有物若浮膏。とある如くにて。國地稚く漂在へりければ。修理固成さしめ玉むとの。天神の神量になん依れりける。と云り。○指下。かの漂蕩へる一屯は物の中へ。指下。給ふなり。○探。探り求る意なり。其の上も底下豈無國歟と詔ひ。次は是獲滄溟とあるを思へし。記よ

此を畫者カキモノのあり。さて記傳にも云れし如く。俗語は迦伎麻波須と云ひ如し。求る意にあらす。若是を求る意をせし。許袁呂許袁呂迦畫成。とあるは叶はず。且天神の是漂有國ウツクニとて詔へし。漂有國は著明ふれし。尋求給ふべきはあらず。一書は書ニ滄溟とあり。また書ニ成磯取盧島とあり。其も記に同。○瓊玉也云々この注上よあるは誤なり釋紀亂脱を據てこよ入る○注の旁字一本は貳とありしよし。私記は見ゆ。この紀瓊を常は貳と訓めし。いふは貳とありしよし。○滄溟は平田翁云。万葉二十は阿乎宇奈波良とあるは據て訓へし。記は天神の是漂在國と。指し詔へる一物を。廣く見悠かしたる状もて稱へる名なり。青と見遙かしたる状の蒼々と廣く見ゆる故よ云と云り。さて其乎宇奈波良は溼之原といふ言よて。万葉二十は乎の潮水よ。溼のまじりたるは。浮漂へる極を總云名なり。其乎を本にて。乎美は溼る。又乎美は大水の約なりと云説もあり。それもあしからず。かして後よ。此海の中より。國土となるべき物顯出て。また其國と國との間を渡りて。往來する處を

和多といふ。されは後に國土と成へき所も。和多と成へき所も。此海原の中は籠りてありければ。其始はけは滄々。見悠したる海のみよて有けらし。さてこの國處と和多と。二に判れし後。猶本より言慣へるまよ。和多を海とも云るは。謂れなきはあらねど。二に判れては。異物なることをよく辨ふべし。其差めは重胤説に。海り。海の物を云時ハ乎美なり。此國土をも所にハ久爾といひ。物にハ都知と云に。始まれるを通し用るか如しと云り。もは乎美と和多の事ハ下にも云ふし。○獲重胤云。獲滄溟と有し。一島の成れるのみは係れるならず。大八洲國を生給へるも。其滄溟の中よての事也。又處々小島。皆潮沫凝成者矣。亦曰水沫凝而成也とあり。殊は深と係れる事。次よ云るは如しとあり。

其矛鋒滴瀝之潮凝成一島名之曰磯取盧島。シホコノサキツリシタ、ルシホコリシナレシ、ヒトツクシマ、ナツケ、イフ、オノコロシマ、ト  
 滴瀝之潮。記傳云。和名抄潮和名字之保とあり。又これを斯富とのみ云るもついのツクシマなりと云り。さていふは潮とあるよて。其一物ハ潮は泥の和りて、在

一質なること知られたり。その渥土養尊の御名に○彥記は潮許々表々呂々  
 邇ニのあり。記傳云。彼才もてひき給ふは隨ひて。潮の漸々も彥ゆ之状なる。即許  
 表呂と彥ニと言も通へり。その朝倉宮段も。大御蓋は落葉の浮へるを。三重嫁の  
 歌も。美豆多麻宇伎爾。宇波志阿夫良。淤知那豆佐比。美那許表呂許表呂  
 爾云々あると同しとて。此れ状を物に譬ていは。膏などを煮かゝるよ。始の  
 ほどは水の如くなるを。七以て迎夜めくらせし。漸々も彥もてゆのか如しとあり。  
 ○磯取盧島。私記に自彥之島也。猶如言自彥也とあり。かの許表呂許表  
 呂よ。ひき成し給へる潮の滴りの。自然も積りて成れる故の名なり。此島の在所  
 の事。古來よりこの説ありて一定せず。私記も今見在淡路島西南角。小  
 島是也。云俗猶存其名と云。口訣も。在淡路西北隅。小島と云り。其國  
 人の著いせる淡路常磐草も。今淡路に東方の海中ふる沼島也と云ひ。此島  
 下。磯取盧島日記も。其島の西北隅なる繪島也と云へど何れも信ひたし。ま

た當國人山口俊樹之謙陸齊といふ三原の磯取盧島三所并と云書。三原郡福良浦の人なり

郡下八太村なる。自彥島古丘。丘の高と四間許。周廻百五十間。方五反三  
 畝。南北へ長と東西短し。古松多く生たり。丘の頂上も二神の社あり。南向より。  
 其ほとりも鶴鴝石と云あり云々とて。此をまことの磯取盧島なりと定めたり。  
 近き頃世も顯れたる。龜相記と云書も。此島のここの曲り記して且慥かなり。  
 其文云。淤能其侶島。在紀伊國海部郡。此以西加太浦建。加太驛通淡路。  
 國津名。郡由良驛。其加太驛。乾在伴島。此島西南在淤能其侶島。々  
 體圓六十町無有人居。高廿丈許。冬見草石。唯有聚木茂高。相去伴島  
 二三。亦非人居。兩島同根屬也。湖生通海。凡此三島。從良連坤。按此  
 傳。因てこれに淤能其侶島は。伴島の西南にある。とて其島は。今何れの島も當  
 ると云ふ。我友管政友云。伴島の西南に。即て今云若島の沖。島にて。方位今  
 のすいたよ聊もたひはす。地誌提要も。沖島地島の西拾二町あり。實測録も。

沖、友島、周廻二里二町五十一間。提要云。東西十六町二十二間。南北四町三十間とみゆ。さて釋紀云。磯取盧島を。或説今在淡路國東由良驛下とあるも。この沖島よと當れり。よりて思ふ。延喜承平の頃までも。なほ此島を以て。磯取盧島と云し説の。あつし。さし明らけしと云り。按よ此説まじらざるへとおほゆ。また私記云。或説云。淡路紀伊兩國之境。由理驛之西方小島云々とある。由理驛ハ由良驛と一なるへし。されどこれハ聊ハ方位たかへり。西の誤か。又政友云。島體圓六十町許も。今の姿は大方たかへす。實測録云。七十四町五十一間とあるしたり。高世丈許ハ直立の高となり。この島續風土記云。高き所まで打越十三町許と見え一のみまで。他は其高さを測量りしもの聞えり。詳に云ひかたけれど。遂は遠く見ゆるを以思ふ。ゆゑに記し。如くあらん。世丈ハ六尺間として。三十間は餘れり。私記云。古説云天神所賜瓊矛。既探得磯取盧島畢。即以其矛衝立此島。爲國柱也。即其矛爲小山也。

とある即此山なること明らけし。と云り相去伴島二三亦非人居と云。此島と伴島とを相去りて。二三の島あれど。亦人居なしと云。此時人家はなかりしと見て。兩島同根と云。磯取盧島と伴島と。地根ハ一なりと云。凡此三島とい

右の二島は何の島を併せて云るや。今詳ならず。常磐草に三原郡の海中。今沼島と稱する。即おのころ島なり。釋紀。或説今在淡路國東由良驛下云々。按よ由良驛。延喜式に出たり。南海道の渡口まで。紀伊國に近し。由良驛の下。五里許。西に沼島ありと云り。小杉

根部曰。龜相記に所謂伴島の西南に。淡能基呂島ありと云る。全く此沼島の事あり。沼島の外に伴島の西南に島あることなし。されど常磐草の説はよく叶へりと云り。按に方位よく叶へるか如し。さらし三島と云るも。右の沼島を併せて。云るか如くなれど。沼島ハ昔より淡路に屬て。紀伊國の島ならず。龜相記に。淡能基呂島を在紀伊國海部郡と正しく云れ。かつ同根と云はむに。沼島は伴島とい。餘り離れ過たる心ちす。かたし此説はいか。あらむをほくたつべし。さて右の

沖の島の中は。奇異なる處いと多く。中にも觀念窟とて。地島と相對する處は。大石巖ありて。役小角ハ行所と云傳へたる處あり。また西の方島を離れて小島一あり。これを神島といふ。周回四町半。土人小島出といふ。神島の上劍池あり。少彦名命元神島と鎮り坐り。呼て淡島明神といふ。此島は坐すを以て

り。淡島明神加太浦に迂りまゝ、後、  
 土人神島を呼びて此島を尊べり。ふとあり。なほ續風土記に。此あたりの事  
 いと委しきを。今は其概略を記しぬ。龜相記の説まこと當れりと云つべし。  
 て右の如く。自彘島の在所をたゞは知られたる上。更よ云へきことなきか如くな  
 れど。此より一説あり。試よ云へし。とる。通證は此島の注云。舊事玄義引清記  
 曰。通謂世界也。今按。日月巡天地而萬國爲自彘島。然以爲之國在  
 而言。則吾大八洲之本號。就其氣化之地言。則所謂小島也。あり。此説ま  
 こと弘と天地のありさまを見通たりといふべし。今試よ右の文を解へし。  
 る。天神の二神に此漂在國を詔へる。未。浮膏の如く漂てありし時。其  
 底。下に國あらむとも思はざりしを。即の所賜の瓊矛を以。鹽許表  
 呂許表呂よ畫成たまひしか。其漂ひたりし物。自ら矛の末よりたたり積り  
 て島となれる。島といへど。これ一國の大地球の始なり。大地球の體盡く自ら  
 凝れる状見るか如し。かの文よ日月巡天地而言。万國爲自彘島。と云るは

是なり。さらば今此所在の自彘島。いかなるものと云よ。この自彘島。即二神  
 の矛を衝立たまひし處よして。これ自彘島の本處なり。根源なり。大八洲の中  
 央なり。以爲之國。柱而言。則吾大八洲之本號也。と云る即是なる。又其  
 衝立たまひし矛。後遂よ化して其處の小山となれる。これかの現在なる小島よ  
 て。就其氣化之地而言。則所謂小島也と云るこれあり。まこと面白き説  
 言なり。然るよ此までの説は。神典を我皇國限の物の如く心得て。我國ハ二神  
 の探成たまへる國處あり。二神の生成たまへる島國なり。外國ハ然らず。潮沫の凝  
 て成れるなりなど。天地を私して言へること傍いたけれ。皇國ハとらなり國といふ  
 國いつれか鹽沫水沫の凝れるよ非らん。獨外國のみならんや。なほこの事ハ下文  
 よいふべし。とて記よ。仁徳天皇淡道島よ坐て。遙望てよみたまへる御歌よ。  
 於志氏流夜。那爾波能佐波由伊傳多知氏。和賀久邇見禮婆。阿波志摩。  
 於能碁呂志摩。阿遲麻佐能志摩母美由佐氣津志摩美由。かの御歌よ。

れ。仁徳天皇の御時まつ。此磯取盧島慥は知られたる事明らけし。何の世よりの。其所在のまきはしこなりよけむ。其後のものに見えねは知わたかりしを。今はたかごとたかよ知らる事となりし。龜相記の賜物なりかし。

二神於是降居放島因欲共為夫婦產生洲國

降居ハ天より降り居坐るふり。其ハ二柱大神ハ。かの漂蕩へりし一物の。未國土と固まらざり一問ハ。天神等の御許よ坐しなり。この事猶一書還復上三請於天とある處見合すし。○為夫婦。記よ美斗能麻具波比とあり。記傳云美斗ハ御所なり。所を斗と云。其の中よも。夫婦隠る寝る所をも分て所と云けむ。大穴牟遲神の。八上比賣ハ美刀阿多波志都とある。美刀と同じ。又久美度邇興とある。度も是なりと云。麻具波比ハ婚はひなり。麻具ハ女と適合ことあり。宇鏡集に婚をマツとあり但し求ることをマツと云ると中古の物語文なごよあまた見えて。著聞集よ。只今こもちをまきかいて

候へはまきはて候て。参り候へし。言義未詳ならず試にいははまはまを云か。後にこれを目合とも云り。結合のさま互に親しむ目を見合すれはそれより轉して。其名といはれるなるべし。波比ハ其形容を云辭なり。味波比觸波比などの波比は同一。されは御所之婚の義なり。記歌に都麻とあるハ。妻覓不得にて。同じ語乍ら意異なり。また雅言集覽にまの下の。万廿。わか草のつまをもまかす。などあるよりいなる詞か。と云るも非也。これハ妻をも不纏て。枕は纏くもといへると同し語なり。思混ふからす。○產生。記よ生成とあるよ。因て。宇美那佐牟登云々とも訓へし。とて今もかと適合して。國產生まご所思し着坐るハ。上よも云る如く。初て願身を具成り給へるに依ての御態なり。

便以磯取盧島為國中之柱柱此云美而陽神左旋陰神右旋

國中之柱。第一一書ハ天柱。記ハ天之御柱。舊事紀ハ國中之天柱とあるハ

以て。此國中<sup>之</sup>柱。即天柱なることを曉るべし。然れ<sup>ば</sup>國中<sup>之</sup>柱と云るは。國中<sup>之</sup>天柱とあるを。切めて短く云るなり。次は引る私記より唯國柱とのことあり。平田翁云。國中といふ大地の中を云。即彼戈を大地の鎮固<sup>カキマ</sup>の柱と爲るとするなり。是を以て始は天神たちの戈を給ひて任し給へること。其をもて大地を攪<sup>カキ</sup>し衝立て固めよ爲よとの御量なり。こと知られたり。此戈を突立坐るは依て。彼屯々<sup>ムラムラ</sup>と漂へる一物の一所を凝結ひて。漸々よ締り堅まらば。此國土の心は。大は成れる物よなむ有けると云り。さて釋紀より引る私記。古説は。天神所賜瓊矛既探得磯取盧島畢。即以其矛衝立此島爲國柱也。即其矛化爲小山也。とあり。舊事本紀にも。以天瓊矛指立於磯取盧島之上。以爲國中<sup>之</sup>天柱とあり。さるを。今は以磯取盧島爲國中<sup>之</sup>柱とある。聊の傳の轉れるものまで。此大地の廣く大なる中は皇國の地といふ。これ國土の元本。また磯取盧島は。大地の鎮固なる御柱の地といはれり。磯取盧島を爲國中<sup>之</sup>柱と云へるも通さざるはあらず。さて纂疏は爲國中<sup>之</sup>柱者。以矛植于島中。以爲柱也。と注されり。舊事紀より玉へるものあらむ。此紀は直は島を以て柱と爲よ。なれば聊異りあり。○陽神。陰神。山陰云陽神陰神。また陰陽始違合。また一書に。陰元陽元。又既違陰陽之理。なごある陰陽の字。例の漢文の潤色よして。此は殊に後世の漢意の邪説を招き。古意の世は明らかならざる基よして。いと學の妨となる書をまなり。陽神陰神といふこと。古傳のまならは。もと男神女神とありけむ。とれと古事記は此二柱神を。男神女神と云ることも見えず。此紀よも此段よのみおそひとあれ。次の段は。御名をもて記されたれ。此段あるもともいひな。御名よそありけむかし。と云れたり。○左旋右旋の記は。如此之期乃詔汝者自右廻達。我者自左廻達とありて。男神の指揮は依れるを。此は略きたるあり。平田翁云。師云如此廻るの左右を定め給ふ。故ある。然らるべし。これ其傳は無ければ。度知るべきはあらず。と言れらる。然言ながら。

云へるも通さざるはあらず。さて纂疏は爲國中<sup>之</sup>柱者。以矛植于島中。以爲柱也。と注されり。舊事紀より玉へるものあらむ。此紀は直は島を以て柱と爲よ。なれば聊異りあり。○陽神。陰神。山陰云陽神陰神。また陰陽始違合。また一書に。陰元陽元。又既違陰陽之理。なごある陰陽の字。例の漢文の潤色よして。此は殊に後世の漢意の邪説を招き。古意の世は明らかならざる基よして。いと學の妨となる書をまなり。陽神陰神といふこと。古傳のまならは。もと男神女神とありけむ。とれと古事記は此二柱神を。男神女神と云ることも見えず。此紀よも此段よのみおそひとあれ。次の段は。御名をもて記されたれ。此段あるもともいひな。御名よそありけむかし。と云れたり。○左旋右旋の記は。如此之期乃詔汝者自右廻達。我者自左廻達とありて。男神の指揮は依れるを。此は略きたるあり。平田翁云。師云如此廻るの左右を定め給ふ。故ある。然らるべし。これ其傳は無ければ。度知るべきはあらず。と言れらる。然言ながら。

左右を定め給ふこと思ふ由あり。其の記は、伊邪那波命の御禊給ふ處は、左御手の手纏は成れる三神を、奥某神といひ、右御手の手纏は成れる三神を、邊某神とある。此を師説は、奥は海の奥、邊は海の邊まで。常にも對へ言なり。左を奥と當るは、岡部翁の説は、万葉九は吾妹兒者、久志呂邇有奈牟、左手乃吾奥手邇、纏而去麻師乎。とある此意なりと言れさ。今思ふに、銅は左右共、まじも云るは、左を奥として殊、重くする意にてよめる成へし。此は依らば、左手を奥手とするなり。然れも右を邊なること著し。初も邊の意は叶へり。又万のことをまつ右手して爲も邊、と有るは、據て思へ。左の男の位まで、奥なり上なり本なり。右の女の位まで、邊なり下なり末なり。かと思ひ定めて、始を思ふ。まつ産靈の女男の始とる大神は、高皇産靈神、次神皇産靈神とあり。此二柱神の生坐せる處も、伊邪那波神、次妹伊邪那美神とあり。此の男神は左上に成坐し、女神は右下に成坐す。次とある。右に成坐る由なるへと。是を天地初發の時より、男の本より尊く、女の末より

て卑き義理の起原なりける。内侍所御神樂次第にも、左を本方とし、右を末方と云ふ言も更なり。是を神隨は始まれる。上下本末の定めなるは、右の趣なるは、官司に左を上とし、本とし、常に人の並坐るにも、尊きは左に、卑きは右に著くこと、知れるは、自然のこと云れたり。猶又翁の説に、皇祖天神の成出玉へる物共は、天地の更なる道にこそ。と云れたり。猶又翁の説に、皇祖天神の成出玉へる物共は、天地の更なる物にて、其は天地に、男女の理を具へて有る事、誰も見にまらぬ人及生とし、生る物に、男女の体を具へざるは、無く、鳥の雌は右羽を上とし、雄は左羽を上にかさね、介類の牝は右に巻き、牡は左に巻き、草木又男女の差別ある事、誰も知れるか如し。又火は男神は坐故は、火炎は左に上り、水神は女神は坐す故は、水の渦は右に巻き。風神は男女二柱なる故に、風の吹に左右あるなど、皆自然の性ありと云れたるは、實に然言になん。○武郷云、此鳥の雌雄は、左羽右羽の別ある事、漢土にて古き傳説ありて、詩經小雅魚藻之什、白華詩に、鴛鴦在梁、戢其左翼。箋注に、戢、歛也。歛、左翼者、謂右掩左也。鳥之雌雄不可別者、以翼知之、右掩左、左掩右、雄陰陽相下之義也。夫婦之道、亦以禮。また龜相記は、此段の事を書て、宜、汝命者御柱、自右廻之。吾者自左廻會。男女之服、左右此由也とあり。此文に據れば、上古は男の服は左衽、女の服は右衽なり。こと知られたり。さて後、漢風は押移りて、一般右衽となれりしこと、まじも云ふは、ある傳なり。まじも重胤の云れけるは、男は左、女は右。又男は前、女は後と。自然に定れる道なるか故



倭姫命世記。左物不移。右物不移。左左。右右。左返。右返。事毛。万事違事無久志氏。大神爾奉仕。元元本本故也。云古語あり。此を誰しの人も例の偽造の如心得れども。五部の書の成れる其より以前に。出来る大中臣能宣記は。此語を載たる。皇孫尊御天降。就て天照大神の三種神寶を事寄し奉りし時。詔玉へりし大詔命と爲る。然も有ぬべき事也。元元本本と。天地の初時より。皇祖天神の立玉へる道を。少も違ふ事なく。踏行と云て。此の左旋右旋の事。奇と云き。能契合るものなり。云れたるいけよと云言なり。

分巡國柱同會一面時陰神先唱曰憲哉遇可美少男焉

此云鳥等孤

分巡國柱。上見えたる國中柱。取取盧島を概といひ。其島中

指立玉ひ一戈を。國柱と見立玉へるにて。差す處聊異あり。一書また記に天

事。記傳云。凡夫婦適合の初。先柱を行廻ること。上代の大禮と見えたり。

此ハ其男女適合の始。先此禮を行ひ給ふこと。甚々深きことあり有

とふるへ。これ其理ハ傳無ければ。凡人の如何とも測知へきに非ずとあり。○

唱。重胤云。釋秘訓。私記師說登那賣氏止讀之。登那賣ハ登那閉と。音那

布の略なり。欽明紀孝徳紀。歷問をトナメトフと訓る。唱問なるを以知

るへし。人よ言を音信と云わ如くと云り。さて平田翁云。古今集。序。倭歌ハ人

の心を種とて。万の言の葉と成れりける。世の中もある人。ことわ繁き物な

れ。心よ思事を見物聞。物よつけて言。出せるなり。云々此歌天地の開。始

まりける時より出来よけり。古注に天浮橋のしたにて。婦神夫とあり。此の唱和

せ。御言を云り。信。歌の始よそ有ける。抑宇多と云ハ心よ思事を。言よめ

ななし。聲をなめて言出るを宇多布と云ふ。其を體言よ爲して宇多と云る

よて。宇多布心は思ふ事を言は渡り出る事あり。或説に宇多布心に思ふ  
 云るの然る言にて、俗言に宇都多  
 布流と云ふ信に同言と聞えたり。二柱神の天之御柱を左右より行廻り逢  
 して、御面を會せ給ふ時。互に阿那妍しき善壯夫。阿那妍しき善小女  
 と所思し坐る御情のまじを。御言は願ひして。如此宇多比出玉へるふれ。此  
 守哥とい言る也。然るを記紀にも此乎哥とは云す。また紀にも哥をいみな假名  
 にて書るに。此の常の詞と等しく。漢文に書れし。後世の哥にも  
 らふれば。詞の少くたしか。哥と云ふ。赴に思ひなし難き故に。是を誠は哥なる本意  
 をよくも辨へず。常の詞と等しく。漢文に書れしなるべし。然れども五言二句に調  
 ひて。其詞の状もたの詞に非ざる故に。唱といひ  
 和といひて。常の詞に非ざることを願はれたる也。されば古今集序に。此唱和御  
 事を以て。歌の終とせること信よいされたり。凡て何事も。始は後々の如くさたか  
 ら。有ぬ物なり。復古注にも。この數も定まらず。哥のやう  
 にも非ざりけらしと云へるも。即此意也。さて岡部翁の言は。如  
 此詔ひ交せる。いと上代の交合の初の禮なるべし。と言れし。然る言なり。その  
 天神の詔命に復還降而改龜相記に伊佐波命曰穴荷壯士伊奘諾命  
 言へと。詔玉へるにて灼焉し。と云り。穴荷美女。然後會之婚姻之始也とあり。

○意哉本の訓は甚俗。一書は阿那而惠夜とあるは從て訓へし。記は阿那

邇夜志とあり。記傳は阿那ハ古語拾遺は。事之甚切皆稱阿那とあり。何事  
 よまれ。とて當りて切は思ゆるを阿那云々と云り。武郷云。重胤云。阿ハ單聲は  
 共に嬉しとか哀しとか。物に深感くる時に當りて。長息する聲なるに。那も歎きの辞  
 にて添れるなり。其は東遊哥に。者阿禮奈(安引)云々などある。奈安を引は。何れも  
 歎きて。聲を詠むる是なりと云れたるは。うなる説なり。す  
 べて古言に奈と云言の添はれる。多く歎辭なりといへり。さて其邇ハ。一書は美哉  
 また妍哉と書て。此云阿那而惠夜と見え。又神武紀に。妍哉ハ阿那珥夜とあ  
 り。字書は意。悦也とも注し。妍。麗也とも美好也とも注せり。此等の字を以て。  
 邇といふ言の意を解るべしとあり。惠夜ハ記の夜志の如し。万葉集は思咲ハ繼  
 惠夜師などの惠夜は同く。みな歎の辭なり。記の夜志も。歎の夜とて。意哉も美哉  
 志を添たる辭也。

も。妍哉の訓注は從ひて。みふア。ナニエヤと訓へし。何も惠夜の意も。阿那の意  
 も。哉よこもれハ。妍美意字を。正しく邇といふ言よあなれたる云り。○遇可美  
 少男馬。記は愛衰登古表とあるは。因て訓へし。記傳云。愛は一書に可愛又善  
 とあり。是等の字よて其意顯なり。古。余伎を延と云るは。多し。今も然と云ふ



の稱なり。例の紀中は女。又女人又婦など然訓る處多し。皇極紀は。男子女子をいへる男女を。チノコメノコと訓り。又チミナと訓もあしからし。例の記又万葉哥など見えたり。○不祥。サカナシと訓。記傳云。紀中不祥を然訓み。惡守をも然訓ることあり。又性を佐賀と訓り。是古語にて。後歌は憂世之佐賀など云。是よよと叶へり。其元より自然は然有言を云言なり。佐賀那伎の其反よて。自然然あるへきまよ背き違へるを云。後の物語は言多て人を悪く云なり。と云り。○宜以改旋。重胤云。宜以改言の意は見へきなり。巡は於てハ異りなければども。今度の陽神ハ先ハ唱へ。陰神ハ後ハ和へむとなれ。御言を改め玉ふよていれども。其ハ又國柱を分巡らして。唱和し玉ふ事なる故。宜以改巡とあるなりけりと云り。記又一書ハこれを天神の詔へる御言とせり。然るを此ハ天神の御事ハ略かれて。此二神の御上耳の狀ハ語傳へたるなれ。聊あかぬいさす。

於是二神却更相遇。是行也。陽神先唱曰。意哉。遇可美少女。

焉。

少女此云鳥等伴

因問陰神曰。汝身有何成耶。對曰。吾身有二雄元之處。陽神曰。汝身亦有雄元之處。思欲以吾身之元處合汝身之元處。

却更相遇。山陰云。此文一書は改復巡柱ともある如くなるへきを。こゝ上は宜以改旋とある故。巡を畧かれたるなるへき。たゞ相遇のこと。巡り給ふことなると。總ならずと云り。本の訓ハ其意を得て訓めるもの也。○少女。記傳云。表登賣ハ表登古ハ對て。若く盛なる女を云稱なり。又童なるをも云る。と多し。○因問陰神。此一條ハ唱和の先ハ必あるへき事なるを。こゝは出たるは。かなり。一書ハ方宜し。○汝身。本ハイマシガミと訓。汝を伊麻志と云る。万葉續紀ハ見ゆ。万葉十四。又後物語。續紀の宣命とも。美麻斯とも有。書

胤云。麻志の坐なり。伊麻志の在なり。美麻志の御座なり。若て古より尊む人を  
 崇まて。大前も御前も前も申す事常なる。其より差降れる。其存  
 る所を直に指す故に。麻斯といふ云へりしもの也。通證にも汝猶言坐也と云り。借  
 伊麻志より美麻斯の如たこの上もく重しと云つ。また那賀美も訓べし。記傳云。汝の上代の歌も  
 もも多くなご詠。又那禮那兄那泥那妹汝者汝命など。皆那を本としたる稱  
 なり。那牟遲も那を本として牟遲は大穴牟遲などの牟遲  
 たり。物語文に。伎牟遲と稱も有。伎の君の意なり。汝の那と云は  
 本なりける。武郷云。さて其那の美  
 稱なる事云も更なり。さて那も伊麻志も。後より下とまの人の  
 いふも。いふ上代より然らず。其本登尊む人よも云る稱なり。汝字を當しと思ふ  
 早く尊む方に。其頭にもありて  
 云さりしや。己か夫を汝と云ること。又天皇をしも那賀美古と申せること。  
 記の歌も見えたり。又其之云を某賀と云も。後より賤む方を取。上代より  
 是も上下別の辭よ。之と云も同じとあり。○何成耶。人の産生るを成と云  
 こと異よ。此の御体の上も成れる事を。問かけさせ玉入るものなり。さて其何成

れると問玉ふ所。二神共素より異なる處ありしかなり。其異れりことばす  
 處。かの雄元雌元の處也。此の即隱處よ。互に見ゆへき所あらわ。問て知  
 しめす也。○雌元之處。雄元之處。本は雌元の上の一、字あり。今釋紀よ因て  
 削る。雄元の方にも。さて本はこれを。メノハシメ。チノハシメと訓られ。餘倉  
 なければなり。本永正本丹鶴本等の訓は。メノモトヲノモトと訓り。それとなほおもふ。  
 字は就たる訓のことし。この記は。吾身者成ナリナリや而不成ナラズ合處一處在。また成々  
 而成餘處一處在。とある。古傳のまなるへき。即女男の陰處なり。平田翁云。  
 不成合處とはかりにて。名の無きこそ最も尊く。愛たき古傳の神語なりけれ。然るに  
 雌元。雄元。陰元。陽元などある。強て名けられたるものなり。此時に。いまた名の無  
 りしこと云も更なりと云れり。さて此本書の趣。初度は男神の唱へ給はぬ先。女神の唱な  
 まひしかは。男神の唱へ給はす。悦ひ給はす。天神は問給ふ事無く。改め旋りまし  
 たる。一傳なるへけれど。此度又男神のみ唱へて。女神の唱へ玉はぬいかなり。  
 願注よ引る。因問の上。陰神後。和曰。意哉遇可美少男の一句あり。古

本ありしなる一〇身元處。本は身下之字あるを今ハ永享本は元は後  
て刪る。吾身元處の方に。諸元處とは。重胤云釋述義に。凡男女初生之時。先  
見此處乃定男女。故謂之。元處耳。下雄元又同之。とある。然る事なれ  
ども。雌雄相婚きて。子を産成。其元處と見るや勝るべからむと云り。○吾身吾  
を阿とも和とも云ふ差別あり。重胤云。吾を阿と云ふ人よ向ひて。己を名告る時  
は親昵しむ意の甚切なる時は限れる事なり。其中は夫婦の間なむ。殊は深  
く思交して親昵しむ意の甚切なる者なる故。多と阿とも阿賀とも阿禮とも  
云り。然れ阿ハ狭くして和ハ廣きなり。

於是陰陽始適合爲夫婦。及至產時。先以淡路洲爲胞。意所  
不快故名之。日本此云耶麻  
曰淡路洲。延生大日本豐秋津洲。日本此云耶麻  
淡路洲。記ハ生子淡道之總之狹別とあり。右ハ附て重胤云。此ハ生

子淡道島亦名謂總之狹別とあるべきを。後ハ淡道と云名と。神代ハ總之狹  
別と云し名とを。一ハ連ハ云るより。他例と異なるなむと云れし如くなれと。總  
之狹別と云い。此島の別名ハ非ず。もと國魂の名なるか。後ハ轉りて洲名とな  
れるなり。さるまづ國を産むと云るハ。口訣ハ。八洲各有國魂。即洲成之精  
神也。淡路神号總狹別とあり。又松下見林ハ。神代卷校正評閱ハ。生大  
八洲國者。生其神ともあり。とすれ。國魂ハ國を以賅とし給ふ精神とて。其  
國ハ屬き其國を幽世より主領き坐す神の御名なり。然れ淡路など云國名と  
そは。人代よ成ての事也けれ。神代ハ右の如く。總之狹別島。又ハ伊豫を  
愛比賣國讚波を飯依比古國など云けらし。さてそれに女男の名あるから  
跡具はれる。とて此洲ハ。記傳ハ南海道の淡路國なり。和名抄ハ阿波知。書記應  
神天皇大御歌ハ阿波旆辭摩とあり。後に國となりて。なほ淡路島との名義  
み云ひならへり。意波佐度もまかり  
ハ阿波國へ渡る海道ある島なる由なりと云り。とて次の一書又記ハ。蛭兒

と淡洲を最先に生給ふとあれは、（注）も淡路洲は淡洲の誤かと思ふは、然らず。此傳より淡洲を生坐ることを略きて載せざるものにて。此なるは、（注）も淡路洲を有ける。大日本豊秋津洲の胞とあるは、（注）も淡洲ならぬこと知られたり。○胞は其假名古書は未見當らず。名義も詳ならず。また以淡路洲爲胞の義詳ならず。重胤云。胞衣は兒の胎中にある時。此を裹て日足す器を有けれ。己を生れ出れば。何の用も立ざるものなり。其上胞衣の出る。自然の事なるを。爲胞と云ては、大に義違へり。されば爲胞は、最初は出来る子長なるよしを以て。淡路島爲兄（注）と云傳へたるを。言の同じき任は、兄を胞と誤れるならん。然し舊事記は先生大八洲兄（注）生淡路洲とあるは、受る所あるなるへしと此り。（注）按に胞は今云胞衣の事は、あらじとて、大凡は腹と見れば同胞兄弟など云るは、同胞衣の事にあらず。一腹にて他腹をまじへぬを云。即ち世らば波良と訓へく。○意所不快々。快字元々集に悦ひ作りさて意所不快云や、なほよく考へし。（注）に記せるなり。此十一字。本は大字は作る誤なり。山蔭云。或本は細書より宜しとあり従ふへし。但し日本紀竟宴本は此十一字なし。後人の加筆の注の如くはふりしなり。○大日本豊秋洲。記云生大倭豊秋津島亦名謂天御虚空豊秋津根別とあり大倭と云也。長門の岬より陸奥出羽の末まで、海を隔てて連れる地を云る號なること。首卷に委と云り。神皇正統記は天御虚空豊秋津根別と云神を生玉ひし。是を大日本豊秋津洲と名つと。今ハ四十八ヶ國よりわけてり。中洲なりし上は。神武天皇東征より代々の皇都なり。依て其名をとりて。餘の七洲をもすへて。耶麻土と云るへしと云れたるか如し。秋津洲と云名義は。神武紀は腋上（注）嘸間丘（注）に登り。國形を廻望ませる所は。曰雖内木綿之真途國。猶如蜻蛉之臂（注）帖馬。由是始有秋津洲之號也。とある詔より起れる名にて。もと幾内なる大和の國內の地名なるか。（注）腋上嘸間丘。大和國葛上郡也。遂は天下の大名も成れりと云るは。普通の説なれども。按ふは此秋津の號總

と淡洲を最先に生給ふとあれは、（注）も淡路洲は淡洲の誤かと思ふは、然らず。此傳より淡洲を生坐ることを略きて載せざるものにて。此なるは、（注）も淡路洲を有ける。大日本豊秋津洲の胞とあるは、（注）も淡洲ならぬこと知られたり。○胞は其假名古書は未見當らず。名義も詳ならず。また以淡路洲爲胞の義詳ならず。重胤云。胞衣は兒の胎中にある時。此を裹て日足す器を有けれ。己を生れ出れば。何の用も立ざるものなり。其上胞衣の出る。自然の事なるを。爲胞と云ては、大に義違へり。されば爲胞は、最初は出来る子長なるよしを以て。淡路島爲兄（注）と云傳へたるを。言の同じき任は、兄を胞と誤れるならん。然し舊事記は先生大八洲兄（注）生淡路洲とあるは、受る所あるなるへしと此り。（注）按に胞は今云胞衣の事は、あらじとて、大凡は腹と見れば同胞兄弟など云るは、同胞衣の事にあらず。一腹にて他腹をまじへぬを云。即ち世らば波良と訓へく。○意所不快々。快字元々集に悦ひ作りさて意所不快云や、なほよく考へし。（注）に記せるなり。此十一字。本は大字は作る誤なり。山蔭云。或本は細書より宜しとあり従ふへし。但し日本紀竟宴本は此十一字なし。後人の加筆の注の如くはふりしなり。○大日本豊秋洲。記云生大倭豊秋津島亦名謂天御虚空豊秋津根別とあり大倭と云也。長門の岬より陸奥出羽の末まで、海を隔てて連れる地を云る號なること。首卷に委と云り。神皇正統記は天御虚空豊秋津根別と云神を生玉ひし。是を大日本豊秋津洲と名つと。今ハ四十八ヶ國よりわけてり。中洲なりし上は。神武天皇東征より代々の皇都なり。依て其名をとりて。餘の七洲をもすへて。耶麻土と云るへしと云れたるか如し。秋津洲と云名義は。神武紀は腋上（注）嘸間丘（注）に登り。國形を廻望ませる所は。曰雖内木綿之真途國。猶如蜻蛉之臂（注）帖馬。由是始有秋津洲之號也。とある詔より起れる名にて。もと幾内なる大和の國內の地名なるか。（注）腋上嘸間丘。大和國葛上郡也。遂は天下の大名も成れりと云るは。普通の説なれども。按ふは此秋津の號總

國の稱はよれり号なること。先達も往々辨まざる説ともあり。さるの神武紀和の國形は附て當昔詔へる御言の一の傳とされるなり。欽明紀は。豊秋。日本とも云るを以て蜻蛉の故事より異なること知られたり。さて上古より一洲の號なり。正しと秋津島倭を大號とせり。仁徳紀は河内國茨田堤。雁の卵を産るを。武内宿禰に其事を問はせ給へる大御歌は。汝こそ。世の長人。秋津島倭の國は。雁子産と云ふや。是は答へ奉れる歌も。秋津島倭の國は雁子産と。未だ聞かずと詠れたり。雁の産むこと。凡て皇國に珍らしけれ。此夜麻登の正しと天下の大號なり。さて後よりいしハ島を總たる大號とも云へ。此より長門の岬より。陸奥出羽の末までを係たる號を用たるなること。上よ云るの如し。思ひ混ぶべからず。平田翁の説は。予か説と甚く異なり。首卷に云るを見合すべし。○日本此云。の注本は上よ入れる誤なり。今釋紀亂脱は據て此は置く。

次生伊豫二名洲。次生筑紫洲。次雙生億支洲與佐渡洲。

世人或有雙生者象此也

伊豫二名洲。記云生伊豫之二名島。此島者身一而有四面。每面有名。故伊豫國謂愛比賣。讚岐國謂飯依比古。粟國謂大宜津比賣。土左國謂建依別とあり。肥傳云身一とは四國一島なるを云。有四面四とハ四に分れたに分れたる勢あるなるべし。さてこそ四國に分れけり。さてかく人に准て身と云ふ。面と云ふ。次に三子島兩兒島なども云。又山にも頂腹御富登なども云類なり。万葉二。讚岐國の云々。天地日月と共に。滿行む神の御面とよめる。此處を思へるなり。記傳云。此は阿波讚岐伊余土左の四國を總たる名なり。後世四万葉三。白浪乎伊與邇邇之とあるも。四國を總て云りと聞ゆ。是本ハ一國の名なるか。大名なれること筑紫の如し。さて此ハ伊豫郡より出たる名なるべし。神名帳は彼郡は伊豫神社もあり。同郡は伊豫豆比子神社と云もあり。名義未思得す。二名ハ本より大名なるべし。此名義ハ名ハ借字よて二並なり。書紀應神卷の大御歌は。阿波旒辭摩。異擗敷多那羅弭。云々万葉九。二並筑波の山ともあり。さて此島ハ飯依比古と愛比

國の稱はよれり号なること。先達も往々辨まざる説ともあり。さるの神武紀和の國形は附て當昔詔へる御言の一の傳とされるなり。欽明紀は。豊秋。日本とも云るを以て蜻蛉の故事より異なること知られたり。さて上古より一洲の號なり。正しと秋津島倭を大號とせり。仁徳紀は河内國茨田堤。雁の卵を産るを。武内宿禰に其事を問はせ給へる大御歌は。汝こそ。世の長人。秋津島倭の國は。雁子産と云ふや。是は答へ奉れる歌も。秋津島倭の國は雁子産と。未だ聞かずと詠れたり。雁の産むこと。凡て皇國に珍らしけれ。此夜麻登の正しと天下の大號なり。さて後よりいしハ島を總たる大號とも云へ。此より長門の岬より。陸奥出羽の末までを係たる號を用たるなること。上よ云るの如し。思ひ混ぶべからず。平田翁の説は。予か説と甚く異なり。首卷に云るを見合すべし。○日本此云。の注本は上よ入れる誤なり。今釋紀亂脱は據て此は置く。



黄之男女並ひ。建依別と大宜郡地賣と。又並へるを三雄と云り云々。○筑  
 紫洲。記云次生筑紫島。此島亦身一而有面四。每面有名。故筑紫國謂  
 白日別。豊國謂豐日別。肥國謂建日別。日向國謂豐久士比泥別。  
 印本と異なり。今の古本文とあり。此島もも一國の名より出て。遂に總名よ  
 いなれるなり。記傳云。此島後よ番海道と云。九州とてまた其  
 一國の筑紫も。後よ二國に分れたり。其の和名抄よ。筑前 筑紫乃三 筑後 筑  
 乃三知とある是なり。風土記よ。筑後國者本與筑前國。各為一國と云  
 り。さて如是二に分れ一は。何御代とも知れず。景行卷十八年。下よ。筑紫後  
 國とあれい。其より前の。はた分れし後なれと。前へも及しての。ハ書る。都久  
 志と云名義ハ。筑後風土記に三説ある中よ。昔この前と後との界なる山は筑  
 ふる神ありて。往來人多よ取殺せり。故其神を人命盡神と名む云ける。後よ  
 祝祭て筑紫神と申すとあり。此説ともありのへと聞ゆ。式よ筑前國御笠郡筑紫

神社あり。此神なるへしと云り。重胤云。筑後風土記云。筑後國者本與筑前國  
 之人所駕鞍轡被摩盡土人曰。鞍轡盡之坂。二三云。昔此界上有鹿猛神。往來  
 之人半生半死。其數極多。目曰。人命盡神。于時筑紫君肥君古之。今筑紫君等  
 之祖。麴依姫爲祝祭之云々。是以曰筑紫神。四云。爲葬其死者。我此山木  
 造棺與。因此山木欲盡。因曰筑紫國。後分兩爲。前後と有て此に三説の  
 共。一時の事なりけり。私記に。一云。此地形如木免之体と有て。二ハ右の鞍轡  
 盡の説なり。故其鞍轡盡の説ハ。此に神代より以來。鹿猛神の御在し坐ける故  
 馬なから往來人有人有れハ。其無禮さを咎めさせ玉ひて。命をも取せ玉へるなり。次に  
 半生半死と有ハ。其事を釋せる如くして。或ハ落又ハ死も爲けるを云なり。後の説ハ。  
 其亡にし人。を此山の材を以て棺與に造り。此なから埋めける由にて。其死者の夥  
 しきを云り。然れハ。其中は云る人命盡神と云る。是筑紫の本説にて。鞍轡盡之坂又  
 山木欲盡の説ハ。其就て來れる者よして。此彼別ある故事のありしにハ非ざり。り。  
 借右の鹿猛神ハ。上に引る肥前風土記に。軍神と有る類にて。五十猛神と申奉る意  
 に應に合るものなり。記傳五に。右の文を引て。筑紫神ハ。式に筑前國御笠郡筑紫  
 神社名神大有り。是なるへしと云れ。目原氏の和爾雅に。筑紫在御笠郡原田  
 村。五十猛命相殿賣。滿明神とあり。其筑紫神社立せ玉ハ。隣村ハ筑紫村と云有  
 りと土人云り。右の相殿賣。滿明神と云ハ。式なる同郡竈門神社名神大とある是  
 なり。今其山の一名寶備山と云れ。○億波洲一書よ。億波三子洲とあり。名義  
 其神を取りて此にも祀れるなるへし。○億波洲一書よ。億波三子洲とあり。名義  
 記傳よ。海原の奥中よある島と云ふりとあり。記に。伊余の二名。島の次よ。生  
 億波之三子島。亦名天之忍許名別とあり。とて。本よ。億守隱よ作れり。山隱

云。應字德とある本宜し。一書のみな徳なれり。一書も應とある本もある。皆後よ改めたるふり云り。○佐渡洲。記傳云。名義杖門の。此島へ舟いる。水門のせいきまや。凡て海に島門水門追なほ國形をもと尋て定むべし。此國天平十五年二月より越後國は併され。勝寶四年十一月より又一國とせらる。續紀に見えたりとあり。さて記よ此洲津島の次。大倭の前に生給ふよし見ゆ。舊事紀よ。筑紫島の次。次熊襲國謂建日別。一云佐度島とある。熊襲の亦名とせしめあらず。一云よ熊襲國ふくて。佐渡島謂建日別とありしとあり。こゝまことよる傳なり。口訣元々集よも然云る。古本よ依れるなり。口訣に佐渡洲あり元々集に引る舊事記に。次生佐渡洲謂建日別とあり。此の印本を以て云るに非ず古本也。今○雙生教野由之曰。此雙生億波洲與佐渡洲の一句は。億波洲を雙生し佐渡洲をも雙生したりといふ意なるべし。與は増額曰。及也。易說卦。是以立天之道曰。陰及陽。立地之道曰。柔與剛。立人之道曰。仁與義。論語曰。弑父與君。などの與と

同格にて。雙生を兩方へかけて。意味を有たせたるものなり。さて億波島も雙子。佐渡洲も雙子と云は。二國孰も二島つ。海中よ對峙するを以てなり。今子島二子山妹脊山などの名諸國にあり。昔形勢に云れるなり。二神發見せられし時の形勢。此の如くなりしなり。億波島は。現よ三島とて。附屬の諸小島なほ多し。舊事記よ三子島とあれども。概して雙生といへるは三なるを。島前島後と二と稱するが如し。さて佐渡國現在の形勢も。地誌よ法馬の如くとも。蝴蝶の斜よ飛ぶが如くともいひ。尾張の岡田挺之の東鑑録よは。歌篋島とも云と書けり。國人は北と南は。各一派の山脈連亘し。東西の扼したる處は平坦にして。田畝開け村落望む。これを國中とはいへる。余嘗て形勢を察するも。太古よ在ては。國中の邊悉く海よして。南北斷て連らざりしを。悠遠の年所を経て。次第よ接續せしものなるを知れり。此國古より北半部を大佐渡と稱し。南半部を小佐渡と云ふ。地形分れたればなり。今も加茂湖。若三崎地方の海よたふ時は南北分斷して。海水横割す

るの如し。今村落田疇相連りてとへ。此觀あり。往古海水の横劃せること想ひ見るへし。佐渡といふ名義。神代卷口訣は世戸也といへる。適當なるへし。世戸は瀬門なる。兩山の間海潮往來して。舟の通すへき處。即海峡を云ふなり。大佐渡は小佐渡相對して門をなし。潮汐往來すへき國なれば。此名ありしなりん。右の諸誌に由て之を觀れば。二尊の諸洲を巡行して。佐渡の形勢を視察せられし時は。海水横劃して兩島分立し。世は云ふ行山妹脊山の如くなりしを以て。雙生といへる事も。亦知るは足るへきか。と云れたるは信よりしき考なり。従ふへし。○世人或有雙生云々。象此と云事心得す。象とは彼に在る物の形を。圖一取る意なるを。世人の雙生は。素より自然の事なれば甚謂ふ。故思ふ。此十字は後人の摺入ふるへし。長寛勘文は引るよふさ。古き本のまふりしなるへし。後に平氏傳雜勘文と云ものを見しか。此十字本文より一字引下けて書たり。いよいよ摺入るるをしれり。故は今訓を欠きつ。

次生<sup>コシノシマ</sup>越洲<sup>コシノシマ</sup>。次生<sup>コシノシマ</sup>大洲<sup>コシノシマ</sup>。次生<sup>コシノシマ</sup>吉備子洲<sup>コシノシマ</sup>。

越洲。重胤云越洲は第一第六一書に在て。其他の一書及古事記等にも見えざる事なり。然るを。或は北陸道なる三越加賀能登の五國を合せて云ふも云ひ。又は佐渡國なりとも云説のある。其は推量の説也。其は北陸道の旨。古は越國と云ひ。中古は越前越中越後とわかれ。又越前より別れて加賀國と能登國となりて。凡て五國はなれるを。古に越國といへること。此の越國とい成りかたし。其は中山道と北陸道と。連山相重り。地勢相接きて。何れを堺とも云へからのを。大凡は山脈を以て。強て分たれたる位の事より有ければ。中々は此と彼と。洲を合せざる者より非され。決して外に求むべき也。まは佐渡國なりと云も私事なり。もし同じ島ならむに。同じ事を名を替て。別々に出されむ事あるへくもあらざるをや。此は太田某の著せる。能登國名勝志を讀て。初て此を得たり。武郷云。此書一名能登名跡志とも云り。二卷あり。安永六酉立春。加陽金府太田何某と序あり。故ありて名を著し。

りしもの其説云々。能登國ハ往古羽咋の瀉もり。能登部海道又西海道をと見ゆ。經て鹿島郡内浦田鶴濱曾濱石崎ふと云所。海續きよて島國ふりし時ハ。人も住す有しよ依て。怪鳥大蛇の棲處よて有けるを。氣多大神此を退治し玉ひけるより。人家出來て一國と成れる由。小田の龍大明神鳳至郡小田川村にあり。大蛇の神也。大穴持神平け給ふといへり。鷲嶽八幡宮是も鳳至郡也。の社傳よのこれり。とあるハ愛たき古傳なり。とて能登國と云ハ。續紀ハに。養老二年五月乙未。割越前國之羽咋能登鳳至珠洲四郡ヲ始置能登國とあれハ。本は郡名ありしなり。然れば越國ハ前中後に分れたる當時。猶越前國なりけれハ。往古に越洲と云けん程想像るへし。氣多大神ハ。神名式ヨ羽咋郡氣多神社名神大と有て。一宮記ヨ大己貴命也と見えたる是なり。又出雲國風土記ヨ高志之都々乃三崎云々。引來維國者三總之崎也とある。高志之都々之三崎ハ決て和名抄郡名ヨ。能登國珠洲須とある是なるへし。又三崎村海古より須々と云けりとも。古ヨ都々

云けるハ。音の通へる任ヨ。右の如くなれるなるへし。然らずてハ出雲の三總之崎より。高志之都々乃三崎とも云へき地ハ。能登の三崎を除て。外にハあらざるなり。式ヨ珠洲郡須々神社ある。此を三崎權現と申すと云れハ。都々乃三崎とあるヨ呼へり。若て万葉十七に。能登乃島山と詠るハ。其頃ハ已ヨ接ける後ふれとも。海中に此一國の長と張出たる狀を見て。古島國なり一事を思ひて詠る者なり。右の如ク。出雲風土記ヨ高志と云ハ。養老二年迄ハ。越前國なりしハ。其島國なりし古ヨ。越洲と云けん事云も更なる物なり。と云れたるハ。然る言なるハ。なほ此ヨも既。内山真龍がこの紀の類聚解ヨも。此地のことを云れたる所ヨ。越洲今の能登國の事よて。羽咋海以北ハ一島なり。今ハ海潮乾て。加賀國ヨ並ふとあり。むたかた能登國を。古越洲と云りしこと明らかし。○大洲。記傳云。周防國大島郡是ハ。此郡ハ離れたる島よして。今ハ代島と云へり。上ノ關の東。安藝の嚴島の西南ヨあり。長サ今道八九里をあり。横万葉十五ヨ過